

## 令和8第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和8年3月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 2日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計、企業会計予算案詳細説明)
2	3月 3日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 4日	水		○休 会
4	3月 5日	木		○休 会
5	3月 6日	金		○休 会
6	3月 7日	土		○休 会
7	3月 8日	日		○休 会
8	3月 9日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月11日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計、企業会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月12日	木	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	3月13日	金	午前9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	3月14日	土		○休 会
14	3月15日	日		○休 会
15	3月16日	月		○休 会
16	3月17日	火		○休 会
17	3月18日	水		○休 会
18	3月19日	木	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決



付議事件及び審議結果

3月2日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月 2日	適任
報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	3月 2日	承認
議案第 2号	長野広域連合規約の変更について	3月 2日	可決
議案第 3号	坂城町手話言語条例の制定について	3月11日	可決
議案第 4号	坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 5号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 6号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 7号	坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 8号	坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第 9号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	3月11日	可決
議案第10号	令和8年度坂城町一般会計予算について	3月19日	可決
議案第11号	令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月19日	可決
議案第12号	令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月19日	可決
議案第13号	令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月19日	可決
議案第14号	令和8年度坂城町下水道事業会計予算について	3月19日	可決

3月19日上程

議案第15号	令和7年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について	3月19日	可決
議案第16号	令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月19日	可決
議案第17号	令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	3月19日	可決
議案第18号	令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3月19日	可決
議案第19号	令和7年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）について	3月19日	可決

# 令和8年第1回坂城町議会定例会

## 目 次

### 第1日 3月2日(月)

○議事日程	1 0
○会議録署名議員の指名	1 1
○会期の決定	1 1
○町長招集あいさつ	1 1
○諸報告	1 8
○人権擁護委員の推薦、報告第2号、議案第2号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	1 8
○議案第3号～議案第14号の上程、提案理由の説明、詳細説明	2 0

### 第2日 3月9日(月)

○議事日程	5 2
○一般質問 宮入 健誠 議員	5 2
大森 茂彦 議員	6 2

### 第3日 3月10日(火)

○議事日程	7 8
○一般質問 中村 忠靖 議員	7 8
滝沢 幸映 議員	9 0

### 第4日 3月11日(水)

○議事日程	1 0 4
○一般質問 玉川 清史 議員	1 0 4
水出 康成 議員	1 1 4
○議案第3号～議案第9号の質疑、討論、採決	1 2 8
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	1 3 0

○特別会計・企業会計予算案総括質疑、委員会付託	138
-------------------------	-----

第5日 3月19日(木)

○議事日程	142
○議案第10号～議案第14号委員長報告の質疑、討論、採決	142
○追加議案上程、提案理由の説明	163
○議案第15号～議案第19号の質疑、討論、採決	166
○閉会中の委員会継続審査申し出について	167
○町長閉会あいさつ	168



## 令和8年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月2日 午前10時00分
4. 応招議員 13名
 

1 番議員	中 嶋 登 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	大日向 進 也 君	9 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	祢 津 明 子 君
4 〃	水 出 康 成 君	11 〃	朝 倉 国 勝 君
5 〃	宮 入 健 誠 君	12 〃	滝 沢 幸 映 君
6 〃	中 村 忠 靖 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	星 哲 夫 君		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 13名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長	長 崎 麻 子 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	高 橋 卓 也 君
教 育 文 化 課 長	細 田 美 香 君
収 納 対 策 推 進 幹	北 沢 明 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	井 上 敬 子 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 2号 長野広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 3号 坂城町手話言語条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について
- 第16 議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第18 議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について

## 11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

また、12番、滝沢幸映議員から自席及び着席にて質疑、一般質問をいたしたいとの申出があり、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は、理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議員日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（中嶋君） 会議規則第127条の規定により、7番 星 哲夫議員、8番 玉川清史議員、9番 山城峻一議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

議長（中嶋君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（中嶋君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和8年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、一昨日、アメリカとイスラエルがイランに対し軍事攻撃を開始したとの報道があり、国際情勢は緊迫した状況となっております。

今後の展開によっては、原油価格や物価の動向など、住民生活や町内企業への影響が懸念されるところであります。

町といたしましても、情報収集に努めながら、必要な対応に万全を期してまいりたいと考えております。

一方、先月、イタリアのミラノ・コルティナにおいて、第26回冬季オリンピック競技大会が開催され、各国の選手が熱戦を繰り広げました。

ひたむきに挑戦する姿は、多くの人々に感動と希望を与えるものであり、スポーツが持つ力、そして挑戦し続ける姿勢の尊さを、改めて実感したところであります。

オリンピックの理念である「スポーツを通じた平和と教育」が、今まさに世界中に求められているとともに、国際社会の相互理解に向けて、一日も早い平和的な解決が図られることを願うところであります。

また、国内に目を向けますと、先月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙を経て、新たな国政体制が発足いたしました。

急な解散から戦後最短と評される短期決戦となりましたが、新しい体制の下、政治の安定と経済の再生、そして持続可能な社会の実現に向けて、スピード感を持ったかじ取りを期待するところでもあります。

さて、本年度は、町の最上位計画である「坂城町第6次長期総合計画前期基本計画」の最終年度を迎え、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定を進めてまいりました。

策定に当たりましては、町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現に向け、6つの基本目標に基づく事業の検証を行うとともに、町民アンケート調査も実施し、暮らしの実感やニーズの把握に努めてまいりました。

また、事業検証や素案作成に当たっては、長野大学の先生方に参画いただく中で作業を進め、総合計画審議会による審議を経て、先般、後期基本計画の答申をいただいたところでもあります。

本計画は3月末までに決定・公表し、令和8年度からの5年間は、この後期基本計画を町政運営の基本として施策を着実に推進し、「笑顔があふれ、誰もがいきいきと輝くことができる社会」の実現を目指してまいります。

また、ウェルビーイングの理念を町の施策に取り入れ、町民一人一人の心身の健康だけでなく、人とのつながりや安心、自己実現など、社会的にも満たされた状態を高めていく取組を進めてまいります。

あわせて、暮らしの質の向上を実感できる施策を積み重ね、町民の皆様が「このまちで暮らしてよかった」と感じられる、幸せを実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでもあります。

さて、先月5日、ウェルビーイングなまちづくりの推進に向け、坂城テクノセンターにおいて、町と一般社団法人プラチナ構想ネットワークによる包括連携協定の締結式を執り行いました。

この協定は、町が進める「ウェルビーイングなまちづくりの推進」及び一般社団法人プラチナ構想ネットワークが進める「地球が持続し、豊かで、すべての人の自己実現を可能にするプラチナ社会の実現」という双方の目標に向けて、相互に連携と協力をしていくものであります。

この協定により、地域の活性化と町民サービスの向上を図るとともに、地域のプラチナ社会化を目指してまいります。

次に、町ホームページにつきましては、より分かりやすく、より使いやすい情報発信に向け、リニューアル作業を進めておりましたが、本日より運用を開始いたします。

今回のリニューアルでは、デザインを一新するとともに、必要な情報を探しやすいよう内容を整理し、スマートフォンやタブレットからも閲覧しやすい環境を整備いたしました。

あわせて、災害時などの緊急情報を迅速かつ的確に発信できる機能の強化に加え、年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインにも配慮しております。

今後も、本町の魅力や施策、各種手続きなど分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、葛尾組合において取り組まれている製品プラスチックの収集に対応したリサイクルセンターの建設事業につきましては、令和9年3月の完成に向けて、順調に進められております。

引き続き葛尾組合と連携を図りながら、ごみ排出量の削減や分別の徹底等によるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図ってまいります。

続いて、手話言語条例の制定についてであります。

手話は言語であるとの認識の下、手話及び聴覚障がい者等への理解の促進を図るため、町において手話の普及等に関する施策の基本事項を定めるものであります。

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあい、意思疎通ができる共生社会の実現を目指してまいりたいと考えており、今議会にご審議をお願いするものであります。

次に、新型インフルエンザ等対策行動計画であります。県の計画が改定されたことに伴い、町の計画を改定いたしました。

この計画は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症への対応を振り返り、その経験や課題を踏まえ、万が一の感染症危機に備えるもので、治療法やワクチンが開発されていない未知の感染症が発生した場合に、町が推進する対策について定めたものであります。

続いて、物価高騰の影響を受けている町民や町内事業者を支援するため、全町民の皆様に1万円の応援券を配布する「さかきの暮らし応援券事業」につきましては、4月1日からの利用開始に向け、3月末までに応援券をお届けできるよう準備を進めております。

有効期限は8月31日までとしておりますので、お早めにご利用いただければと思っております。

また、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、18歳までの子どもを対象に、1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給いたします。

本日より、対象となる世帯主の方へ順次お知らせ通知を発送し、今月末から支給を開始してまいります。

また、坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館では、今月29日まで、江戸時代から現代までのひな人形を一堂に集めた「第11回坂城のお雛さま」を開催しております。

県内最大級の享保雛やつるし飾りの展示のほか、ガイドツアーや本物の日本刀に触れることのできる鑑賞会なども併せて開催しておりますので、大勢の皆さんにご覧いただきたいと思っております。

さて、世界の経済情勢につきましては、エネルギー価格や資源価格の変動、地政学的リスクの高まり、各国の金融政策の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

民間の調査研究機関によりますと、国際情勢や通商環境が不安定化する中でも、「世界経済は底堅い成長を維持している」とされております。

その中で、アメリカ経済の先行きは、「関税による下押し圧力はあるものの、減税規模拡大やAI関連投資の拡大が追い風となり、堅調さを維持する」としております。

また、ヨーロッパ経済は、アメリカの対EU政策の不確実性はあるものの、「堅調な雇用・所得環境を背景とした消費の回復に加え、デジタル・グリーン・防衛分野の産業競争力強化に向けた投資の拡大から、回復が続く見通し」としております。

一方、中国については、「新5か年計画に基づき投資・消費の下支え策推進が予想されるが、政策の重点が規模拡大から質の向上にシフトすることで成長率は緩やかに鈍化する見通し」とされております。

次に、国内の状況であります。内閣府による1月末の月例経済報告では、「景気はアメリカの通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している」とされる一方、「今後の物価動向やアメリカの通商政策をめぐる動向、金融資本市場の変動等に引き続き注意が必要」としております。

また、日銀松本支店が2月上旬に発表した「長野県の金融経済動向」では、「長野県経済は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している」との観測が示されており、財務省関東財務局長野財務事務所における県内経済情勢におきましても、「個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつある」との観測で、総括判断として「県内経済は、持ち直している」というところであります。

町内におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の10～12月期の経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前との比較でプラスとした企業が7社で、売上げについてもほぼ同様でありました。

また、本年4月の雇用につきましても、11社が増員予定で、6社が減員分の補充等を予定するなど、全体では122人の増員を予定しており、国や県の観測と同様に持ち直しの動きが伺える結果となっております。

今後も、町内企業の持続的成長を願いつつ、国内外の環境変化などの動向にも十分注意を払い、町内企業の経営状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、令和8年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

来年度当初予算につきましては、令和8年度からスタートする第6次長期総合計画後期基本計画によるまちづくりを基本に、ウェルビーイングの実現と、SDGsの達成、デジタル変革への取組を意識した事業の実施と、創意工夫による徹底した経費節減に努める中で、編成を行ったと

ころであります。

歳入歳出予算の総額は80億6千万円で、前年度に対しプラス7.5%、5億6千万円の増額となっております。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、税目別に主なものを上げますと、個人町民税は、令和7年長野県毎月勤労統計調査等による雇用の推移、賃金上昇等を加味し、前年度当初予算と比べ6千万円の増額とし、法人町民税は、アメリカの通商政策、円安等による物価高の影響等により、先行きは不透明であるものの、一昨年来、業績が好調に推移している企業も多いことから、前年度当初より1億1千万円の増額を見込み、町民税全体で15億1,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、土地の下落率や償却資産の減価償却分を考慮する中で、家屋の新築による増額を勘案し、前年度に対し約2,200万円の増額を見込み、町税全体では、前年度対比プラス7.0%、1億9,646万7千円の増となる29億9,033万1千円を計上いたしました。

次に、地方交付税につきましては、国の総額で前年度対比6.5%の増額に加え、給与改定や物価高等に対応した算定により、基準財政需要額の増額が見込めるため、普通交付税は、前年度に対し7千万円を増額し、地方交付税全体で11億3千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、A01号線道路改良工事に係る社会資本整備総合交付金の減額などにより、1億9,715万3千円の減となる6億7,542万7千円を計上し、県支出金につきましては、8年度から建設予定の新複合施設建設事業に係る都市構造再編集集中支援事業交付金の増額などにより、1億8,767万2千円の増となる5億8,015万7千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、減債基金、財政調整基金からの繰入れなど、全体で13億4,568万4千円を計上いたしました。

また、町債につきましては、道路改良事業などに伴う公共事業等債や緊急自然災害防止対策事業債など、総額で2億2,920万円を計上したところであります。

次に、歳出であります。投資的経費につきましては、新複合施設建設に係る用地代、建設工事費や橋梁修繕事業などで14億5,999万5千円とし、義務的経費につきましては、人件費が15億7,932万7千円、福祉サービスの給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては8億3,419万7千円、公債費につきましては5億9,197万9千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、葛尾組合の新リサイクルセンター稼働に伴うプラスチック資源の収集方法の変更に対応するための経費や、デジタル技術を活用した住民サービスの向上

と業務の効率化を図る事業など、35億9,650万2千円を見込んだところであります。

続きまして、令和8年度の主な施策について申し上げます。

まず、環境分野の取組であります。町内公共施設における照明につきまして、令和9年末で蛍光灯が製造・輸出入ともに廃止となることを受け、LED化を計画的に進めてまいります。

まず、防犯灯につきましては、町内全域の状況を改めて調査し、蛍光灯や白熱灯といった交換を必要とする器具類を、年度末までにLED灯に更新したいと考えております。

また、更新に当たりましては、財政負担の平準化と維持管理コストの低減を図るため、10年間のリース方式を採用することとし、令和8年度当初予算に債務負担行為の計上をいたしたところであります。

そのほか、町内小中学校の照明設備につきましても、防犯灯と同様に債務負担行為による10年間のリース方式での更新を計画しているところであります。

小中学校以外の公共施設につきましても、年度を分けて更新を考えており、8年度については、びんぐし湯さん館や鉄の展示館などの更新工事を計画しております。

いずれの工事におきましても、各施設の業務に影響が生じないよう配慮しながら実施してまいりたいと考えております。

次に、福祉・健康分野の取組についてであります。町の福祉政策の基本指針を定める各計画について、次期計画の策定に取り組んでまいります。

具体的には、令和8年度末で計画期間が満了となる障害者基本法に基づく「障害者計画」、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の体制確保や目標を定める「障害福祉計画・障害児福祉計画」、さらに、高齢者福祉の推進と介護保険事業計画を一体的に策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」について、国の法制度等も踏まえる中で、策定を進めてまいります。

また、近年、猛暑による熱中症リスクが高まっていることを踏まえ、町では、長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金及び、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象に、エアコン設置費に対する助成を行ってまいります。

本年4月より相談・申請受付を開始し、命と健康を守る生活環境整備の支援を実施してまいります。

また、個人の疾病発症予防や重症化を防ぐために接種する予防接種について、新たに2つの事業を実施してまいります。

1つ目は、妊婦の方を対象とするRSウイルス感染症ワクチン接種について、予防接種法の定期接種に位置づけられることに伴い、実施医療機関において無料で予防接種を受けることができるようにいたします。

妊婦の方が接種されることで、生まれてくる新生児が免疫を獲得することができ、乳児のRS

ウイルス感染症の発症及び重症化の予防につながるものであります。

2つ目は、1歳の幼児を対象とした、おたふくかぜ任意予防接種費用について、助成制度を創設いたします。

おたふくかぜは予防接種法の対象となっていないため、希望者はこれまで全額自己負担により接種を受けている状況でありましたが、新年度からは、町で接種費用のおおむね2分1となる3千円を助成し、感染・重症化を防ぐとともに、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。続いて、子育て・教育分野の取組についてであります。

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな制度として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」であります。4月から全国の自治体で実施されることになりました。

当町におきましては、南条保育園での実施を予定しており、ただいま準備を進めているところでありますが、誰もが利用しやすい運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、教育施設の整備につきましては、学校トイレの洋式化を令和6年度より段階的に進めております。これまでに全ての小中学校体育館と坂城中学校普通教室部分の整備が完了しており、令和8年度は、坂城小学校トイレの洋式化を検討、計画しております。

今後も児童生徒が安心・清潔に利用できる学校環境の構築に努めてまいります。

続きまして、道路・橋梁整備の取組について申し上げます。

町道A01号線道路改良事業の金井工区は、未施工箇所の道路改良工事を実施し、事業完了に向けて進めてまいります。

また、保地工区は、来年度も引き続き道路拡幅に伴う用地補償契約を進め、可能な箇所から順次工事を実施する予定としております。

さらに、来年度につきましては、新たな事業区間として大口工区の詳細設計を行う計画であり、引き続き安心、安全な道路整備の完了を目指し、事業進捗に取り組んでまいります。

また、坂城地区の町道A01号線舗装修繕事業につきましては、現在、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の道路拡幅工事及び舗装修繕工事を、3月中旬の完成を目指して進めており、来年度も引き続き、舗装修繕工事を延長していく計画であります。

次に、橋梁修繕事業であります。昭和橋修繕工事につきましては、国道側から6連目下流部及び、9連目上流部の主構補修工事及び照明設備工事などを実施し、来年度をもって修繕工事が完了する予定で進めてまいります。

これらインフラ整備に当たりましては、長期間にわたり交通規制となり、皆様には大変ご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、来年度は、町内110橋及び跨線橋2橋について、5年に一度の点検時期を迎えること

から、近接目視による橋梁点検を実施し、橋梁全体の健全性の確認及び損傷箇所の早期発見など、予防保全型の維持管理に努めるとともに、安全性の向上を図ってまいります。

次に、防災・減災への取組であります。災害用マンホールトイレにつきましては、中核避難所に指定されている各小中学校への整備を順次進めており、令和6年度の村上小学校、今年度の坂城小学校に続き、来年度は南条小学校への整備を予定しております。

また、用水路等の水門につきましては、大雨による急激な水位の上昇にも対応するため、主要な水門の自動化を進めてまいりましたが、8年度では、局地的な大雨にも備え、南条地区の会地排水門と六ヶ郷用水の表樋、払樋の水門遠隔化工事を実施し、安全かつ迅速な水門管理を進めてまいります。

加えて、テクノさかき工業団地内を流れる中之条用水の溢水被害を防ぐため、9年度までの2か年にわたり排水路新設工事を行い、大雨の際、排水を分散させることで被害の軽減を図ってまいります。

続いて、有害獣対策といたしまして、侵入防止柵の設置につきましては、南条地区では新地区、坂城地区では新町区での設置を計画しております。各地区において、ご理解とご協力をいただく中で、侵入防止柵の設置推進を図り、有害獣について被害の防止につなげてまいりたいと考えております。

以上、令和8年度の一般会計当初予算（案）及び主要な施策について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件が1件、専決報告が2件、広域連合規約の変更が1件、条例の制定及び一部改正が7件、令和8年度の一般会計予算及び特別会計予算3件並びに下水道事業会計予算の計16件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（中嶋君）** 監査委員から、例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から、第24期経営状況報告書が提出されております。

---

**議長（中嶋君）** 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第7「議案第2号 長野広域連合規約の変更について」までの3件を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（中嶋君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案第2号まで順次ご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年6月30日をもって3年間の任期が満了となる田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

田原氏は、長年民間企業に勤務した後、県内高等学校等において就職支援員や自立支援コーディネーターとして務められ、平成26年7月から人権擁護委員として活動いただいているところであり、その間、平成31年4月から令和4年3月まで、上田人権擁護委員協議会事務局長として活躍され、令和4年4月からは長野県人権擁護委員連合会事務局長として活躍されているところであります。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であり、よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。

続きまして、専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和7年10月28日、大字網掛の町道B029号線において、相手型車両が通行中、水路側溝の蓋が外れ、左前輪が脱輪し、ホイールカバー及びフロントバンパーを損傷した事故につきまして、相手型へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分いたしましたものでございます。

続きまして、専決第3号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本件は、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費について、急を要したことから専決といたしましたものであります。

補正の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,229万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億4,213万9千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、衆議院議員選挙事務費に対する県支出金1,229万1千円を増額したものであります。

一方、歳出の内容につきましては、衆議院議員選挙に係る経費1,229万1千円を増額したものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

最後に、議案第2号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、長野広域連合が運営する高齢者福祉施設につきまして、デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの運営が社会福祉法人に移管されていることから、令和8年度から令和12年度までの広域計画の策定に当たり、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容は、広域連合の処理する事務及び広域計画の項目を規定する第4条及び第5条

について、「高齢者福祉施設等の管理及び運営」から、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営」に改めるものであります。

以上であります。

**議長（中嶋君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案等調査のため、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分)

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

---

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第2号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第3号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

◎日程第7「議案第2号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（中嶋君）** 日程第8「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」から日程第19「議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」までの12件を一括議題として、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読をさせます。

(議会事務局長朗読)

**議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第3号から第14号まで、続けてご説明申し上げます。

まず、議案第3号「坂城町手話言語条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、聴覚障がいのある人もない人も、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、意思疎通ができる共生社会の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

条例の内容といたしましては、手話が言語であるとの認識の下、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、手話言語の理解及び普及を図ることを基本理念に掲げ、町の責務、町民

や聴覚障がい者、手話通訳者等の役割について明らかにするとともに、施策に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第4号「坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、県が8年度から、長野県宿泊税を財源とする市町村交付金の交付を開始することから、交付金を積み立て、観光振興事業に活用できる基金を設置するため、坂城町積立基金条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、別表に、坂城町宿泊税交付金基金を新たに加えるものであります。

次に、議案第5号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、県が、福祉医療費の支給範囲を拡充することから、町においても同様に拡充するため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、福祉医療費給付金の支給範囲を定める第6条において、精神がい患者及び精神通院自立支援医療費給付者の精神疾患に関する入院に係る療養給付費を除外する文言を削除するものであります。

次に、議案第6号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和8年度に開始される子ども・子育て支援金制度に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、子ども・子育て支援金として新たに所得割については100分の0.22、均等割については700円、平等割については800円をそれぞれ課税するものであります。

なお、本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の子どもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じるとともに、税率の改正につきましては、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に必要な税額の確保と併せて、国民健康保険基金を活用し、税負担を一定程度に抑えた改正とし、医療分、支援分、介護分の税率は据置きとするものであります。

また、本改正の内容につきましては、2月6日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

次に、議案第7号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正に伴う影響に対応するため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、税制改正により8年度は課税の判定となる7年度の住民税非課税者に対し、介護保険料の影響分を減免するため、特例規程を定めるものであります。

次に、議案第8号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、引用する総務省令の改正に伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、固定資産税の課税が免除されるための総務省令に規定する対象施設の設置期限を令和10年3月31日までに延長するものであります。

次に、議案第9号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額と扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するものであります。

次に、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は80億6千万円で、前年度との比較ではプラス7.5%、5億6千万円の増額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税のうち、個人町民税は、賃金上昇による増収を見込み6千万円を、法人町民税は、業績が好調に推移している企業も多いことから1億1千万円をそれぞれ増額し、町税全体ではプラス7.0%、1億9,646万7千円の増額となる29億9,033万円1千円を計上しております。

次に、地方交付税のうち、普通交付税につきましては、給与改定や物価高等に対応した算定により、基準財政需要額の増額が見込まれるため、前年度に対し7千万円の増額となる10億7千万円を計上いたしました。

県支出金につきましては、8年度から着工予定の新複合施設建設事業に係る都市構造再編集中支援事業交付金などにより、1億8,767万2千円の増額となる5億8,015万7千円を計上いたしました。

繰入金につきましては、新複合施設建設事業に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金や財政調整基金からの繰入れなど、全体で13億4,568万4千円を計上したところであります。

また、町債につきましては、テクノさかき工業団地の洪水被害対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債、道路改良事業や橋梁修繕事業の公共事業等債などにより、総額で2億2,920万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主な内容であります。投資的経費につきましては、前年度から4億6,702万1千円の増額となる14億5,999万5千円を計上したところで、保健・福祉分野の

施策を推進する基幹的な機能に加え、子育て支援センターや図書館の機能を含む新複合施設建設事業として、工事費等に係る予算を計上し、8年度からの建設を進めてまいります。

また、継続事業のマンホールトイレの整備や町道A01号線道路改良事業、昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、8年度から公共施設の照明LED化を順次行ってまいります。

義務的経費につきましては、福祉サービスの給付費や福祉医療などの扶助費については、3.1%の増となる8億3,419万7千円、人件費については、給与等の引上げに伴い、3.1%の増となる15億7,932万7千円、公債費については、3.2%の減となる5億9,197万9千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしましては、子育て支援として、産後ケア事業における自己負担額の軽減、RSウイルス感染症やおたふくかぜの予防接種を始めるほか、建設中の葛尾組合新リサイクルセンターの稼働に併せ開始する、プラスチック資源の一括回収に対応するため、必要な経費を計上しております。

また、住宅用の太陽光発電設備などの導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するため、移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境等の充実を図るため、学校給食費の無償化を継続するとともに、8年度から完全移行となる中学校の部活動地域移行に係る経費などを含め、35億9,450万2千円を計上しております。

なお、債務負担行為といたしまして、新複合施設建設事業、防犯灯LED化改修業務及び小中学校校舎照明更新業務について計上しております。

以上、令和8年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、県全体の医療費などを賄うための財源として、町は県が算定した納付金を納める仕組みとなっており、8年度からは、新たに開始される子ども・子育て支援金を保険税に加えて徴収し、事業を運営してまいります。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,684万4千円とするもので、前年度対比422万3千円、0.3%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億5,826万1千円、県支出金9億7,512万4千円、繰入金8,132万7千円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費9億6,369万1千円、国保事業費納付金3億1,737万8千円であります。

次に、議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年度に当たり、本予算案は、事業計画及び給付状況の推移等を勘案し、予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,178万7千円で、前年度対比8,988万5千円、6.3%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,210万円、国庫支出金3億5,189万円、支払基金交付金3億9,274万円であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費14億336万円、地域支援事業費7,541万5千円であります。

次に、議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,032万1千円で、前年度対比4,476万円、15.1%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億7,375万2千円、繰入金6,604万3千円であり、歳出の主な内容につきましては、総務費445万2千円、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,534万7千円であります。

最後に、議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、令和7年度から着手しております葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の管路整備に加え、重要幹線に位置づけられている既設管路等の耐震診断業務を実施してまいります。

収益的収入の内容といたしましては、下水道事業収益5億9,611万5千円のうち、営業収益1億8,608万6千円、営業外収益4億1,002万9千円であり、収益的支出の主な内容につきましては、下水道事業費用5億8,340万円のうち、営業費用5億4,230万円、営業外費用3,810万円であります。

次に、資本的収入の内容といたしましては、資本的収入2億1,970万円のうち、企業債1億7,450万円、補助金3,600万円、負担金等920万円であり、資本的支出の主な内容につきましては、資本的支出4億7,925万円のうち、建設改良費1億2,310万円、企業債償還金3億5,300万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,955万円は、当年度分損益勘定留保資金2億4,834万6千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,120万4千円で補填するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中嶋君）** 続いて、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

**財政係長（宮嶋君）** 令和8年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに、歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページ、第3表地方債と附属の令和8年度当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の令和8年度当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに、款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和7年度対比プラス7.0%、1億9,646万7千円の増額となる29億9,033万1千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項1町民税のうち、個人分につきましては、県の毎月勤労統計調査による雇用、賃金の動向を考慮する中で、前年度当初予算より6千万円の増額、法人分につきましては、アメリカの通商政策、円安等による物価高の影響により、先行きは不透明ではあるものの、業績が好調に推移している企業も多いことから、前年度に対し1億1千万円の増額、項2固定資産税につきましては、新築の家屋分の増額を見込み、2,216万7千円の増額、項3軽自動車税につきましては、令和8年度税制改正に伴う軽自動車の環境性能割の廃止により100万円の減額、また、7年度の実績見込みを考慮する中で、項4町たばこ税は500万円の増額、項6入湯税は30万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、ガソリン税の暫定税率廃止に伴い、暫定税率分の地方揮発油譲与税は減額となりますが、自動車重量譲与税は前年度の実績や国の予算要求額を考慮しまして増額を見込み、地方譲与税全体で前年度対比プラス3.7%の6,325万円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比プラス25.3%の99万円、款4配当割交付金は、マイナス2.2%の440万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、マイナス4.2%の680万円としておりますが、いずれも7年度の金融状況や交付実績、また、県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、款6法人事業税交付金につきましては、プラス6.5%の3,300万円、款7地方消費税交付金につきましては、7年度の実績を考慮等する中で、プラス4.3%の3億6千万円を計上いたしております。

款8 環境性能割交付金につきましては、税制改正により自動車の環境性能割は令和7年度末で廃止となる予定のため、皆減といたしました。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するための交付金分に加え、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、自動車税及び軽自動車税減収補填特例交付金が創設されるため、前年度に対し800万円の増額、一方、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和3年度から8年度までの交付金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,790万円の減額、地方特例交付金全体では、前年度対比マイナス36.7%の1,710万円を計上いたしております。

3ページに移りまして、款10 地方交付税でございます。国の予算総額は約20.2兆円で、前年度に比べ1.2兆円の増額に加え、8年度の普通交付税につきましては、給与改定や物価高への対応分として、基準財政需要額の増額を見込み、前年度から7千万円の増額、特別交付税につきましては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では、前年度対比プラス6.6%の11億3千万円を計上いたしております。

款11 交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ150万円を計上、また、款12 分担金及び負担金につきましては、主なものとして、3歳未満児の保育負担金、養護老人ホーム入所負担金や各種検診等に係る健康増進事業負担金などで、前年度から501万3千円の増額となる3,524万3千円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、主なものとして、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳などの証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から159万円の減額となる6,650万1千円を計上いたしております。

続いて、款14 国庫支出金につきましては、主なものとして、障がい者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、金井地区のA01号線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の減額を見込む中で、国庫支出金全体で、前年度対比マイナス22.6%、1億9,715万3千円の減額となる6億7,542万7千円を計上いたしております。

次に、款15 県支出金につきましては、主なものとして、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、新複合施設建設事業に係る都市構造再編集支援事業交付金により、県支出金全体で、前年度対比プラス47.8%、1億8,767万2千円の増額となる5億8,015万7千円を計上いたしております。

款16 財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で997万3千円、款

17 寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、8千万円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から、事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとして、新複合施設建設の工事費等に係る保健福祉等複合施設整備基金、長野広域連合へのごみ処理施設建設公債費に対する広域行政事業基金、坂城小学校トイレ洋式化工事等への文教施設整備基金の繰入れ、また、各事業へのふるさとまちづくり基金の繰入れにより、繰入金全体では、前年度から4億4,541万3千円の増額となる13億4,568万4千円を計上いたしております。

4ページに移りまして、款20諸収入につきましては、項3貸付金元利収入のうち、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入や、項5雑入のうち、ちくま環境エネルギーセンターに係る一般廃棄物処理手数料分配金が主なもので、諸収入全体では、1,155万9千円の減額となる4億2,044万4千円を計上いたしております。

次に、款21町債につきましては、主なものとして、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債1億1,060万円、地域鉄道対策事業に係る一般事業債1,330万円、テクノさかき工業団地溢水被害対策に係る緊急自然災害防止対策事業債3,600万円、土井の入2号ため池しゅんせつ事業に係る緊急しゅんせつ推進事業債3千万円、公共施設の照明LED化事業に係る脱炭素化推進事業債2,840万円、町債全体では、1億1,940万円の減額となる2億2,920万円を計上しております。なお、令和8年度末の町債残高は48億円程度になる見込みであります。

ページ飛びまして、8ページ、第3表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は80億6千万円で、前年度と比較いたしましてプラス7.5%、金額で5億6千万円の増額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略をいたします。

**総務課長（竹内君）** それでは、歳出につきまして、説明書22ページの総務費から順次ご説明を申し上げます。

24ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、総務一般経費では、特別職及び総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、24ページ、職員研修事業では、人材の育成等に係る各種研修などを行い、住民サービスの向上に努めてまいります。

また、職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく24ページの目2文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料等でございます。

続きまして、25ページ、目3財政管理費、財政一般経費のうち、印刷製本費は当初予算の印刷費、有料道路通行料につきましては町全体の経費を計上しております。

**会計管理者（竹内さん）** 同じく25ページ、目4会計管理費につきまして、節10需用費のうち、消耗品費は役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費は決算書、封筒などの印刷費用、節11役務費は、口座振込に係る手数料のほか、公金収納及び指定金融機関の派出業務等の手数料が主なものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目5財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

次に、26ページにかけての目6企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田の両広域連合の総務管理に係る経費、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金やU I Jターン就業・創業移住支援金、また、高校生のタイ国研修に係る経費などでございます。

続きまして、温泉管理事業では、温泉施設の維持管理や施設の蛍光灯をLED照明へ交換するための設計監理委託費及び工事費、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金などが主なものでございます。

次に、27ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼や行政事務委託のほかに自治会活動保険料や地域づくり活動支援事業補助金など、自治区の活動を支援する経費を計上しております。また、DXの推進を図るため、国の交付金を活用し、システム等導入委託費を計上しているほか、ふるさとまちづくり基金への積立金についても、併せて計上しております。

続きまして、国際交流事業では、多文化共生のための国際理解や文化交流を進めている国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に、スマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備設置補助事業に要する経費でございます。

続いて、ふるさと事業は、返礼品に要する経費や全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性の向上を図る各種委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

次に、26ページの複合施設建設事業では、町保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センターや図書館などの機能を併せ持つ新複合施設の建設に係る委託料や工事請負費、用地費などが主な経費でございます。

続きまして、目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で主なものはサーバーや端末などのインターネット関連機器の保守料とリース

料でございます。

次に、広報発行事業は「広報さかき」発行に要する印刷製本費、町ホームページ管理システムに係るインターネットサービス料やリース料などを計上しております。

続きまして、29ページにかけての電子自治体事業では、行政間の専門回線である総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、庁内システムの利用のほか、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上しており、機器の保守料や賃借料、回線利用に係る県への負担金、システムの共同調達に係る自治振興組合への負担金などが主なものでございます。

続きまして、目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等に係る国の標準化基準に準拠した基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などが主なものでございます。

**総務課長（竹内君）** 続きまして、29ページから30ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の改修、保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

**住民環境課長（山下君）** 30ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯などの消耗品や電気料の維持管理費、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会の負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、30ページ、目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童のヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託、交通安全啓発事業負担金が主なものでございます。

続いて、31ページの目13消費生活費でございますが、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置付きの防止装置取付費補助金が主なものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助金が主なものでございます。

**収納対策推進幹（北沢君）** 31ページから32ページにかけての項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、また職員の人件費など経常的経費に係るもの及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

33ページにかけての目2賦課徴収費は、町税等の賦課徴収業務に係る申告書や納税通知書等の印刷製本費、通信運搬費、電算処理業務委託費、また税額の更正や過誤納によるものの税償還金、還付加算金等でございます。

**住民環境課長（山下君）** 33ページの款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、すみません、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の印刷製本費、戸籍住民基本台帳等に係る電算委託、保守点検委託、システ

ム使用料、また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料、郵便局へのマイナンバーカード電子証明書関連事務委託料及び地方公共団体情報システム機構負担金が主なものでございます。

**総務課長（竹内君）** 続きまして、34ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

目4長野県知事選挙費は、8月31日に任期満了となります長野県知事の選挙に要する経費で、職員手当等の人件費、ポスター掲示場設置・撤去等委託料などを計上してございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、35ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、また、目2委託統計調査費では、指定統計調査である学校基本調査、経済センサスに要する経費を計上いたしました。

**総務課長（竹内君）** 35ページから36ページにかけての項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、予算書36ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。37ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、生活困窮者等自立相談支援事業の委託、結婚新生活支援補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、主に社会福祉協議会の円滑な運営を支援する補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など特別会計への繰出金を計上しております。

38ページにかけての住民税非課税世帯等エアコン設置費助成事業は、住民税非課税世帯等を対象に熱中症リスクから命と健康を守るためエアコン設置費用に係る補助金が主なものでございます。

**住民環境課長（山下君）** 38ページの目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは二十歳になった方々への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、目3老人福祉費でございます。老人福祉一般経費は、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター等への負担金のほか、老人福祉施設整備事業補助金を計上してございます。

老人福祉町単事業は、高齢者祝賀行事への補助金と65歳以上で中等度の難聴を抱える方の補聴器購入費用に対する助成のほか、敬老祝金が主なものでございます。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に係る外出支援サービスを社協に委託する経費等を計上しております。

39ページの介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険事業に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への負担する事務的な経費、療養給付費負担金のほか特別会計への繰出金でございます。

介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費と施設のLED化に伴う工事費を計上してございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金が主なものでございます。

40ページの重度障がい者介護慰労金支給事業は、重度障がい者の在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設などへの通所費等補助金のほか、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

福祉医療給付事業では、主に福祉医療費給付全体に係る審査手数料のほか重度障がい者への福祉医療費を計上いたしております。

自立支援給付一般事業費は、法定の障害福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

41ページにかけての介護・訓練等給付事業費は、法定の障害福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付と、障がい者の就労を支援する訓練等給付や相談支援など、サービスを提供するための経費と所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

自立支援医療事業費は、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療費等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

42ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センター等の委託費、日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

障害者計画等策定事業費は、8年度末で計画期間満了となります障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に係る委託料が主な経費でございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、目5人権同和推進費につきましては、同和対策集会所の管理委託や協議会への補助金のほか、犯罪被害者等見舞金、犯罪被害者等日常生活支援助成金

が主なものでございます。

次に、43ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費、隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費のほか、施設の蛍光灯をLED照明へ交換するための工事費を計上しております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、44ページにかけての目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

目8地域包括支援センター費は、地域包括支援センター事業に係る人件費のほか、介護予防ケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料等を計上するものでございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居室や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

45ページにかけての高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定前的高齢者に対する在宅生活における活動支援、また、成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

家族介護支援事業は、在宅で要介護認定3以上の高齢者の生活を支える介護者慰労金のほか、寝具洗濯や訪問理美容サービス、介護用品購入費に対する補助を計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らしの高齢者の安心・安全に資するため訪問員の報償のほか、あんしん電話事業に係る委託料、使用料を計上しております。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。児童手当は、対象児童を養育する保護者に対し2か月に1回支給する児童手当と支給に係る経費を計上しております。

子ども医療給付事業では、18歳までの子供の医療窓口無料化を実施する福祉医療費を、また、出産祝金事業は、お子さんの誕生お祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業は、障がい児の施設通所等に係る法定サービス給付費などの経費を計上しております。

46ページ、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と、中学、高校卒業時の激励祝金などを計上しており、母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

**子ども支援室長（橋本君）** 続きまして、46ページから47ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、新年度から実施する乳児等通園支援事業に係る費用を計上しております。

続きまして、47ページから50ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では

燃料費、光熱水費、委託料では施設等の管理委託料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース利用などでございます。

50ページの目8児童館運営費は、3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費のほか、施設等改修工事として坂城児童館及び村上児童館の照明改修工事費を計上しております。

51ページの目9放課後児童健全育成費は、町内3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

51ページから52ページにかけての目10子育て支援費は、子育て支援センター事業といたしまして、人件費等子育て支援センターの運営に係る経常的な経費を計上しており、子育てに関する悩みなど広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

また、子育て支援事業では、ベビーシッター利用支援事業及び妊婦のための支援給付事業に係る経費を計上しており、妊娠・出産から子育て期の切れ目のない支援に努めてまいります。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費は、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

**議長（中嶋君）** 詳細説明の途中でありますが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

**保健センター所長（川島君）** 午前に引き続きまして、予算書52ページ、款4衛生費から歳出の詳細説明を申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。

52ページから53ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

54ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費などを計上してございます。

次に、目2予防費でございます。予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金、補助金が主なものでございます。

結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

55ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業の委託料が主なものでございます。

予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費のほか、子どものインフルエンザ、予防接種費用の助成に係る経費などでございます。

また、新たに実施いたします妊婦を対象とするRSウイルス感染症予防接種及び乳児を対象とするおたふく風邪任意予防接種費用の助成に係る委託料などの経費も計上してございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございます。56ページにかけての健康増進事業は、19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料などが主なものでございます。

57ページにかけての食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

続きまして、目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費を計上してございます。

**住民環境課長（山下君）** 57ページが目6環境衛生費、環境衛生一般経費でございますが、環境衛生委員の報酬、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料、家庭雑排水、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理委託、各自治区において、毎年6月の環境保護月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助が主なものでございます。

同じく目6の環境衛生費、狂犬病予防事業につきましては、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料と、犬の登録台帳の管理に伴う負担金でございます。

続きまして、58ページにかけての目8環境保全対策費、環境保全対策一般経費でございすが、空家対策に係る協議会の委員の報酬、特定空家対策等に係る裁判所への予納金等や、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費の補助金でございます。

**建設課長（高橋君）** 続きまして、同じく58ページです。目9上水道費の主なものは、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町で構成する上田長野地域水道事業広域化協議会の運営等に必要な負担金及び県営水道の布設計画がない地区において、配水管の新設を行うものに対して支援する水道新設補助金でございます。

次の目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域外の合併処理浄化槽設置に係る補助金でございます。

**住民環境課長（山下君）** 58ページの、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、清掃総務一般経費でございすが、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷に加え、令和9年度からの製品プラスチックの収集の変更に伴う、資源物とごみの分別の冊子の作成費用や、各自治区を通じてのごみ指定袋の斡旋に

伴う各自治区への手数料、可燃、不燃ごみの収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するもの、また、町ごみ減量化推進委員会への補助、生ごみ処理機等を購入した個人に対しましての購入費の一部の補助が主なものでございます。

続きまして、59ページの日2塵芥処理費、塵芥処理一般経費でございますが、消耗品費の可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合の負担金、葛尾組合への負担金が主なものでございます。

同じく59ページの日3し尿処理費、し尿処理一般経費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

**商工農林課長（北村君）** 続きまして、60ページにかけての、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合などへの補助金を計上しております。

勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済への掛金や、一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また、勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費及びセンターのエレベーターを更新するための工事費などでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、61ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会等への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

62ページにかけての日2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、日3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において、営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

次に、63ページの地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また、農産物直売所への補助金などを計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の生産調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では、農業振興地域整備促進協議会の委員報酬、農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費及び加工施設の屋根及び外壁塗装工事費用などを計上いたしました。

64ページにかけての、さかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上して

おり、さかきワイン文化推進事業では、ワインが町の文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのイベント開催に対する補助金を計上しております。

次に、有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、地域による侵入防止柵設置に対する資材の支援や電気柵など、予防設備設置に対する補助金などを計上しております。

続きまして、65ページにかけての目5農地費、農事一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や、埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などがございます。

次の、農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費及び除雪に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の、ため池等整備事業では、土井の入2号のしゅんせつ工事に係る経費を計上し、多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しております。

次に、農業水路等長寿命化防災減災事業では、欠口用水、会地排水門及び六ヶ郷用水、表樋及び払樋の水門遠隔化に係る経費を計上し、溢水被害対策事業では、中之条用水のテクノさかき工業団地内の排水路改修等に係る経費を計上しております。

続きまして、項2林業費でございます。目1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか、森林保全に向けた巡視に係る委託料や、林産振興に係る負担金などがございます。目2林業振興費、松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根系感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を、総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

次に、67ページにかけての町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬、また町有林の管理に係る経費を計上し、特用林産振興事業では、中之条の原木キノコ生産施設の光熱水費やお〜い元気会への生産振興に向けた補助金を計上いたしました。

続きまして、目3林業事業費、林業事業一般経費では、林道整備などに係る委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

次に、目4森林環境整備推進事業費の森林環境整備推進事業は、森林環境譲与税を財源として、管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また、意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、68ページの款7商工費、項1商工費でございます。

目1 商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費のほか、中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

69ページにかけての目2 商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

次の中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しており、中心市街地活性化事業では、鉄の展示館周辺の整備に向けた検討を行うための委員報酬や、中心市街地コミュニティセンターの管理委託料、また、けやき横丁の管理経費などを計上いたしました。

次に、70ページにかけての目3 観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費や、JR及び県と県内市町村などが連携して、令和9年に行う信州グスティネーションキャンペーンの準備に係る経費や関連イベントの開催に対する負担金、令和8年から徴収が始まります長野県宿泊税を財源とする県交付金に伴う基金積立金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

続きまして、目4 商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において、町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や、試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の整備や校正、賃借料などへの補助金を計上し、鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、第16回新作日本刀刀職技術展覧会のほか、源清麿と山浦一門展、男谷燕斎の書展などの特別展の開催を計画しています。

**建設課長（高橋君）** 続きまして、72ページから73ページにかけての、款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の主なものは、職員の人件費などの経常的経費、国土強靱化地域計画の更新に係る委託料などでございます。

次の項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路、橋梁の照明電気料、道路台帳などの保守管理委託料などでございます。

続いて、町単補助事業は、各自治区が実施する土木工事への事業費補助、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示などの交通安全施設修繕及び設置工事費などでございます。

74ページの目2 道路維持費は、町道の清掃、除草、除雪などの委託料、道路補修に係る工事費及び原材料費が主なものでございます。

目3道路新設改良費、道路改良事業A01号線につきましては、用地測量設計委託料、道路改良工事、用地、建物等補償費が主なもので、道路改良事業舗装修繕は、A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費でございます。

75ページにかけての目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る積算施工監理のほか、5年に一度の橋梁定期点検に係る委託料及び橋梁の修繕工事費でございます。

項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は、しゅんせつ工事等に係る経費が主なものでございます。

次に、76ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費、町営住宅などの管理に係る修繕料、樹木の手入れなどの維持管理経費のほか、上平団地修繕工事に係る経費が主なものでございます。

空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、改修等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため、住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、77ページにかけての、項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また、都市計画等策定に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務や遊具等の保守点検、遊具整備に係る経費などが主なものでございます。

78ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備に係る経費、また、ばら祭り実行委員会への補助金が主なものでございます。

次に、79ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、各駅及び駅周辺の環境整備等の経費、令和7年度から本運行を開始した乗合タクシー運行業務に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の安全輸送設備等整備に係る負担金などが主なものでございます。

目2高速交通対策整備事業費は、渇水対策事業として設置しました井戸ポンプ設備の維持管理に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費は、坂城12区、こちら南日名地区になりますが、そちらの地籍調査事業に係る経費が主なものでございます。

**住民環境課長（山下君）** 続きまして、79ページから80ページにかけての、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金

でございます。

次に、80ページの目2非常備消防費につきましては、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、退職報酬金、消耗品費では、新入団員や補充用のはっぴ、活動服等の購入、また地域防災計画の見直しに係る委託料、埴科消防協会への負担金、消防団の分団運営補助金と団員の出勤交付金が主なものでございます。

続いて、81ページの目3消防施設費につきましては、消防施設機械器具の整備や維持管理、また、防災等に係る経費で、主なものは、消防団の詰所の光熱水費や消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常備用の備蓄資機材等の購入に係るものでございます。

**建設課長（高橋君）** 続きまして、同じく81ページの目4水防費は、土のう袋などの消耗品費や資機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

**企画政策課長（長崎さん）** 続きまして、82ページ、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検やバッテリー交換などの委託料、転入、転出、転居などに対応するための戸別受信機設置などの工事費のほか、防災行政無線屋外カメラの修繕工事が主なものでございます。

**教育文化課長（細田さん）** 続きまして、82ページからの款10教育費についてご説明いたします。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、目2事務局費です。83ページにかけての事務局一般経費は、特別職、一般職のPersonnel費や教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置しての教育相談、教育支援委員会を運営する経費や、学校を除く教育委員会全体のバス借り上げ料などが主なものでございます。

次に、84ページにかけての教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金、給食費等補助金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業は、中学生の海外派遣事業に係る経費と、令和8年度に予定しているアメリカ・プレジディオ中学校の生徒のホームステイ受入れに係る経費について計上してございます。

私立幼稚園補助事業の主なものは、私立幼稚園等に対する施設型給付費等の交付のほか、私立幼稚園等に通う児童の幼児教育・保育の無償化に伴う給付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

学力向上事業は、学力検査を実施し、児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、体力づくりの指導を行うための体力調査のほか、授業や学級運営の改善を目的とした調査に係る経費でございます。

85ページにかけての大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子供たちに学習指導や相

談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

教育DX推進事業の主な経費につきましては、校務用パソコンの更新や学校サーバー等のハードウェア使用料、ネットワーク等の保守及びICT支援員の派遣業務委託や、デジタル教材などの使用料のほか、クラウド・デバイスコントロールの導入に係るライセンス料を計上しました。

続きまして、85ページからの、項2小学校費、目1小学校総務費でございます。86ページにかけての小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費や外国語指導講師の委託料などのほか、町内小中学校の照明器具LED化に伴う賃借料、坂城小学校トイレの洋式化や、校内内線電話整備等に係る工事費を計上しております。

**建設課長（高橋君）** 同じく86ページです。災害用マンホールトイレ整備事業は、中核避難所に位置づけられている各小中学校に避難所の防災機能の向上を図るため、災害用マンホールトイレの整備を進めており、南条小学校への整備に係る設計施工監理委託料及び設置工事費を計上しております。

**教育文化課長（細田さん）** 続きまして、86ページから87ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。

小学校管理費につきましては、87ページから88ページが目4坂城小学校管理費、89ページが目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容でございます。

次に、87ページにお戻りいただきまして、87ページの目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

教育振興費につきましても、88ページの目5坂城小学校教育振興費、89ページから90ページにかけての目7村上小学校教育振興費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

次に、90ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、中学校の司書や事務員の人件費、外国語指導講師の委託料などのほか、中学校普通教室前の廊下改修工事費を計上しております。

続いて、91ページにかけての目2学校管理費は、中学校の学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。

92ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、中学校の教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

次に、項4社会教育費でございます。92ページから93ページにかけての目1社会教育総務

費、社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、中学校部活動地域移行負担金及び文化協会などへの補助金が主なものでございます。

文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費のほか、照明器具のLED化工事に係る費用が主なものでございます。

次に、目2公民館費でございます。94ページにかけての公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、各分館への活動費補助金が主なものでございます。

続きまして、各種公民館事業では、文化講座や専門講座に係る講師謝礼のほか、二十歳のつどい、文化祭、スポーツ大会などの公民館事業に係る経費、公民館報の印刷製本費等を計上しております。

分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区の公民館などの整備補助として、令和8年度は6分館の施設の整備を予定しております。

次に、95ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費は、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、館内清掃などの施設の維持管理委託のほか、図書の購入費、図書館照明器具のLED化工事に係る費用などがございます。

続きまして、図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でございます。

次に、96ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、古文書調査員等の人件費、文化財の保護や伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助金のほか、旧久保家住宅の建物調査委託及び施設の維持管理に係る経費等を計上しております。

97ページにかけての坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用のほか、照明器具のLED化に係る工事費等を計上しております。

埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会調査、試掘調査に係る重機借り上げ料などが主なものでございます。

開畝遺跡V発掘調査事業は、令和7年度に実施した町の新複合施設建設予定地での埋蔵文化財発掘調査に係る報告書作成のための経費で、整理作業員の人件費、報告書印刷製本費などを計上いたしました。

次に、目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用が主なものでございます。

続きまして、98ページにかけての目6文化センター管理費は、日直や清掃業務、エレベーター管理に係る委託など、施設の維持管理に係る経費でございます。

次に、目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助金が主なもので、引き続き青少年健全育成事業を推進してまいります。

続きまして、目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼やコンサート等の出演

料のほか、講座運営委託等が主なものでございます。

次に、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございます。99ページにかけての保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助などが主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、町民を対象とするスポーツ教室での開催に係る経費で、講師謝礼や委託料のほか、施設等の使用料でございます。

体育施設整備事業は、体育施設用地の借り上げ料のほか、グラウンドやマレットゴルフ場などの体育施設の整備に係る委託料などが主なものでございます。

続きまして、100ページの目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか、施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

101ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、児童、生徒に安心、安全な給食を提供するための職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、賄い材料費のほか、ボイラー管理、給食の配送、調理業務等の委託に係る経費などを計上しております。

また、令和8年度は、老朽化が進むボイラーの更新工事に係る費用を計上いたしました。

**財政係長（宮嶋君）** 101ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金については、臨時財政対策債の償還額の減により、前年度に対し、3,304万9千円の減額、利子については、金利の上昇を見込み、1,367万1千円の増額、公債費全体では、前年度対比マイナス3.2%、1,937万8千円の減額となる5億9,207万9千円を計上いたしております。

次に、102ページの款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円を計上いたしております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをしておりますので、当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表の表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、継続的に実施している災害用マンホールトイレ整備事業、金井地区の町道A01号線道路改良工事、昭和橋等の橋梁修繕事業に加え、8年度から建設を予定している新複合施設建設事業として、用地代及び建設工事等に係る経費、公共施設における照明のLED化に係る工事費等により、前年度対比プラス47.0%、4億6,702万1千円の増額となる14億5,999万5千円でございます。

続いて、義務的経費のうち、人件費については、県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、3.1%の増、福祉サービス給付費などの扶助費については、障がいサービスの給付費の伸びなどにより3.1%の増、公債費については3.2%の減となり、義務的経費全体では、前年度対比プラス1.8%、5,260万7千円の増額となる30億550万3千円でございます。

また、その他の経費の主なものとして、物件費については、町内小中学校の照明更新に係る

リース料、障害者計画及び国土強靱化地域計画等の策定委託、RSウイルス感染症、おたふく風邪の予防接種に係る経費のほか、保育園及び学校食育・給食センターの調理業務委託の増額などにより486万9千円の増額。補助費等については、継続事業としてスマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金、中小企業を支援する保証料補給金、新規事業として住民税非課税世帯等のエアコン設置に対する助成等に加え、千曲坂城消防組合や葛尾組合等の一部事務組合の負担金、後期高齢者療養給費負担金の増額などにより、2,196万4千円の増額。その他経費全体では、前年度対比プラス1.1%4,037万2千円の増額となる35億9,450万2千円でございます。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比プラス7.5%の80億6千万円でございます。

以上で、令和8年度坂城町一般会計の詳細説明を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** 以上で、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第11号以下議案第14号までの特別会計予算、企業会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,684万4千円で、前年度当初予算と比較して422万3千円、0.3%の減でございます。

国民健康保険につきましては、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入として、保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などに加え、新たに子ども・子育て支援金が追加されました保険税を計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。

3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分に加え、新たに開始となります子ども・子育て支援金分について計上し、総額で2億5,862万1千円で、前年度対比670万円の増でございます。

なお、令和8年度国民健康保険税率につきましては、県の運営方針に基づく算定方式として、県の標準保険料率を踏まえつつ、国民健康保険の基金の繰入れを行い、加入者の負担を一定程度に抑えた改正としたいと考えております。

続きまして、4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費交付金として、保険給付に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページの、款8繰入金は、従来の低所得者の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分など、一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、7ページからの歳出について申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費は、事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2町税費は、賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

8ページから10ページにかけての、款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険給付分や高額療養費などの計上をしており、総額9億6,369万1千円、前年度対比で1,211万6千円の減額計上でございます。

主な内容としては、それぞれ今年度の実績を踏まえ、療養給付費が総額8億3千万円で前年度対比1千万円の減、療養費は1,100万円で前年度と同額、高額療養費は1億1,500万円で前年度対比200万円の減額でございます。

10ページから11ページにかけての、款3国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を、各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を按分しており、区分ごとに県から示された納付金額を計上し、項4子ども・子育て支援納付金分は、新たな制度として821万8千円が増額となっており、納付金総額では、3億1,737万8千円で、前年度対比658万円の増額でございます。

11ページから12ページにかけての款5保健事業費は特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で、総額2,169万2千円、前年度対比200万7千円の減額でございます。

以上で、令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（中嶋君）** 次に、議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、3年間で事業期間とする第9期介護保険事業計画の最終年度に当たり、計画に基づく事業運営と本年度の給付実績を踏まえ、歳入歳出それぞれ15億2,178万7千円を計上するもので、前年度当初と比較して8,988万5千円、6.3%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページ、款1保険料、加入する被保険者と所得段階等を

推計する中で、前年度より450万円増の2億9,210万円を見込んでおります。

4ページにかけての款3国庫支出金では、保険給付費のおおむね20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度対比1,949万8千円増、3億5,189万円でございます。

款4支払基金交付金は、保険給付費の27%分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度対比1,945万4千円増の3億9,274万円でございます。

5ページにかけての款5県支出金は、保険給付費のおおむね12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度対比1,046万7千円増の2億988万9千円を計上いたしました。

6ページにかけての款7繰入金金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2億3,393万4千円を一般会計から、また4,071万1千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、7ページになります。歳出について申し上げます。

8ページにかけての款1総務費は、介護認定調査員に係る人件費、事業計画策定に係る委託料のほか、保険料の賦課徴収に係る経費、長野広域連合への負担金、運営協議会等に要する経費など、総額4,104万3千円で、前年度対比1,683万6千円の増額を計上してございます。

9ページからの款2保険給付費は、総額14億336万円で、前年度対比7,160万円の増額でございます。

主な内容でございますが、9ページから13ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する介護サービスに係る保険給付費で、総額13億844万円を、13ページから16ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

17ページにかけての項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料でございます。

18ページにかけての項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で2,278万円を、19ページにかけての項5介護医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用負担額が高額になった場合に支給する費用として425万円をそれぞれ計上いたしました。

21ページにかけての項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で賄う費用で、総額3,016万

円を見込んでございます。

25ページにかけての款5地域支援事業費は、総額で7,541万5千円で、前年度対比149万8千円増額の計上をいたしております。

主な内容といたしましては、21ページから22ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度対比47万2千円増の4,817万2千円を計上しております。

23ページにかけての項2一般介護予防事業費は、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費等306万円を計上いたしました。

また、25ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費は、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センター業務に係る人件費のほか、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援するための任意事業費等の経費2,418万3千円を計上しております。

以上で、令和8年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（中嶋君）** 次に、議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」詳細説明を求めます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村が行う業務として、徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合への納付及び各種手続に係る必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ3億4,032万1千円とするもので、前年度当初予算と比較して4,476万円、15.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、8年度から始まる子ども・子育て支援金が保険料と合わせ徴収されるもので、目1特別徴収保険料につきましては1億8,062万1千円、目2普通徴収保険料は9,313万1千円で、総額では前年度より3,672万6千円増の2億7,375万2千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、6,159万4千円を見込んでおります。

続きまして、5ページになります。歳出について申し上げます。

款1総務費は、保険料に係る通知等の印刷製本や通信運搬など事務的経費を計上してございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金と合わせて医療広域連合へ納付するもので、前年度対比4,305万2千円増の3億3,534万7千円を計上いたしております。

以上で、令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（中嶋君）** ご苦労さまでした。

引き続きまして、次に、議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」詳細説明を求めます。

**建設課長（高橋君）** 議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」ご説明申し上げます。

まず、予算書1ページです。

第2条業務の予定量につきましては、こちらに記載のとおりとなっておりますが、主な建設改良事業といたしましては、令和7年度から着手しております葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺の管路整備に加え、重要幹線に位置づけられている既設管路等の耐震診断業務を実施してまいります。

続いて、第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道事業の維持管理、業務運営に係る経費となっており、下水道事業収益5億9,611万5千円、下水道事業費用5億8,340万円を計上いたしております。

続きまして、2ページにかけての第4条資本的収入及び支出につきましては、主に管渠工事などの建設投資に係る経費となっており、資本的収入2億1,970万円、資本的支出4億7,925万円を計上いたしております。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書、黄色の中表紙でございますが、こちらをおめくりいただきまして、まず1ページ、下水道事業会計予算実施計画書から収益的収入及び支出の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入から。款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料にて下水道使用料を計上いたしました。項2営業外収益、目1他会計負担金は、一般会計からの繰入金を計上いたしました。

目2補助金は、管渠等の耐震詳細診断業務の事業費に対する交付金でございます。

目3長期前受金戻入は、過年度既に受け入れている国及び県からの補助金や受益者負担金を計上いたしました。

続きまして、収益的支出の主なものでございます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、管渠等耐震詳細診断業務に伴う委託料や下水道施設の修繕費が主なものでございます。

目2総係費は、職員の人件費のほか下水道使用料及び受益者負担金の賦課徴収業務に伴うシス

テム使用料や保守料が主なものでございます。

目3 流域下水道管理運営費負担金は、千曲川流域下水道上流処理区への維持管理に伴う負担金でございます。

目4 減価償却費は、管渠などの構築物やポンプなどの機械及び装置の有形固定資産と、流域下水道施設利用権の無形固定資産に伴う減価償却費でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費、こちらは企業債利子分の償還金でございます。

続きまして、2ページ、資本的収入及び支出について。こちらにも主なものについて申し上げます。

初めに、資本的収入から。款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設改良等企業債は、公共下水道事業及び流域下水道事業費負担金に係る事業費分の企業債を計上しております。

項2 補助金、目1 国庫補助金は、管渠工事や設計・施工監理などの事業費に対する交付金でございます。

項3 負担金等、目1 受益者負担金は、下水道の建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいている受益者負担金を計上しております。

続きまして、資本的支出の主なものでございます。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 補助事業建設改良費は、補助対象となる管渠工事、設計施工監理業務委託などがございます。

目2 単独事業建設改良費は、補助対象事業に付随する単独事業や個人宅への新規取り出し、既設水道管移設補償などがございます。

目3 流域下水道建設負担金は、千曲川流域下水道上流処理区の処理場の施設整備などに係る負担金でございます。

項3 企業債償還金、目1 建設改良等企業債償還金は、企業債元金分の償還金でございます。

以上で、令和8年度坂城町下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月3日から3月8日までの6日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。

よって、明日3月3日から3月8日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定をいたしました。

次回は3月9日の午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

(散会 午後 2時32分)



## 3月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |         |      |        |
|------|---------|------|--------|
| 1番議員 | 中嶋 登君   | 8番議員 | 玉川 清史君 |
| 2 〃  | 大日向 進也君 | 9 〃  | 山城 峻一君 |
| 3 〃  | 塚田 舞君   | 10 〃 | 柘津 明子君 |
| 4 〃  | 水出 康成君  | 11 〃 | 朝倉 国勝君 |
| 5 〃  | 宮入 健誠君  | 12 〃 | 滝沢 幸映君 |
| 6 〃  | 中村 忠靖君  | 13 〃 | 大森 茂彦君 |
| 7 〃  | 星 哲夫君   |      |        |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 山村 弘君   |
| 副 町 長    | 臼井 洋一君  |
| 教 育 長    | 塚田 常昭君  |
| 総 務 課 長  | 竹内 祐一君  |
| 企画政策課長   | 長崎 麻子君  |
| 会計管理者    | 竹内 優子君  |
| 住民環境課長   | 山下 昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海 聡子君  |
| 商工農林課長   | 北村 一朗君  |
| 建設 課 長   | 高橋 卓也君  |
| 教育文化課長   | 細田 美香君  |
| 収納対策推進幹  | 北沢 明君   |
| まち創生推進室長 | 小河原 秀昭君 |
| D X 推進室長 | 瀬下 幸二君  |
| 総務課長補佐   | 宮下 佑耶君  |
| 総務係長     | 宮嶋 和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮嶋 和博君  |
| 財政係長     | 宮原 卓君   |
| 企画政策課長補佐 | 宮原 卓君   |
| 企画調整係長   | 川島 徳夫君  |
| 保健センター所長 | 川島 徳夫君  |
| 子ども支援室長  | 橋本 直紀君  |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 大橋 勉君  |
| 議会書記   | 井上 敬子君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 災害時の対応についてほか

宮 入 健 誠 議員

(2) 子育て支援についてほか

大 森 茂 彦 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラなどの使用の届出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 質問者は、お手元に配付したとおり、6名であります。質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番により、最初に5番 宮入健誠議員の質問を許します。

**5番（宮入君）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今年、最初の定例会の一般質問は、昨年最後の定例会一般質問に引き続き、トップバッターを担うという重責の下、緊張感を持って行いたいと思います。

さて、3月に入り、春めいた暖かさとなりましたが、今年1月、2月においては、例年にも増して厳しい気象条件となりました。

まず1月20日頃からの最強で最長の寒波が押し寄せ、5日間にわたり日本列島に停滞いたしました。その影響も相まってか、1月下旬から2月上旬にかけて、特に東北地方を中心とした日本海側で降り続きました大雪は、平年の倍以上の積雪となる地域が相次ぎ、災害救助法が4つの県、43の市町村で適用され、自衛隊による命を守る懸命な取組が各地で実施されました。今回の大雪では人的被害も大きく、総務省、消防庁の2月12日の発表によりますと、1月20日からの大雪により、除雪作業中の事故などを含めてお亡くなりになった方は11の道府県で49人、負傷者は21の道府県で630人に上るとのことです。

一方、太平洋側におきましては、長引く雨不足から、各地の貯水池において貯水率が著しく低

下したところが多く見られ、給水制限の実施に至る地域も多く見られました。また、地域によっては、渇水が見られる河川も出ている状況が報道されております。

さて、今回最初の一般質問は、災害時の対応について行いますが、その前に災害の歴史を少しひもといてみたいと思います。

これまでの主な大規模な災害といたしましては、1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災から31年が経過し、2011年3月11日、明後日でございますけれども、発生しました東日本大震災からは15年、2016年4月14日に発生しました熊本地震からは10年の節目を迎えます。一昨年の大規模な災害といたしましては、1月1日に発生した能登半島地震とそれに伴う大規模な火災、あれから2年以上が経過するわけでございますが、今もなお仮設住宅には1万8千人の方が身を寄せていらっしゃいます。

5月には27日から29日にかけて、広い範囲で大雨や強風に見舞われ、気象庁は、線状降水帯による大雨の事前呼びかけ対象地域を地方単位から府県単位に絞り込む運用を開始いたしました。

8月8日には、日向灘でマグニチュード7.1、宮崎県日南市で最大震度6弱の地震が発生し、初めてとなります南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

そして、昨年の大規模な災害としましては、2月26日に発生しました岩手県大船渡市の山林火災で、4月7日に鎮火に至るまで1か月以上の期間を要し、3,370ヘクタールが延焼し、226棟の建物に被害が及び、平成以降、国内最大規模の山林火災となりました。国と県による補助金である森林災害復旧造林事業による被害木の伐採は始まったものの、補助金は2028年度で終了となり、現在のペースだと残りの焼損部分を復旧するのは、計算上困難との見方も出ております。

6月21日には、鹿児島県十島村にて、トカラ列島群発地震が発生、2週間が経過しても収束に至らず、震度1以上の有感地震は2千回を超え、発生回数、活動期間の長さにおいては近年、類を見ない規模の群発地震となりました。

そして、8月に入りますと、九州地方では線状降水帯が多く発生し、鹿児島県では、8月8日未明から24時間の降水量が500ミリを超え、熊本県では、9日の夜遅くから11日にかけて、多いところで400ミリを超える記録的な大雨となりました。さらに、11月18日の夜に発生いたしました大分県佐賀関の火災は、翌19日にかけて燃え広がり、焼損範囲は4万8,900平方メートル、170棟以上が焼損する大規模な火災となりました。この焼損棟数は、ここ10年間では、2016年12月の新潟県糸魚川市の火災を上回る大規模火災の市街地火災となりました。

そして最後、12月8日の深夜には、青森県の東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生しました。この地震では、地震があってもすぐに逃げられるよう、特別な備えを求める

ものとして、2022年12月の運用開始以来初めてとなります北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されました。

ここまで直近2年間の主な災害状況を述べてきましたが、その教訓から新たな注意報、警報等が運用を開始、または開始が予定されております。

まず、既に運用開始となっておりますが、令和8年1月1日からは林野火災注意報と林野火災警報です。坂城町においても、令和5年4月に、上平地区にて山林火災が発生いたしました。今回の運用開始の経緯としては、先ほども述べましたが、令和7年の岩手県大船渡市の大規模山林火災をはじめ、近年大規模な林野火災が多発し、甚大な被害が発生したことを教訓として、総務省、消防庁が林野火災予防の実効性を高めるために提唱し、林野火災への警戒をより強化することとしました。

次に、気象庁と国土交通省は、昨年12月16日に大雨などによる新たな防災気象情報の運用を、今年の5月下旬から開始すると、12月17日の信濃毎日新聞が報じました。内容といたしましては、4種類の災害（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）ごとに相当する警戒レベルと警報などの名称を併記、名称は、危険度が高いほうからレベル5の特別警報、4の危険警報、3の警報、2の注意報とされております。また、相当する市町村の対応といたしましては、防災気象情報を参考に、危険レベル5の緊急安全確保、4の避難指示、3の高齢者等避難、2の要員配置防災体制確保といった避難情報を発表いたしました。

以上、災害に関する情報、状況を考慮いたしまして、現在の坂城町における災害時での取組の一つとして、罹災証明と災害時の協定を中心とした一般質問を行います。

1、災害時の対応について。

イ、罹災証明の概要について。

1、公的支援が受けられる内容は。

2、認定される被害の区分は。

3、令和元年以降に発行された事例は。

4、被害認定の手續に要する時間は。

ロ、罹災証明書発行の体制について。

1、組織の体制はできているか（要員の確保を含め）。

2、発行における想定マニュアルはできているか。

3、職員の研修は実施されているか。

4、罹災証明コーディネーター登録制度の内容は。

ハ、災害に対する協定について。

1、現在締結されております協定の内容は。

2、協力体制のさらなる拡大のお考えは。

以上の質問について、答弁をお願いいたします。

**総務課長（竹内君）** 1、災害の対応についてのご質問のうち、私からはイ、罹災証明の概要についてと、ロ、罹災証明発行の体制について、お答えをいたします。

災害が発生し、建物等に被害を受けた場合に町が交付する証明書としては、災害対策基本法第90条の2に基づき、住家の被害、その他被害の状況を調査し、その程度を証明する罹災証明書と被災証明書の2種類がございます。いずれも地震や暴風雨などの自然災害によって建物等に被害を受けた際に交付されるものであります。罹災証明書は、現実に居住のために使用されている住家について受けた被害の程度を判定し、その程度等を証明するものであります。

一方、被災証明書は、住家以外の工場、店舗のほか家財や車両等の物件が被災した事実を証明するものであります。

これらの証明書は、幅広い公的支援の申請に際して添付書類として活用されるもので、主な公的支援といたしましては、災害発生時における災害救助法の適用状況に応じて災害義援金や自治体の災害見舞金、税や保険料の減免や猶予、被災者生活再建支援金などの給付、住宅金融支援機構融資、災害援護資金などの融資、公共料金等の減免や猶予、応急仮設住宅の供与、応急修理制度などがございます。

次に、認定される被害の区分についてであります。被害の認定は、内閣府が制定した全国統一の基準を用いて判定を行っております。

まず、外観目視による1次判定を実施し、1次判定では判断が困難な場合には、立入調査による2次判定を実施することとなります。

2次判定では、住家の床や外壁、内壁など、9区分の部位別の被害程度や被害面積などを算出し、住家全体に対する損害割合に応じて、損害割合10%未満の一部損壊から準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊までの6段階の区分に判定をいたします。なお、水害の場合は、床上浸水の高さも判定の要素となります。

続きまして、過去における罹災証明書、被災証明書の発行状況であります。自然災害に関連した発行事例といたしましては、令和元年10月12日から13日にかけて発生いたしました台風19号による被害において、罹災証明書が51件、被災証明書が21件の合計72件を発行いたしました。また、令和5年8月19日に発生いたしました集中豪雨による発行件数は、被災証明書1件であります。被害認定の手續に要する時間につきましては、令和元年及び令和5年の際はいずれも災害直後から現地調査を開始し、罹災証明書、被災証明書ともに1週間から10日程度で受付から発行までを行っております。

続きまして、ロの罹災証明発行の体制についてであります。組織体制につきましては、町地域防災計画において災害対策本部組織の調査班に位置づけを行っており、主に固定資産税担当者が中心となって実行する体制を整えております。

次に、想定マニュアルの整備についてであります。罹災証明書等の発行にあたりましては、内閣府が作成をした災害の被害認定基準について及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針を踏まえ、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きを参考に、認定作業のマニュアルを作成しております。また、職員の研修につきましては、固定資産税担当職員が、県が開催する研修会や実務研修会に参加するなど、知識の習得に努めております。

次に、罹災証明コーディネーター登録制度についてであります。本制度は、令和6年の能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年に内閣府において新設された制度であります。過去の災害において、罹災証明書の交付及びその前提となる被害認定調査を経験し、助言・調整等を行うためのマネジメント経験などを有する者を所属する地方自治体の長が推薦し、内閣府の登録簿にコーディネーターとして登録するものであります。災害が発生した際には、被災市町村の罹災証明事務や被害認定調査が円滑に進められるよう、内閣府及び都道府県が被災市町村の支援ニーズを把握した上で、登録されたコーディネーターを派遣する仕組みとなっております。罹災証明書及び被災証明書の発行は、被災された方々の生活再建に向けた重要な事務でありますので、災害が発生した際には、被災者の方が一日も早く支援を受けられるよう、円滑に手続が進められる体制づくりに引き続き努めてまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ハ、災害に対する協定について、お答えいたします。

地震や風水害などの災害発生時に、その規模や被害の状況によっては、町単独では十分な応急活動が行われないことも考えられます。町では、食料や物資の供給、避難所の提供、復旧活動など迅速かつ的確な応急対応や、防災体制の強化を目的に、民間事業者、団体、他の自治体と災害時協定や災害時応援協定を締結しております。締結した協定については、町地域防災計画に掲載してございますが、現在24協定締結しており、協定の内容といたしまして、まず長野県全域における自治体との相互応援協定は、災害発生時に単独の自治体での対応が困難となる場合に、人的支援や物的支援などについて相互に応援を行うことで、被災地における支援体制を確保し、円滑な応急措置等を図るものであります。

次に、ライフライン及び生活関連物資の確保に関する協定として、町内外の民間事業者と食料や飲料水、生活必需品などの供給に関する協定を締結しており、災害時における安定的な物資供給体制を構築しております。また、燃料等供給事業者との協定により、避難所や緊急車両等への優先供給体制のほか、医療機関や福祉施設との連携により、医療救護活動や要配慮者の避難受入れに対する体制整備についても構築しております。

さらに、建設関係団体や民間事業者との協定により、道路啓開、倒木除去、土砂撤去などの応急的な復旧活動を迅速に行い、災害発生直後の交通網の確保や、1次、2次災害防止に向けた初動対応の迅速化も図っております。このほかにも、ユニットハウスなどの供給や臨時災害放送局の設置など、多様な事業主体との協定締結を通じて、災害時の支援体制の充実に努めているとこ

ろであります。

次に、協力体制の拡大の考えについてであります。災害対応においては行政のみならず、民間事業者や地域団体など多様な主体との連携が不可欠であります。特に、近年は技術革新の進展により、防災減災分野においても新たな技術やサービスが活用されており、また、災害が激甚化していることに伴い、専門的知見や技術を有する民間事業者との連携や協力体制の構築は大変重要であると考えております。町といたしましては、既存の協定に伴う連携強化を図るとともに、災害時に多種多様な支援を得られることは大変心強いことから、新たな分野における連携についても進めてまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目について担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

昨年10月15日の日本経済新聞には、被災家屋再建、助っ人派遣と題して、素早く被害認定し、罹災証明書を迅速化する取組が進み出したとの記事が掲載されました。内容といたしましては、鍵を握るのは罹災証明書の交付業務に精通した自治体職員で、昨年9月から被災地への派遣制度がスタートした。災害時には、行政は様々な対応に追われるため、支援が滞らないよう、平時の体制づくりが欠かせないと報じております。最近の災害は、1年を通しまして、地震、台風、大雨、火災、竜巻、大雪など、いつ、どこで、何が起こるか分からない状況であることから、町におきましても、防災訓練の場を活用いたしまして、罹災証明の発行手順等の訓練を定着化し、有事の際には町民への交付が迅速に対処できる体制の確立をお願いいたします。

また、災害時の備えに対する協定につきましては、行政間や民間との間で多く見られるようになり、大手のコンビニエンスストアにおいても、災害支援への取組を発表するなど、支援の輪の拡大に努めております。町におきましても、現状の協定にとどまらず、助け合いを迅速に行える環境の整備をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次の質問といたしまして、民生児童委員について取り上げます。

民生児童委員とは、民生委員法に基づく非常勤特別職の地方公務員、市町村ごとの推薦会を経て、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。児童福祉法に基づく児童委員を兼務し、介護や医療、子育てに関する住民の相談などに対応する。原則、無報酬で交通費などの交付金を県が支給する。中核市や人口10万人以上の市では、170から360世帯に1人、町村では70から200世帯に1人を配置。2022年12月の改選では、全国で25万5千人余りに委嘱されました。昨年10月1日付の信濃毎日新聞は、児童民生委員の担い手確保が課題となる中、県内の委員の新任率、委員に占める新任者の割合は、2022年時点で全国トップの58%に上り、全国平均の32%を大きく上回ったことが、9月30日の県民生児童委員協議会連合会への取材で分かった。自治体関係者には、地域の福祉に詳しくなる住民の裾野が広がると見る向きがある一方、孤立や生活困窮といった社会課題が複雑化する中、経験豊富な委員の減少は制度の根幹が揺らぐとする声もある。任期3年の民生児童委員は、12月が改選期。県内の自治体では公

募に踏み切る動きも出て、新任率はさらに高まる可能性があり、持続可能な制度の在り方が問われている。

また、県内の民生児童委員の新任率が全国平均を大きく上回っている背景には、委員自身の高齢化で職務を続けるのが難しく、活動への負担感が高まっている事情もある。福祉課題は、都市部と地方で異なり、地域の中でも違いが大きい。専門家は、全国一律の民生児童委員制度は限界を迎えていると警鐘を鳴らしていると報じました。

以上のことを踏まえまして、坂城町における状況についてお聞きします。

２、民生児童委員について。

イ、現状について。

１、組織の構成内容は（委員の人員数、平均年齢、男女の比率）。

２、高齢化社会に向けた現状の委員に対する見解は。

３、委員と包括支援センター並びに学校との連携は。

ロ、活動内容について。

１、委員の活動内容と仕事に対する負担感の認識は。

２、定例会における協議内容は。

３、研修制度の在り方は。

ハ、担い手不足について。

１、要因と今後の人員確保に対する施策は。

２、新任率が高い要因と対策は。

３、原則無報酬とされている中で、働き方を考慮した活動期補助の見直しのお考えは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま宮入議員さんから２つ目の質問としまして、民生児童委員についてのご質問をいただきました。私からは民生児童委員の現状と課題など全体的なことをお答え申し上げまして、詳細については担当課長から答弁いたします。

全国的な人口減少と少子高齢化の進行、経済、社会、そして地域環境の変化等により、生活上のリスクが複雑化、多様化する中、住民ニーズに対応できる支援体制づくりが求められております。民生児童委員は、地域住民の立場から生活上の困りごとに関する相談に応じ、必要な支援機関へつなぐなど、地域福祉の推進に大変重要な役割を担っていただいております。各委員に担当区域を定めるとともに、児童福祉分野を専門的に担う主任児童委員を含め、町民生児童委員協議会を中心に活動いただいております。

協議会の運営にあたりましては、高齢者や障がい、子ども、子育てなど、地域の課題が多岐にわたることから、協議会内に総務部会をはじめ青少年児童福祉、老人福祉、障がい者福祉などの専門部会を設置し、各委員がいずれかの部会に所属しながら、担当分野に関しての事業企画、情

報共有や関係機関との連携など、中心的な役割を担いつつ活動していただいているところであります。

このような協議会活動と分野別の専門部会活動を組み合わせることで、委員活動の質の向上と委員同士の支え合いにもつながるものとなっております。

ご質問の高齢化社会に向けた現状の人員に対する見解であります。当町の民生委員児童委員の定数39人につきましては、県の民生委員の定数を定める条例において定められているもので、国の配置基準を参考に、地域の実情を踏まえながら、委員1人あたりが担当する世帯数や地域の割り振りをを行い、各地区において相談対応や見守り活動にご尽力いただいております。

当町の現状として、高齢化の進行により、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症や生活困窮による支援ニーズの高まりなど、見守りや相談対応の必要性が高まってきている状況であり、委員の皆様の負担も大きくなっているものと認識しております。

昨年12月に新たな民生児童委員協議会がスタートいたしました。委員の改選にあたりましては、各地域に人選及び推薦にご協力をお願いする中、新たな候補者が選出できない地域もあり、人員確保の難しさを感じているところであります。民生児童委員の担い手不足については、地域の身近な相談役として様々な相談を受ける、地域を見守るといった役割の大きさから、委員活動の負担が大きいものというイメージにつながっていることのほか、定年延長等の社会状況の変化により、地域活動を担いやすい年代の受け手が減少していることなども、大きな要因の一つであると考えております。

また、新任率が高い要因と対策についてのご質問ですが、近年は健康面や家庭の事情のほか、委員の高齢化なども要因として、1期3年で退任される委員が増加しており、新任率が高くなる背景の一つであると考えているところです。これらの人員確保や新任率への対策としては、定例会の委員活動に伴う負担の軽減や活動の意義、やりがいを感じられるような情報共有、支援を進め、2期、3期と継続していただけるような環境整備に努めていただくことが重要であると考えております。

町といたしましては、常に住民に寄り添い、人と人をつなぐ活動になっていただく民生委員、児童委員の皆さんが活動しやすい体制、環境づくりを推進し、研修や情報共有の充実、協議会運営の工夫、必要な支援の在り方の点検などを通じて、委員の負担軽減と活動の実効性の両立により、委員活動が継続可能なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2、民生児童委員についてのご質問に順次お答えいたします。

イ、現状についてのご質問のうち、組織の構成内容についてであります。委員数は現員が37人、平均年齢は68歳となっており、男女の比率は男性が54%、女性が46%となっております。

次に、委員と地域包括支援センター並びに学校との連携はのご質問であります。まず、地域

包括支援センターとの連携といたしましては、地域における支援ニーズが多様化する中、委員の皆さんには、地域の身近な立場から見守りや声かけ、相談対応を行っていただくとともに、高齢者に関して気になる状況を把握した際には、必要に応じて地域包括支援センターへ報告、情報共有を行っていただいております。支援が必要な方の早期発見と迅速な対応につなげております。

委員が、地域の身近な相談者、見守り役として日常的な気づきを得る一方、地域包括支援センターは、関係機関との連携や支援方針の検討などを担う専門的な支援調整機関として機能しており、委員の皆さんが地域での課題を抱え込まずに、適切な支援につなげられる体制が整えられております。

また、地域包括支援センター職員は、毎月開催する民生児童委員協議会定例会に出席し、地域の状況や支援制度の情報提供、相談対応上の留意点などについて共有を行い、委員の疑問に対しても即時に回答できることから、委員の皆さんにとっても高齢者の相談窓口であることの周知徹底がなされているところであります。

次に、学校との連携についてであります。子どもや家庭に関する心配ごとに早期に気づき、必要な支援につなげるためには、学校と地域が日頃から情報を共有し、顔の見える関係を築いていくことが重要であると認識しております。各小中学校においては、子どもに関する諸課題について、学校と家庭、地域の団体機関が連携、協働することを目的とした信州型コミュニティスクールを組織しており、委員も出席し、懇談会を実施しております。

また、委員が学校での子どもたちの様子を実際に見る機会を設けているほか、運動会や音楽会、入学式等の学校行事に参加することで、学校の取組を理解し、地域での見守りや相談対応に活かされたものとなっております。

続きまして、ロ、活動内容についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、委員の活動内容と仕事に対する負担感の認識についてであります。民生児童委員は、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡、協調を図る役割を担っており、担当地域における見守り活動や相談対応、必要に応じた関係機関へのつなぎ役といった日常活動を基本に多岐にわたる活動に取り組んでいただいております。

具体的な活動の一例としては、まず、毎月、民生児童委員協議会定例会を開催し、活動上の課題や地域の状況、制度や支援策の情報共有などを行っております。加えて、青少年児童福祉部会や障がい者福祉部会などの専門部会が中心となって、子ども食堂への参加・協力、障がい者スポーツ大会における引率支援などの活動を行っており、地域の支え合いを具体的な形にする役割を担っていただいております。

また、地域包括支援センターで作成する高齢者向けの情報紙、ゆうゆうだよりを一人暮らし高齢者等へ毎月配付しており、訪問をきっかけとした安否確認や見守りを兼ねた活動を実施しております。

このように、委員の活動は地域福祉のための幅広い実践に及び、地域課題の複合化や高齢者の増加等により見守りや相談対応の機会が増えており、さらに協議会活動や事業への参画など、地域福祉活動が広がるほど役割の重要性が高まっており、委員の負担が増しているところと捉えています。

次に、定例会における協議内容についてであります。定例会では、町及び社会福祉協議会からの報告として、福祉施策や各種制度、地域の状況や関係機関の取組などについて情報提供を行い、委員活動に必要な情報共有を図るとともに、各専門部会からの報告では、分野別の活動状況や今後の事業予定等を共有し、協議会全体としての取組につなげております。

そして、委員同士が実務に即した意見交換を行えるよう、坂城、中之条、南条、村上の4地区に分かれ、地域における活動状況のほか、日頃の相談活動の中で感じている悩みや対応について協議する地区別会議を設けているところです。

定例会は、委員同士の経験や課題を共有し、支え合うことで委員活動を円滑に進め、委員が一人で問題を抱え込まない体制づくりにも資するものと考えております。

続いて、研修制度の在り方についてであります。委員一人一人が適切な相談対応と必要な福祉サービスにつなげるためには、制度理解に加え、認知症や生活困窮、障がい等の幅広い知識や関係機関の役割などを継続的に学ぶ機会が必要となるため、委員の改選時には活動における基本や留意点、まち福祉施策等に関する研修会を実施し、委員活動の土台となる共通理解の形成を図っているところとあります。

さらに、現場での取組や実態、課題等を把握する機会として、町内外の福祉施設等の視察を行い、地域における支援資源を具体的に理解することのほか、県内で活動するほかの民生児童委員協議会と懇談することで、先進地の取組を学ぶ機会となり、今後の活動において、適切な支援と地域づくりの推進につながるものとなっております。

続いて、ハ、担い手不足についての働き方を考慮した活動費補助の見直しの考えへのご質問にお答えいたします。

民生児童委員は、法律に基づき、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員であり、制度上、報酬を受けないこととされております。一方で、活動に伴う交通費や通信費等の実費的な経費である活動費については、委員活動を下支えする上で重要であることから、活動の実態や物価上昇等を踏まえる中で、県を通じて活動費の充実を要望していく必要があるものと考えております。

また、民生児童委員は、地域の見守り役として、町から福祉委員を委嘱しており、その報酬を支給しておりますが、社会状況の変化に伴い、活動内容や負担が増えていることなどを踏まえ、今後、活動実態や財政面、公平性等も整理しながら検討していきたいと考えております。

民生児童委員は地域の困り事を委員一人で全て解決するものではなく、身近な相談者、見守り

役として必要な支援機関へ適切につなぐことが基本的な役割であることを、住民に広く分かりやすい周知に努めるとともに、相談先の明確化などにより、問題を抱え込まない環境を整えることで、就任への心理的ハードルを下げ、担い手確保につなげてまいりたいと考えております。

**5番（宮入君）** ただいまは、各項目につきまして町長並びに担当課長より丁寧な答弁をいただきました。

昨年11月29日付の信濃毎日新聞は「民生委員に協力員——活動補佐——担い手不足解消へ上田市」と題しまして、民生委員の担い手不足が続く中、「上田市は委員の活動を補佐する「民生委員協力員」の制度を12月から導入する。一部業務を分担して委員の負担を軽減し、担い手不足解消につなげることを目的とする。関係者は、地域で困っていらっしゃる方の情報をより細かく集められるといった効果にも期待する」とのこと。その一方で、「協力員がどこまで委員の業務を分担し、情報を伝えていかつかめないとする役割分担の不明確さも課題」と報じました。

今回の上田市の取組の財源といたしましては、厚生労働省が2024年度から拡充した、民生委員活動への参加や協力を促す地方自治体の取組に対して支援する補助事業を活用するとしていることとあります。

上田市の取組の一例を紹介しましたが、多くの各自治体は、それぞれ担い手不足の解消に知恵を出して取り組んでおられます。

なお、今回の民生児童委員についての一般質問を行うに際し、任期満了にて退任されました方々からお話をお聞きしました。その内容の一部ですが、一つ、3年間任期のうちの最初の1年目は引継ぎの不明確等もあり大変苦労した。一つ、民生児童委員としてどこまでやらなければいけないのか。一つ、災害時の職務が不安である。一つ、当事者との意思疎通の回り方が不安。一つ、役割分担が広いなど、多くのご意見お聞きすることができました。

町におきましては、こうした意見を参考にして、今後の改善の反映にしていだければと思います。

また、今回面談の最後におきましては、任期を全うしたことに見られる満足感と安堵感を強く感じることができました。

結びといたしまして、民生児童委員は地域社会を支えている、なくてはならない組織であることを改めて認識をいたしました。退任されました方々には深く感謝を申し上げ、新しく着任された方々にはますますのご活躍を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦議員の質問を許します。

**13番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今議会の一般質問の内容は、一つは、子育て支援について、2つ目に、国民健康保険について、3番目に、町職員の働き方について、この3点について質問してまいります。

まず、1、子育て支援についてです。

日本における子どもの出生数は、ここ10年連続で過去最少を更新しており、減少のスピードが加速しております。1892年、統計を開始以来、2022年、初めて80万人を割り込みました。その後、僅か3年後の昨年2025年には、速報値で70万5,800人まで減少いたしました。これは、国が推計している17年も早いペースで進んでいることとなります。

速報値には日本在住の外国人や在外日本人の数が含まれております。しかし、6月に発表される確定値では、日本国内に住む日本人の数で集計するため、速報値よりも少なくなるのは確実とされておりしております。

岸田政権は、2023年4月、異次元の少子化対策を掲げて、こども政策を強化するための司令塔として、こども家庭庁を設置いたしました。そのこども家庭庁の目玉政策として、まず一つは児童手当の拡充、次に、誰でも通園制度の実施であります。この点について質問してまいります。

誰でも通園制度とは、保育所等に在籍していない未就学児3歳未満児が、保護者の就労要件にかかわらず一定時間利用できる仕組みとして、この4月から本格実施を行います。

子育て家庭の孤立防止や早期の発達支援につながる可能性がある一方で、子どもの発達への影響については、ゼロ歳から2歳児は、特定の養育者との安定した関係の中で愛着形成が進む重要な時期と言われております。短時間不定期利用が前提となるこの制度で、子どもの情緒的安定は確保できるのでしょうか。

また、町の保育園の現場では、3月に入っても保育士の募集を行っております。そのような中で、新たに未就学児を受け入れる体制は確保できるのかどうか心配するところであります。

まず、12月議会において、いわゆる誰でも通園制度を実施するために、乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されました。

条例制定の質疑で私が指摘した点、第5条の乳幼児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けるについて、定期的の期間はどのくらいの期間か。2つ目に、外部の者とは誰を指すのか、具体的な記述が必要だと思いますが、記述なしで運用するというのでしょうか。記述しない理由は何か答弁を求めます。

2つ目に、誰でも通園で受け入れる規模は何人を想定されているのか、これについてもお尋ねいたします。

3つ目に、3月に入っても保育士の募集を行っておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

以上、子育て支援の点について、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから子育て支援というテーマで、質問の中の1番目の質問ですね。その中で、誰でも通園制度についてのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

現在、保育園等に通っていないゼロから2歳児の子育て家庭には、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていらっしゃる保護者がいると言われ、そうした保護者への支援の強化が求められているところであります。

こうした中で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されることとなりました。

この制度は、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月に一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育を柔軟に利用できるものとして、児童福祉法において乳児等通園支援事業として規定されるとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、この4月から全国の全ての自治体において実施されることとなりました。

この、こども誰でも通園制度は、ゼロ歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、市町村が定める認可基準を満たした保育園や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所等の施設において実施が可能とされており、さきの12月議会において、その認可基準を定める坂城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議決いただいたところであります。

条例の制定後、事業の実施を希望する事業者がなく、町におきまして町立保育園を中心に実施施設を検討した結果、通常保育でこの制度と同様に6か月児からを受け入れること、類似事業である一時預かり事業の実績があること、また、受入れ可能な保育室などの状況を考慮する中で、南条保育園で実施することとし、ただいま実施に向け準備を進めているところであります。

さて、ご質問の認可基準条例の第5条にある外部の者による評価、いわゆる第三者評価は、事業者及び利用者以外で県から認証を得た公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価するもので、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものであります。

なお、この第三者評価は、現状の福祉サービスを事業者が自主的によりよいものへと誘導する福祉サービスの向上を意図しているものであり、認可基準を遵守しているかどうかを検査するために、市町村長等が原則として年度ごとに1回以上実施しなければならないとされている指導監査とは異なるものであります。

その受審については努力義務とされており、その期間についても国から示されていないという

ことから、町におきましては、現時点で特段の規定を設けることは考えていないところであります。

続きまして、受入人数についてであります。まず、4月1日時点のこの制度における町内の対象児童の状況といたしましては、保育園等に通っていないゼロ歳6か月から3歳未満の児童数は約60名となる見込みであります。

その対象児童数を基本に、第3期坂城町子ども・子育て支援事業計画策定の際のニーズ調査における利用希望割合と、この制度の利用限度時間である対象児童1人につき一月あたり10時間ということなどを勘案し利用見込みを想定したところ、同時に受入れ可能な児童の定員数3名とすることで、その利用見込みに対し十分な受皿を提供できるものと考えているところであります。

続きまして、保育士募集の理由についてであります。現在、通常保育のクラス担任に産前産後休暇を取得する予定の保育士がいることから、その補充を目的として代替保育士を募集しているほか、長時間保育を担当する保育士に退職希望者がいることから、その補充を目的として募集を行っているところであります。

こども誰でも通園制度は、先行して実施している自治体を除き、当町を含め全国の多くの自治体では初めて実施する制度であります。町といたしましては、子どもの成長を応援する重要な支援策の一つとして、着実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**13番（大森君）** ただいま町長よりご答弁いただきました。定期的に外部の者と評価をとという点では、努力義務ということで、一つは認可基準を達している施設が運営するという点もあるということで、そこまで書く必要はないのかというご答弁でございました。

今、町単独で実施、町だけが実施するという点では、民間なり、ほかの施設が行うということはないということで、その点についてはいいと思うんですが、もし、民間で参入があるといった場合は、やはり、このことをもう少し明確にしていく必要があるというふうに思います。

次に、誰でも通園の規模と体制の状態なんですけども、これは60名が一応対象になって、定員を3名という予定にされているんですが、これは、例えば4人、5人というような要望があった場合はお断りするということなんですか。それとも、その方々の分も含めてお預かりするという、その対応はどういうふうになるのでしょうか。

**子ども支援室長（橋本君）** こども誰でも通園制度の再質問にお答えいたします。

同時に5人の希望があった場合の取扱いということでございますが、先ほど町長から答弁させていただいたとおり、こちらの定員、同時に受け入れる可能な児童数につきましては3名としていただいております。

こちら3名について最大で受け入れるということになってございまして、予約の可能枠ということで3名ということでお示しをするということになってございまして、3名を超える方につきましては、ほかの時間、ほかの曜日、ほかの日について予約を取っていただいで利用してい

ただくということになってございます。

**13番（大森君）** この3名というのは、保育士1人に対して乳幼児3人の関係かというふうに思うんですけども、子ども・子育て支援制度として、こども誰でも通園というこの趣旨からいけば、もっと大切なことになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、というのは、やはり子育て家庭の孤独の防止とか、早期の発見、発達支援だとか、こういうものをやっていくということがあります。

また、もう一つは、町外からの利用者もあるんですよね。そうすれば、これだけでは実際には間に合わないといいますかね、足りない。

子どもお一人1か月10時間という制限されている中ですけども、そのご家族、保護者の方が、今日どうしてもこの時間にあそこへ行かなきゃいけないというような状況の場合のときにはどうするのかというのはありますし、この3名の定員で5名の申請があったときに、その選定といたしますか、誰をお預かりするかという、そういうふうな基準までも設けてあるんですかね。その辺ちょっとお尋ねいたします。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度を利用する場合の利用予約につきましては、こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムというのを利用して予約を取っていただくことになります。

なお、予約につきましては先着順ということで、予約可能枠まで予約することが可能となっているところであります。

**町長（山村君）** 大森議員からいろいろご質問いただいてありがとうございます。

4月から始める初めての事業なので、いろいろ検討しながらやることになると思いますけど、とにかく該当者は60名いるだろうと、60名いるけど、60人同時に来るわけじゃないわけですから、その中で時間を予約して、1か月10時間ですから、多分、今日1時間、あるいは来週1時間、なると思いますので、それは事前にうまく予約の調整をして、せっかく始める施設、事業ですから、うまく運営したいと思っておりますので、やりながらいろいろ不具合あればまた検討したいと思っておりますけど、これでスタートしたいということでもあります。

**13番（大森君）** 町長の答弁で一応理解いたしました。そのようにぜひ今後検討を続けながら、見直しをしながらやっていっていただきたいと思えます。

あと、保育士さんの募集なんですけど、産休の、産前産後など、あと子育て期間というようなことで、お休みになられているということですので、そういう方々の代わりとしての募集なんですけど、現在足りているんでしょうか。これはクラス持ちの方も募集していると思うんですけど、これはスタートは大丈夫なんでしょうか、4月からのスタートは。その辺ちょっと気になりますので、ご答弁願います。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

保育士の募集についてであります。ただいまクラス持ちの保育士を含め、必要な保育士については現時点で確保できることとなっております。

**13番（大森君）** 4月スタートから体制が取れるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目に、国民健康保険の行方はということで質問いたします。

新年度の国保は、これまでの医療分・支援分・介護分の3つの分野の負担で国保税の額が決まっています。

新年度からは子ども分が追加され、国保加入世帯の負担が重くのしかかってきます。低所得者の皆さんにとっては、滞納しないよう、食事は1日2食に減らした、買物は割引になる閉店間際に行っている、お風呂の水は毎日変えていたけども二日に一度にした、電気代を抑えたり生活を切り詰めて、辛うじての、滞納している、こういう方の意見、言葉が聞かれます。

そこで、今度は子ども分が追加されます。そこで、以下質問してまいりますので、ご答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

イ、こども子育て事業と国保との関係は。

来年度、新年度の国保税の医療分・支援分・介護分が据え置きになりましたが、その理由は何をお尋ねいたします。

2つ目に、社会保険は医療・年金・雇用・労働・介護の5つの分野が社会保険と言われております。そこに社会福祉分野の子育てに係わる子ども分が加わるわけです。これが組み込まれますが、これとの関係は一体どんな関連があるのかお尋ねいたします。

3つ目に、現在、未就学児の均等割が軽減されております。国は子ども分を国保に入れるために、18歳未満まで免除を予定しています。町では免除になる方は何人いらっしゃるのかお尋ねいたします。

4つ目に、18歳まで免除になった場合、国保会計が収入減となります。その不足分は誰が負担するのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、県への一本化の工程は。

1、国保税の町の課税分の表を使って県の標準保険料率を計算すれば、それぞれの所得階層別の負担はどのように変わるのでしょうか。これについて質問いたします。

2、市町村の国保運営は、県への統合を準備しております。他県では既に実施済みのところがありますが、実施したところでは税負担増になっているとお聞きしております。長野県ではいつ頃を目安に統合を予定しているのかお尋ねいたします。

以上、国保の行方についてお尋ねいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2、国保の行方はのご質問に順次お答えいたします。

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、国においては「若者、子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える。全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を

基本理念とするこども未来戦略が令和5年12月に閣議決定されました。

この戦略では、若い世代が結婚・子育てに希望を持ち、安心して子育てできる社会の実現を目指すこととし、集中的に実施する施策では、児童手当の拡充や妊産婦のための支援給付、本年4月からスタートするこども誰でも通園制度などが盛り込まれたところであり、これらの施策を着実に実行するための財源の一つとして創設されたのが、子ども・子育て支援金制度で、本年4月から開始されます。

この支援金制度は、全世代や企業において、医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金を拠出し、子育て世帯への支援を行う仕組みとされております。

町の国民健康保険税の算定につきましては、県から提示された納付金を賄うために、県の標準保険料率を参考にしており、8年度の町の国保税率については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険第2号被保険者の介護納付金分と合わせて子ども・子育て支援納付金分を加え、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めいただいた内容を本議会に上程しているところであります。

ご質問の8年度国保税率について、医療分・支援分・介護分を据え置いた理由といたしましては、4月から導入されます子ども・子育て支援金制度により、保険税と合わせて徴収する子ども・子育て支援納付金分が新たな負担となることから、8年度におきましては国保加入者の増加負担を一定程度に抑えるため、国民健康保険基金の繰入れを行うことで、元来の国保税率については改正を行わず据え置きとしたところであります。

次に、社会保険に子ども・子育て支援納付金分が組み込まれた理由についてのご質問ですが、少子化や人口減少の危機的な状況及びそれらが社会全体に与える影響などを踏まえ、将来社会を支える若い世代を支援するため、全世代、企業を含めた社会・経済全てで支え合うこととされたものであります。

次に、未就学児に係る均等割についてのご質問にお答えいたします。

現在、国民健康保険における未就学児の均等割につきましては、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、その5割を公費により軽減しております。

本年4月から開始となる国民健康保険の子ども・子育て支援金について、本制度が少子化対策に係るものであることから、18歳以下の子どもに係る支援金均等割額については、全額軽減措置を講ずることとされており、町で対象となる子どもの人数は7年12月末時点において140名となっております。

また、これらの軽減措置に伴う不足分についてのご質問ですが、軽減対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることが国より示されております。

続きまして、口、県への一本化の工程はについてのご質問にお答えいたします。

平成30年度の国保制度の都道府県単位化に伴い、県が国保財政の責任主体となったことから、

県は、翌年度の県全体の保険給付費の見込みを算出し、各市町村の被保険者数、世帯数、所得に応じて納付金を割り当て、市町村は納付金の財源として、被保険者に賦課する保険税率を決定する制度が導入されました。

この国保制度改革による納付金制度の導入以来、県内の保険給付を県内全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとされ、県内どこに住んでいても同じ保険税負担で同じ保険給付を受けられることが望ましいことから、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担となるよう保険料水準の統一が進められているところであります。

ご質問の町の保険税について、県の標準保険料率を用いて算定した場合の所得階層別の負担額についてであります。いずれの階層においても1世帯あたりの年間賦課額の現行との比較では、100万円未満の世帯は約8,100円の増、200万円未満の世帯は約1万5,500円の増、300万円未満の世帯は約2万1,400円の増、400万円未満の世帯は約2万5,600円の増、500万円未満の世帯は約2万7,700円の増、600万円未満の世帯は約2万8,300円の増、600万円以上の世帯は約3万1,300円の増額となります。

次に、県への統合についてのご質問であります。県では、9年度までに二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を進め、さらに10年度以降は都道府県単位化とする県単位の統一を段階的に行うこととし、12年度に向けて納付金ベースの統一を目指しております。

また、県においては8年度に県内完全統一の目標年度を決定することとしており、保険料水準を県全体で統一し、大きな枠組みで安定運営を図り、中長期的なメリットを活かすなど、先を見据えた検討が進められています。

町におきましても、県との協働により行う保険料水準の統一に関する町納付金の増減見込みや、それに伴う国保税への影響等について、被保険者に分かりやすい説明や周知に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** ご答弁ありがとうございます。

まず、2番目の社会保険と社会福祉の関係が一緒になると、そこに加えて徴収すると、こんなうまい話はないと国は考えたんでしょうけど、そもそも社会保険という制度を壊す中身になるわけですね。国がやっているから仕方ないですでは、それはそうでしょうけど、この点については、やっぱり県の町村会や、あるいは国へ、この点について抗議すべきだと思います。

これを認めれば、それじゃ森林税もここへ入れちゃいましょうと、何でもかんでもここへ入れるということができてしまいます。やはりそれぞれの分野の中で徴収していくということであり、ですから、これをやるとすれば、子ども支援税をつくって新たに徴収するということだというふうに私は考える。

町長、そういう点について、やっぱりこういう制度の在り方はいけないということ、町村会や、あるいは国への働きかけとしてぜひお願いしたいんですが、その点についていかがでしょう

か。

**町長（山村君）** 大森議員の言われることもよく分かるんですけども、財源をどうするかという議論の過程の中で、国で決めた制度だということになりますので、いわゆる保険関係全てのところから子ども・子育てのお金を負担してくれということでもありますので、今、大森さんが言われるように、森林税が入ってくるとか、そういうことはないと思いますけども、これは決まった仕組みなんで、撤回しろということを町村会として言うということはありませんけど、これから注意深く見ていきたいというふうに思っております。

**13番（大森君）** 町長の答弁の苦しさもよく分かりますので理解いたしますけども、あとは、3番目の対象18歳まで、均等割が18歳まで140人の方が対象になるということで、これは、一つは良法だというふうに思います。

ロの県への一本化の過程の中で、負担が100万円未満の人が8千円増なんですね、県の計算で。もし、これは町が基金を投入しなければ。しないで、これで計算していくとなれば、全県で一本化の保険料、保険税になれば、こんなもんじゃないですよ。いや本当に大変な状態になるなというふうにつくづく感じます。

それで、こういう状況で、子ども支援分、これは一応200円ということでスタートするわけですが、毎年負担分が上がってくるんですよ。その辺について、どういうふうになってくるか、子ども支援分についての行方はどうなっていくんですか、この先。それについてお答えください。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問についてお答えいたします。

子ども・子育て支援分について、今後どうなっていくかということをございますけれども、長野県では、先ほども答弁いたしましたように、12年度の納付金の統一を考えているところでございます。

国におきましては、その算定で年々増加していくというところをございますけれども、現時点において、今後の状況については明確となっております。県内どこに住んでいても同じ保険給付を、同じ保険料負担で受けられるよう統一を進める意識を共通認識として、市町村合意の上で進められていくものと考えております。

**13番（大森君）** 国保の加入者は、当然自営業者、あるいはフリーランス、そして、あとは社会福祉的な点の方が非常に多いんですよ。失業の方、そして年金生活の方、こういう方々、そして、年齢構成も現役世代を卒業されて60歳から74歳までの方が非常に多くを占めているという、こういう状況の中で、国保は年々上がっていく、そして、子ども支援分も年々上がっていくわけですよ。

今ですら払うのが大変だ。風呂の水も我慢して二日に1回交換しているとか、食事も2回に減らしたとかという方もいらっしゃる中で、こんなひどいやり方はないんじゃないですかね。

全世代型で支えていくということですけども、これは全世代型やるというのは国の仕事ですよ。

国民の仕事じゃないですよ。このことについて、やはり町も、国がこういうやり方してくるんであれば、低所得に対する支援をもっとやっていく必要があると思います。

地方自治体は、福祉を充実する、住民の福祉を充実することが第一の役割です。そういう点で、もっともっと町の財政が低所得者の皆さんを支援する、こういう施策を今後続けていっていただきたいというふうに思います。このことを要望して、次の質問に移ります。

3といたしまして、町職員の働き方についてであります。

高市首相は、2025年10月、自民党の総裁の就任挨拶で「働いて働いて働いて働いて働いてまいります」と宣言をいたしました。そして、労働時間の規制緩和の検討を厚生労働省に求め、さらに今年2月20日の施政方針演説で「働く方々のお声を踏まえて」、わざわざこの言葉を入れて具体的に裁量労働制の見直しを打ち出しました。

裁量労働制の見直しは財界がかねてより提案してきたものであります。裁量労働制とは、あらかじめ労使協定などで決定された時間だけを働いたとみなし、みなし時間を超えた分の残業代は支払わない制度であります。専門業務型と企業業務型があり、適応できる業務は法令で定めております。これを拡充しようと、これをもう少しほかの分野にも広げようというのが今回の見直しであります。

まず、イといたしまして、町民サービスを落とさないために、町職員の仕事量について、一般職員及び管理職の時間外の勤務状況について、その状況についてお尋ねいたします。

2といたしまして、職員の休憩する場所は、自席を離れて休憩ができていないか、取れているかについてお尋ねします。

3つ目に、保育士の休憩する空間はできているか。具体的には、担当するクラス、あるいは園児から解き放されているか。

4つ目に、町職員の各5年間のそれぞれの年の平均有給休暇の取得状況についてはどうなのかお尋ねいたします。

以上、3番目の町職員の働き方についてお尋ねいたします。

**総務課長（竹内君）** 3、町職員の働き方について、イ、町民サービスを落とさないためにのご質問に順次お答えをいたします。

まず、職員の時間外勤務の状況といたしまして、一般職に係る1人あたりの月あたり超過勤務の直近5か年の状況といたしましては、令和2年度が10.5時間、3年度14時間、4年度10.3時間、5年度11.2時間、6年度12.7時間でありました。

管理職については、時間外勤務における勤務命令がないことから記録はございませんが、勤怠管理システムの記録から、おおむね同様の状態であると認識しているところでございます。

町においては、各種住民サービスの提供や行政事務を不足なく行うため、新型コロナウイルスや自然災害・物価高騰対応など、様々な業務を全庁横断的に対応するとともに、各課における所

掌事務についても業務負担の状況の把握に努め、日々業務分担の見直しを図っているところがございます。

また、毎週のノー残業デーの取組により、管理職も含め週に1回の定時退庁を勧奨し、家族との団らんや個人の時間に費やし、心身のリフレッシュを図っているところであります。

次に、自席を離れての休憩に関するご質問であります。課によつての業務の特徴がありますが、それぞれ窓口対応や電話対応などの体制維持に留意しつつ、休憩を取得しております。自席で読書をする方、休憩室で仮眠を取る方、散歩をする方、自宅や自身の車で過ごす方など、思い思いの場所で休憩をしているところであります。

続きまして、保育士が休憩する空間はできているかについてであります。保育士の休憩につきましては、各園によって使用する部屋の状況は異なりますが、担当する保育室以外の空き保育室や交流室、相談室など、適宜利用している状況であります。

最後に、過去5年間の有給休暇の取得状況といたしましては、町のホームページで公表している年次休暇の付与日数に対する取得日数により算出する年次休暇取得率でお答えいたします。

令和3年が15.7%、4年17.8%、5年20.3%、6年22.7%、7年22.7%と年々上昇している状況であります。

町といたしましては、町民サービスを落とさないため、空調や照明などのハード面の執務環境のほか、ストレスチェックや定期的な面談の実施、また、適切な例規整備などを通じ、ソフト面にも留意し、職員それぞれが十分に能力を発揮する働き方ができる労働環境衛生の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

**13番（大森君）** 総務課長よりご答弁いただきました。当然、窓口、あるいは事業、あるいは新規事業等になれば、期日までに仕上げて町民の皆さんに発送すると、そういうサービスを期日までということで集中するということはありますし、今の時期では確定申告というようなことでの税務関係の方の本当に忙しさということはあるということはあると思います。

個々を取ればそれぞれあつたりするんですが、町職員全体としてどうなのかというところでお尋ねしたわけでありまして。

ちょっと前後しますけども、有給休暇の取得率についてご報告がありました。私、日数ホームページには日数しか出ていないんですね。これは1年につき20日付与され、翌年度にそのまま繰り越すことができるということになってはいますが、3年度は15.7%、7年度は22.7%ということで、徐々には上がってきているということではあるんですが。

長野県全体の令和7年度の調査結果では、平均年次有給取得率が69.4%、大きく離れているんですね。全国平均の6年度は66.9%、過去最高だそうです。この違いといたら何なんでしょうか。まあ、それぞれの自治体によって違うというんですか。

一つは職員の業務が相当重くなっているんじゃないかというのが見て取れます。その点につい

てはどういうご判断しますかね。国や県とのこの開き、これについてどういう判断されるかお尋ねいたします。

**総務課長（竹内君）** ただいま有給休暇の取得率のご質問でございますけれども、実際に町で把握している取得率と、国、県で算出をしている取得率の計算方法が違うというふうに思うんですけれども。いずれにしても、当然、国、県に比べると低い状況であろうかというふうには思いますけれども、当町といたしましては年々上昇している傾向ということでございます。

総務課としましては、計画的な休暇の取得を奨励していきたいというふうに考えておりますし、それぞれ業務分担、先ほどもありましたけれども、税の申告ですとか、イベントですとか、計画策定ですとか、いろいろと課への過度な集中があるような場合もございます。今後、特定の職員や課への過度な集中を防ぐような検討は、業務分担も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

**13番（大森君）** 休暇の取り方の計算ですけども、まあどういうふうにするかちょっとよく分かりませんが、全職員の20日を掛けて、全職員が何日休暇を取ったかで率は出るかなと思うんですが、そういう形もあると思います。

また、休みたくても休めないという状況があるんじゃないですかね。それこそ家族と旅行したいとか、いろんな予定があっても、ちょっと今度の土日はこの仕事があるからということだというふうに思うんです。もっと裏を返せば、やはり労働超過になっているし、人を増やすと、職員を増やすということがもう喫緊の課題じゃないかというふうに思います。

この点について指摘して、次の保育士の休憩ですけども。

空き教室、空き保育室あるいは空いている部屋を使っているということであるんですが、特に本庁舎などの事務系の方々はそれぞれ思い思いのところで休憩されているという時間が取れるわけですが、保育士さんの場合どうなのかなと。まあ園長さんにお聞きしても「やっていますよ」ということで具体的には分かりません。

これは3月4日の信濃毎日新聞の記事です。ここで、小布施の保育施設について報告があります。ちょっと読んでいきます。「ゼロ歳児クラスは昼寝の時間を迎えていた。ママと泣く子に、保育士が大丈夫と声かけしながら体をとんとんと軽くたたく。20分ほどして寝静まると、保育士は一息つく間もなく薄暗い部屋で連絡帳の記入に取りかかった。保育士の書類作成は、連絡帳のほかに保護者向けのクラス便り、園便り、園児それぞれの保育目標、クラスの保育計画、報告書など多岐にわたる。だが、園児のお昼寝中はおもちゃの消毒や行事の準備など、書類作成以外にもやることが山積み。夕方以降に園児が少なくなったら交代で作成するなど工夫をしている。負担は重いと言う」具体的に、これは出ているんです。

事務系の方々には自由にできます。しかし、保育士さんは休みがないということがここに書かれています。

それから、たまたま空いている別室で体を休める、あるいは休憩するという保育士さんもできるときもあるでしょうけど、保育士さん全体から見れば、こういう業務を丸々毎日毎日やってるんじゃないでしょうか。そこの改善は何とかしたいと思うんですが、この事実についてはまずご存じであるかどうかお尋ねします。

**子ども支援室長（橋本君）** 保育士の休憩についてのご質問にお答えいたします。

現在、保育士につきましては、休憩時間がありますので適宜休憩を取っているところではありますが、保育士によっては教室で連絡帳等の記入、そういったものをしている、午睡中にしているという状況はこちらでも把握しているところでございます。

**13番（大森君）** だから、そういう方はいらっしゃるのか。保育士で、そういうお便り帳を書いたりされているっていう。これ、そこにいなきゃいけないっていう状況じゃないんでしょうか。だって代替りの人いないんですから。

だから、本当にこの現実を見て驚きましたけど、果たしてこれ、これで定年まで皆さんずっと働いていらっしゃるということだと思えますよね。ここ何とか手を加えていただけませんか、町長。検討をぜひお願いしたいと思うんですが。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

担当する保育室で休憩する場合もございます。その際は、クラスに複数配置されている職員が配置基準を満たした上で休憩しているところでございます。

**13番（大森君）** なかなか保育士さんにお尋ねしても答えていただけないんでね、どうやってこれがその1日の保育士さんの仕事なのか、なかなか目に見えなかったんですけども。現実には、信濃毎日新聞ではここまで調査されて、書かれています。

やはりこのことを本当に真剣に考えて、お願いしたいというふうに考えます。

まだ少し時間がありますので、質問はこれだけにいたします。

国保について途中になっちゃいましたけども、日本は1961年から公的医療保険による国民皆保険制度が確立しました。皆保険制度は、主たる収入のところで公的医療保険に加入することが大前提の仕組みであります。

ところが、明るみになった日本維新の会の所属議員による、いわゆる維新の国保逃れは、ほとんどの議員は主たる収入が議員報酬であるにもかかわらず、国民健康保険に加入せず、勤め人が加入する協会けんぽ等に加入して大幅に保険料負担を軽減していました。

国保から社保への脱法的な移行は、国保税が国保加入者の低所得者の生活費を圧迫し、医療格差を拡大させている実態を浮き彫りにしております。背景には、医療費を含めて長年にわたって社会保障費を削減してきた国の政策転換が必要であると思えます。また、特に国保に投入する国による財政支援を増額する必要があるのではないのでしょうか。

日本の維新の会が主張する「身を切る改革」とは、最も生活が困っている人々を切り捨てる改

革だと言わざるを得ません。この行為が明らかになって、国保がいかに高いのか、国保逃れをな  
ぜしているのか、このことが明確になりました。社会保険が安いということがはっきりしたわ  
けです。この水準にどうやって戻すかが今後の国保の課題です。その点を強く主張して、私の一  
般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

（散会 午前11時59分）



## 3月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明 君     |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 総 務 係 長         |             |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長         |             |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君     |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫 君   |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 橋 本 直 紀 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君   |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 長期総合計画について

中 村 忠 靖 議員

(2) 安心して暮らせる町へ

滝 沢 幸 映 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に、6番 中村忠靖議員の質問を許します。

**6番（中村君）** 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

まず初めに、明日で被災から15年目となります東日本大震災では、被災された皆様に心からのお見舞いと1日も早い復興、再生が進むことをお祈りいたします。

今回の質問では、昨年12月に町からの説明がありました坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画（素案）について質問をさせていただきます。

その中で概要版にもありましたが、1つ目に、未来へと躍動するまちとして、暮らしと産業を支える交通網などの基盤整備の推進、ものづくりのまちのさらなる発展と地域経済の成長。

2つ目に、みんなの笑顔輝くまちでは、誰もが幸せで笑顔あふれ、健康で生き生きと輝き、次世代を育む文化あふれるまち。

3つ目に、つながる安心のまちとして、豊かな自然環境と調和し、人のつながりと助け合いによる災害に強く安心なまちであります。

そして、まちの将来像として、輝く未来を奏でるまちでは、将来像に込める思いとして次の2点があります。

1つ目に、輝く未来では、自然・人・産業が輝くまちを次世代へつなぎ、10年後にも一人一人が夢と希望を持って輝き、躍動するまちを表しています。

2つ目に、奏でるとして、自然・人・産業・基盤のつながりとそれぞれの輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いが込められております。

これらのことから、坂城町第6次長期総合計画は、本町の最上位計画として人口減少社会にお

ける持続可能なまちづくりの方向性を示しています。

本年の4月から後期基本計画期間に入っていきますが、前期計画の策定時以降、以前にも増して人口減少の進行、物価高騰、災害リスクの高まりなど、まちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、先週の3月4日付、信濃毎日新聞11面に、坂城町過去最大総額80億6千万円、保健や福祉、複合施設に着工との記事が掲載されました。

そこで1つ目に、イ、後期基本計画の策定について3点お伺いします。

1、令和8年から実施予定である後期基本計画の策定にあたっての基本的な考えは。

2、計画策定にあたり、町民などから意見聴取などを行ったのか。

3、後期基本計画において、特に重点的に取り組む施策は。

以上、答弁をお願いいたします。

すいません……ロ。続けて。

**議長（中嶋君）** ロとハをお願いいたします。

**6番（中村君）** そうですか、分かりました。すいません。

続きまして、ロとして第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策について、以下3点お伺いします。

1、河川整備等について具体的にどのように施策を強化するか。またハザードマップの見直し、周知についての考えは。

2、用水路の維持管理対策及びため池の対策について、具体的にどのような施策を考えているか。

3、消防団や自主防災組織など、地域防災の担い手不足が指摘される中で、後期計画期間中にどのような支援・施策を講じていくのか。

以上について。

続きまして、3点目ですね。

**議長（中嶋君）** はい。

**6番（中村君）** 続きまして、3つ目の質問に移ります。

少子高齢化が進む中、実際の持続可能性は。

子どもを安心して産み育てられる環境と将来を担う人材にかかっていると言っても過言ではありません。

本町においても人口減少が進む中、子育て支援と教育環境の充実は最重要課題の一つであります。

第6次長期総合計画、後期基本計画の第5章では、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりを掲げ、子育て支援体制の充実、学校教育の質の向上、生涯学習の推進などを柱としております。

これは、単なる福祉政策や教育行政の枠にとどまらず、町の未来を形づくる人づくり戦略であると理解しております。

特に、共働き世帯の増加、子育て家庭の経済的負担、学力格差や不登校の問題など、時代の変化に対応した施策の進化が求められております。

人口減少が進む中、子育て支援は将来への投資であり。同時に、定住・転出抑制政策としての役割も担っております。

そこで、ハとして第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりの子育て支援施策について、以下の3点お伺いします。

1、子育て支援施策の過去5年間の成果は。

2、保育・学童保育相談体制などについて、人材不足や支援の届きにくさといった課題が聞かれるが、坂城町の現状は。

3、町では、少子化対策を重要な課題と位置づけているが、その対策としてどのような子育て支援を考えているか。

以上について答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま中村議員さんから長期総合計画についてイロハと御質問を頂きました。

私からは、イの後期基本計画の策定についてお答え申し上げまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

まず初めに、第6次長期総合計画は、令和3年度からの10か年を計画期間とし、長期的な視点に立って政策や施策を定める町の最上位計画であり、町政運営の基本となる計画であります。

本計画の基本構想では、まちづくりの基本理念と町の将来像である輝く未来を奏でるまちの実現に向け、6つの基本目標を定めております。

また、この基本構想に掲げた将来像及び基本目標を達成するために必要な施策を体系的に整理しており、本年度は、令和8年度を初年度とする後期基本計画の策定年度にあたるため、前期基本計画5年間の取組について検証を行うとともに、社会経済情勢の変化などを踏まえ、後期基本計画に向けた課題と施策の方向性を改めて確認し、計画の策定を行っているところであります。

さて、御質問の後期基本計画の基本的な考え方につきましては、各施策の共通テーマとして、これまでも取り組んできましたSDGsの達成とデジタル変革への取組に資する事業を、引き続き、積極的に取り入れるとともに、全ての事業施策に共通する理念として新たにウェルビーイングの実現を掲げ、町民一人一人の心身の健康だけでなく、人とのつながりや安心した暮らしの中での自己実現を図るなど、社会的にも満たされた状態を高めていく取組を進めることとしているところであります。

続いて、町民などからの意見聴取についての御質問であります。長期総合計画の後期基本計画の策定にあたり、住民視点を計画に反映させるため、まず昨年7月に住民アンケートを実施い

たしました。

アンケートは、前回実施した前期基本計画策定時の調査と同様に、町内在住の18歳以上の住民から年代ごとに無作為に1千人を抽出し、371人の方から回答を頂きました。

さらに、後期基本計画の策定にあたっては、新たに中学生アンケートを実施し、坂城中学校3年生88人の皆さんからも回答を頂きました。

また、設問につきましては、前回調査と同様の項目も設け、前回結果と比較分析を行うとともにDXの推進など、新たな項目も加え、住民の皆さんの考えやニーズについて把握したところがあります。

また、長野大学の先生方に総合計画プロジェクト委員としてご参画いただき、前期基本計画の検証や今後の課題、方向性について、分野ごとに助言を頂きながら策定作業を進めてまいりました。

さらに、総合計画審議会での審議を経て素案を取りまとめ、昨年12月には、町ホームページなどで公表し、意見聴取を行うとともに、住民説明会を夜間開催も含め2回開催し、町民の皆さんから広くご意見を頂く機会を設けたところがあります。

そうした機会を通してお寄せいただきました意見等を反映した最終的な計画案につきましては、総合計画審議会にお諮りし、先月答申を頂いたところがあります。

今後、内部決裁を得て年度末までに策定を完了する予定で進めておるところであります。

続きまして、後期基本計画における重点施策について申し上げます。

後期基本計画の5年間におきましても6つの基本目標に基づき、各施策を推進してまいります。その中でも後期基本計画の重点事業となりますのが新複合施設整備事業であります。

老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを統合し、子育て支援センター、地域包括支援センターを配置するとともに、図書館機能の一部を含めることで保健・福祉・子育て分野の基幹的拠点として全ての人が安心できる居場所となるとともに、人がつながり、笑顔につながるウェルビーイングの実現空間を目指し整備する新たな複合施設は、現在、実施設計を進めており、令和8年度から建設工事に着手し、施設本体工事は9年度中の完成を、その後駐車場を含む外構工事を行い、10年度中の全体完成を目指しているところがあります。

新たな建物は、空調や電力、照明など、高効率省エネルギー設備の導入や太陽光発電、蓄電池の配置、設置など、環境負荷の低減に配慮するとともに、災害時には、福祉避難所として活用できる体制を整備し、平時、有事の両面で町民の安心を支える施設としてまいります。

次に、町内の基盤整備といたしましては、国道18号バイパス坂城町区間及び主要地方道坂城インター線の早期開通に向け、国・県と連携し、取り組むとともに、町内の主要幹線道路の整備を進め、環状道路網の形成を図ってまいります。

また、循環バスやデマンド交通を、乗合タクシーですね、これを活用し、移動が困難な高齢者

や障がい者をはじめ、全ての人が利用しやすい優しい地域公共交通の仕組みづくりを進めてまいります。

D Xの推進につきましては、自治体統合アプリの運用や汎用型G I Sシステムの導入、新複合施設のデジタル化などを進め、住民サービスの向上と業務の効率化を図ってまいります。

また、産業振興分野では、地域農業を支える施策として、有害鳥獣対策や農業基盤整備を進めるとともに、公益財団法人さかきテクノセンターへの支援など、ものづくり町としての強みをさらに高めてまいります。

防災環境分野では、地球温暖化の影響などによる自然災害への備えとして、農業用ため池改修や防災設備の整備を計画的に進めるとともに、太陽光発電等のクリーンエネルギーの導入促進や省エネルギーと維持管理コストの低減のため、町内公共施設の照明器具のL E D化のほか、葛尾組合が環境負荷低減に向け整備する新リサイクルセンターの稼働に合わせ、新たに製品プラスチックの分別収集を開始するなど、循環型社会を目指し、災害に強く、環境に優しいまちづくりを推進いたします。

最後に、子育て・教育分野では、少子化が進む中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させ、安心して子育てができる環境を整備するとともに、移住定住の促進や各種支援制度の充実により、坂城町を選び、住み続けていただける環境づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

後期基本計画における町の重点施策について主なものを申し上げましたが、今後も様々な施策を着実に推進し、町の将来像である輝く未来を奏でるまちを目指すとともに、住民一人一人の心身の健康や充実に加え、社会的にも満たされた状態であるウェルビーイングの実現に向け、魅力ある地域づくりと暮らしやすい環境づくりを促進し、住みたい、住み続けたい、この町に暮らしてよかったと感じていただけるまちづくりに力を尽くしてまいりたいと考えております。

**建設課長（高橋君）** 私からは、ロ、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についての御質問のうち、河川整備等の強化とハザードマップについてお答えいたします。

町では、坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりにおいて自然と共生する治山治水対策の施策の一つとして、自然災害に対する危険箇所の把握や周知に努め、関係機関と連携した治山治水対策の推進を掲げることとしております。

町の主要河川につきましては、中央を流れる国土交通省が管理する千曲川をはじめ、県管理の一級河川、町が管理する準用河川など、合わせて15本の河川を抱えております。これらの水系を適切に管理し、災害に強い安全なまちづくりを進める必要があると考えているところであります。

主要河川のうち、一級河川、千曲川につきましては、毎年、国土交通省の千曲川河川事務所や町消防団幹部、地元区長、町の建設課において合同巡視を実施しており、今年度につきましても、

昨年5月に、洪水時に、越水、漏水、崩壊などの危険性が高い重要水防箇所6箇所のほか、災害予防や災害時等に必要となる各水防倉庫内の資機材などの確認を行ったところであります。

また、重要水防箇所を含む千曲川改修整備要望箇所につきましては、町と上田市、千曲市、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯山市の6市2町で組織する千曲川改修期成同盟会、こちらにおいて毎年、国土交通省や北陸地方整備局などに要望活動を実施しており、重要水防箇所を優先的に整備していただけるよう働きかけを行っているところです。

一方、県管理の河川等につきましては、毎年実施しております千曲建設事務所との地域づくり懇談会、こちらにおいて県道等の道路改修や道路維持なども含めた地元などからの要望があった箇所について現地調査を行う中、今年度につきましては、道路2箇所、道路維持8箇所、河川2箇所、河川維持5箇所、砂防17箇所の計34箇所について要望を行いまして、対応方針等、検討していただいたところであります。

また、県管理の一級河川につきましては、日頃から河川愛護団体である各自治区の皆様により、県の河川愛護活動支援事業に取り組んでいただいております。今年度は、19区において草刈りや除草作業などを実施し、河川維持管理にご協力を頂いたところであります。

続きまして、今年度の河川しゅんせつ工事の実施状況でございますが、県管理河川につきましては、日名沢川や谷川など、町管理の河川では、小網沢川沈砂地や名沢川について実施したところであります。

また、しゅんせつ工事以外でも県が事業主体となって実施している土石流などを防止する砂防事業といたしまして、これまでに洞岩沢川や金井蝮沢川などにおいて、砂防堰堤工事を実施した経過がありますが、今年度は、名沢川上流部において堰堤工事を実施しているほか、小網公民館上の小網沢川上流部におきましても、砂防堰堤工事の実施に向けた測量設計を行っているところであります。

今後につきましても、町内主要河川等の改修が必要な箇所につきましては、引き続き、国や県などに対して要望活動や意見交換などを行う中、早期に事業を着手していただけるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えているところであります。

また、町管理の河川につきましては、地元の皆様の声をお聞きする中で、日頃からパトロールなどを行うことで、常に状況を把握し、河川整備に努め、安心安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、ハザードマップの見直し、周知についてお答えいたします。

さかきまち防災ハザードマップにつきましては、平成28年5月末に公表となった新たな千曲川浸水想定区域を取り込んだものを作成し、同年中に全戸配布をした経過がございます。

そのハザードマップを基に、新型コロナウイルス感染症対策など、新たな項目を掲載した改訂版とともに外国語版も作成し、令和3年に再度、全戸配布をしたところであります。

ハザードマップは、避難場所や避難施設などの防災関係施設の位置などを表示しているほか、土砂災害、水害、ため池決壊などの被害想定区域や、もしもの場合に備える災害の基礎知識や避難の心得、非常時の持ち出し品等、非常に重要な情報が掲載されているところでもあります。

そのため、ご自宅や職場などの身近な場所が被害想定区域なのかをご確認いただくとともに、避難場所や避難経路について話し合う際などに、ご活用していただければと考えているところでもあります。

また、最近では、市町村などから避難情報が発令される前に、自主的に避難行動を起こすマイタイムラインや町のハザードマップとは別に、その地域に特化した独自の地区防災マップの作成も進められており、これまでに上平区や鼠区、金井区、小網区、坂端区の5地区において作成されております。

さかきまち防災ハザードマップにつきましては、令和3年の更新から5年以上経過し、防災気象情報など、頻繁に見直しをされていることや県管理の一級河川の浸水想定区域も公表となったことから、令和9年度に見直しを実施し、更新を計画しているところでもあります。

今後、関係機関や庁舎内の関係部署と協議する中で、より見やすい、使いやすいハザードマップとなるよう、掲載する情報の種類や掲載方法などを検討するほか、周知方法につきましても、これまでと同様に、印刷物の配布や町ホームページなどへの掲載、毎年実施している町総合防災訓練、出前講座など、様々な機会を通じて多くの皆様にご活用いただく機会を設けてまいりたいと考えているところでもあります。

また、これまでの周知方法に加えまして、この3月23日から運用が開始されます自治体総合アプリ「さかきコネクト」こちらも活用し、ハザードマップを含めた防災情報の提供も考えているところでもあります。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、口の第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についてのご質問のうち、用水路の維持管理対策及びため池の対策における具体的施策についてお答えいたします。

用水路につきましては、農地へのかんがい用水の供給という機能だけでなく、大雨時の雨水を受け入れて洪水を防ぐ機能や防火用水としての機能、また生態系保全や景観形成、地下水涵養といった多面的機能を有していることから、町では、老朽化した用水路の改修を計画的に進めているところでもあります。

用水路を改修する際には、過去の溢水被害などの発生状況も考慮し、水路の規格を大きくするなどの防災・減災対策を進めております。

また、溢水被害が報告されている地域への対策につきましても、新たに排水路を整備し、排水の分散化を図るなど、被害の軽減に努めてきております。

そのほか、防災・減災対策にあたって、水門につきましても重要なインフラであります。

気候変動により大量の雨が降ることが増加しており、急な水位上昇への対応や水門管理者の安全を確保するため、町では、主要な水門の自動化の整備を順次進め、坂城地区の前田用水排水ゲートや村上地区の六ヶ郷用水にある表樋、払樋、また南条地区の欠口用水、会地排水門など、町内では8か所の水門の自動化を整備してきております。

今後は、さらに局地的な豪雨への対策として水門の遠隔化も進め、主要な水門を遠方から開閉操作することにより、安全かつ迅速な水門管理を行ってまいりたいと考えております。

議会初日に提案させていただいた令和8年度当初予算には、南条地区の会地排水門と六ヶ郷用水の表樋、払樋の遠隔化に係る測量設計費及び工事費を計上させていただいております。他の水門につきましても、順次、遠隔化を進めてまいりたいと考えております。

次に、ため池につきましても、雨水の一時貯留により下流河川の氾濫を防ぐ重要な洪水調節機能としての役割を担っており、大雨が想定される際には、事前に、ため池の水位を下げて容量を調整する運用も行っているところであります。

一方、ため池は、豪雨や地震など、自然災害における決壊のリスクも有するインフラであり、西日本から東海地方を中心に記録的な大雨となった平成30年の7月豪雨では、2府4県の農業用ため池32箇所が決壊したという事例もございました。

国では、こうした状況を踏まえ、農業用ため池を適切に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的に、令和元年7月に、農業ため池の管理及び保全に関する法律を制定いたしました。

また、翌年の令和2年10月には、ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的とした防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、防災重点農業用ため池の防災工事の推進が図られております。

町では、このような情勢を鑑み、決壊した際の被害想定区域に住宅や公共施設等が含まれる防災重点農業用ため池を町内で6箇所指定し、国の補助金を活用しながら、県においては、豪雨耐性評価を、町においては、地震耐性評価を実施してまいりました。

今後は、この調査結果に基づき、堤体や洪水吐きなどの改修工事を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、町では、防災・減災対策としてほかにIoT技術を活用した遠隔監視システムを導入し、水位情報や監視カメラによる排水の状況の確認を町内2箇所の防災重点農業用ため池で行っております。

このほか、災害により決壊した際に、町民の方が迅速な避難行動を取っていただけるように、ハザードマップにより浸水想定区域の周知も行っております。

万が一に備え、お住まいの場所と避難場所のご確認をお願いいたします。

また、ため池にたまった土砂は、ため池の貯水機能を低下させるだけでなく、周辺的生活環

境への影響も懸念されることから、町では、計画的にため池の土砂の撤去も行っており、令和8年度当初予算では、土井の入2号のしゅんせつ工事の経費を計上させていただきました。

このように、用水路やため池は、住民生活と自然環境を支える重要なインフラであります。

今後も安全性の確保と管理の効率化を進め、将来にわたり適切に保全管理してまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、ロ、第4章、災害に強く環境にやさしいまちづくりの防災・減災対策についてのうち、後期計画期間中の地域防災の担い手支援対策につきましてお答えいたします。

町における消防防災施策につきましては、坂城町第6次長期総合計画、前期基本計画、第4章第2節、生命を守る消防・防災に記されているとおり、住民の生命・身体・財産を守るため、常備消防、非常備消防の充実強化を図るとともに、自助・共助・公助を併せ持った地域防災力の向上を総合的に推進してまいりました。

後期基本計画においては、近年、全国で頻発している大規模地震や局地的大雨、大型台風などの大規模災害対策や消防機関をはじめとする防災関係機関による消防活動体制、高度、多様化する救急・救助活動体制の強化を図る必要があるため、消防体制の基盤強化と総合防災体制の確立を柱として総合的な施策を推進してまいります。

まず、消防体制の基盤強化についてであります。災害発生時においては、消防機関が中心となり、迅速かつ的確な消火・救急・救助活動が行えるよう、常備消防の人員や資機材の効率化、重点的な整備を支援してまいります。

地域防災の中核としての重要な役割を担っている消防団におきましては、消防団施設や車両、設備などの定期的な更新や装備の充実、消防水利の適切な維持管理に努め、活動環境の改善に取り組み、持続可能な消防団運営体制の確立を目指すとともに、広報活動を通して自治区や自主防災組織、民間事業所などのご協力を頂く中で団員確保に努めてまいります。

併せて、ポンプ操法講習会や中継送水講習など、各種訓練や研修を実施し、団員の資質向上にも努めてまいります。

次に、総合防災体制の確立についてであります。町地域防災計画に基づき、関係機関、自主防災組織、民間事業所などが相互に連携して災害予防、災害情報提供、災害応急対策、災害復旧を実施する体制を確立し、社会基盤の整備と一体的に自然災害に対する強靱性の向上に取り組むこととしており、大規模災害時には、行政の対応だけでは限界があることから、共助として地域全体で支え合う体制を構築することが重要であります。

地域における初動対応力を高めるため、地区を対象とした防災学習会や総合防災訓練を通じて防災知識及び実践力の向上を図り、危険地域や避難経路、町との連携体制の確認を行うことで、災害発生時に円滑な対応が可能となる体制を構築してまいります。

防災施策におきましては、住民の防災意識向上と地域連携の強化が重要であり、防災講座や総合防災訓練、防災教育などを通じて、日常的な備えとして避難行動の確認や家庭内備蓄の習慣化を推進してまいります。

**子ども支援室長（橋本君）** 私からは、ハ、第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりの子育て支援施策についてのご質問にお答えいたします。

坂城町第6次長期総合計画におきましては、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう多様なニーズに応じ、保育や幼児教育、就学期まで、教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーなどの専門職の関わりによる切れ目のない総合的な子育て支援に取り組むとともに、地域における子育てネットワークづくりを進め、坂城の子は坂城で育てるのを理念の下、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進していくとの基本目標に沿って、様々な子育て支援施策の推進を図っているところであります。

ご質問の過去5年間の成果について、長期総合計画、前期基本計画の施策の内容ごとにお答えいたします。

初めに、核家族化の進行や働く女性の増加、支援が必要な子どもの対応など、多様化する子育てニーズへの対応につきましては、保育園では時間外保育、3歳未満児保育、一時預かり保育、要支援児保育の実施などのほか、使用済みおむつの自園処理を実施するなど、保育サービスのさらなる充実を図るとともに、安心して子どもを預けることができる保育園の体制を確立してまいりました。

また、南条保育園での地域の稲作農家による米づくりの体験や地域のボランティアによるしめ縄づくりの指導などをはじめ、他園におきましても、地域ごとに特色ある保育園づくりを行ったことにより、地域全体で子どもの健やかな成長を支える取組を進めることができたほか、外国語指導講師の保育園訪問の実施により、早い時期から英語や異文化に触れる機会の提供をすることができました。

子育て支援センターでは、7か月児に絵本をプレゼントするブックスタート事業に加え、新たにセカンドブック事業として3歳児にもプレゼントを実施し、乳幼児期から本に親しむ環境づくりをさらに進めてまいりました。

児童館につきましては、全ての来館児童を対象に健全な遊びの場を提供し、児童館で実施している共働きやひとり親家庭などを支援するための放課後児童健全育成事業につきましても、一定の知識や技能を習得した放課後児童支援員を適切に配置し、放課後の受皿を確保し、提供することができました。

また、子育て世帯への経済的支援といたしましては、従来の保育園保育料の第3子以降無償化に加え、年収約360万円以下相当世帯について第1子を半額、第2子を無償化、年収約360万円以上相当世帯について同時通園に関わらず、第2子を半額とする軽減策の拡充を図る

こととし、保育園副食費の無償化や小中学校の給食費についても無償化することとしたほか、副食費を徴収しないこととした幼稚園等に対する補助制度も創設いたしました。

そのほか、子どもの福祉医療費の窓口負担の無料化や妊娠届出時と出産後にそれぞれ5万円の給付と相談支援を一体的に実施する事業の開始などといった様々な施策により、子育て世帯への支援を図ることができたものと考えているところであります。

次に、子育ての総合的な相談窓口の設置と専門機関との連携における相談支援体制の充実につきましては、子育て支援センターと保健センターを中心に保健・福祉・医療・教育など、関係機関との連携と情報共有を図り、子育てや家庭教育について妊娠・周産期からの一貫した切れ目のない相談支援、情報提供の充実を図ってまいりました。

とりわけ、子育て支援センターにおきましては、家庭児童相談員や公認心理士など、専門職による相談体制の充実を図るとともに、子育てサークルの育成など、総合的な子育て支援に取り組み、子育てに対する不安の解消と健やかな子どもの成長を地域社会全体で支える仕組みの構築を図ることができたと考えております。

また、就学に際しては、教育・心理カウンセラーや教育コーディネーターの配置による相談体制の充実などにより、子どもの成長の把握に努めるとともに、就学先の学校と連携し、継続的な支援を行うことができました。

そのほか、虐待防止に向けた関係機関との連携につきましては、子育て支援センターを中心に、児童虐待の通告などに対し、迅速な対応に努め、子育て家庭の社会的孤立や家庭における児童虐待を防止するため、児童相談所や保健福祉事務所、医療機関など、専門機関との連携を強化し、妊娠・周産期からの切れ目のない相談支援体制の充実を図ることができたところであります。

次に、ひとり親家庭の支援につきましては、福祉医療費の給付を行うとともに、医療に係る費用を一時的に貸し付ける福祉医療費サポート資金の貸付けをはじめ、生活資金や教育に係る資金についても各種制度を活用し、経済的支援を実施したほか、生活や就労などに課題を抱えている方については、必要な支援や生活の立て直しができるよう、関係機関へつなげるなど、相談支援体制の強化を図ってきたところであります。

続きまして、保育・学童保育相談体制などについての町の状況であります。議員さんからのご質問にありましたとおり、近年、人手不足、とりわけ専門的な知識や技能を持った人材の不足が深刻化していると言われており、その背景には、少子高齢化や転職の増加など様々な要因があると言われております。

当町におきましても、保育園での保育士の確保や学童保育での支援員の確保、相談体制を整えるための専門知識のある人材の確保については容易ならざるところではありますが、現時点では、保育士や支援員は、それぞれの配置基準に基づき、適切に配置ができる状況であります。

また、相談体制につきましても、先ほどの長期総合計画の5年間の成果として申し上げます。

とおり、専門職を配置し、相談体制の充実を図り、専門的見地から指導・助言するほか、子どもだけでなく保護者も含めた個別の案件に対応し、カウンセリングなどを適時適切に実施できているところであります。

なお、それらの専門職については、日頃から相互に連携しているほか、保健センターの保健師等とも連携し、妊娠・周産期からの切れ目ない相談体制の構築に努めているところであります。

今後、保育園の保育士をはじめ、学童保育の支援員や相談体制を整えるための専門職につきましても、適切に配置をし、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、一人一人に寄り添った支援ができるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、少子化対策としての子育て支援についてであります。少子高齢化の傾向が続く中、国においては、こども・子育て支援加速化プランを策定し、経済的支援をはじめ、様々な取組を推進しているところであります。

町といたしましても、少子化対策を重要な課題と認識しており、町の長期総合計画に位置づけ、現在、様々な施策を実施しているところであります。

子育て支援といたしましては、保育料の無償化や軽減、保育園副食費及び学校給食費の無償化、幼稚園等への副食費の助成などの経済的支援を継続していくとともに、専門職の配置による相談支援体制の充実など、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

新たな支援策といたしましては、今後予定されている新複合施設の整備により、保健センターと子育て支援センターが同施設へ入ることで、より緊密な連携が可能となります。

これにより、保健・福祉・医療・教育などの関係部署が一体となった相談支援体制を構築し、支援のさらなる充実を図れるものと考えております。

併せて、本年4月から実施するこども誰でも通園制度など、子育て世帯のニーズに合わせた施策の実施により、引き続き、効果的な子育て支援施策、引いては、効果的な少子化対策となるよう着実に推進してまいりたいと考えております。

一方で、少子化という現状を一人一人に寄り添ったきめ細かな支援ができる好機と捉え、坂城の子は坂城で育てるという理念の下、誰もが安心して子どもを産み育てられる町を目指し、妊娠・出産期からの切れ目ない総合的な子育て支援施策を推進してまいりたいと考えているところであります。

**6番（中村君）** ただいまは、各項目について山村町長、また各担当課長から今後の推進施策並びに取組について詳細な説明を頂きました。

最後に、まとめとして坂城町第6次長期総合計画、後期基本計画（素案）では、第4章、災害に強く環境に優しいまちづくりと第5章、未来へつなぐ子育てと学びのまちづくりがこれからの町の持続可能な発展を支える重要な柱であると考えております。

近年、自然災害は激甚化、頻発化しており、防災・減災対策の強化は、町民の生命と財産を守

る上でも最も重要な課題の一つであります。

また、環境への配慮や脱炭素の取組は、地域の持続可能性を高めるとともに、将来世代への責任を果たす取組でもあります。

一方、人口減少や少子化が進む中において、子育て支援や教育環境の充実は、若い世代が安心して暮らし続けられるまちづくりの基盤となります。

子どもたちが健やかに育ち、学び、将来に希望の持てる環境を整えることは、町の未来をつくる上でも最も重要な投資であると考えます。

防災・減災、そして子育てと学びの施策を着実に推進することが安心して暮らせるまち、そして次の世代へ希望をつなぐ町づくりにつながるものと考えております。

今後の具体的な取組と着実な施策の推進を期待し、私の一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

次に、12番 滝沢幸映議員の質問を許します。

**12番（滝沢君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、今回、自席で着座にて一般質問を行う許可をいただきました。ご理解とご配慮に議会並びに理事者をはじめ、町執行部の皆様に感謝を申し上げます。

では、質問に入ります。本年は町の最上位計画であります坂城町第6次長期総合計画の折り返し地点を迎えております。私としての評価ですが、この5年間の中で、町民、行政とも、コロナ感染症対応に翻弄された多くの日々がありました。しかし、町の迅速な対応で施策を執行していただき、各関係機関との連携とご尽力もいただく中、ほかの事業と併せ、着実に執行をされてこられました。ここに敬意を表するところです。これからの5年間も、多くの重要施策が進められるわけですが、全ての町民に寄り添い、安心・安全に、そして豊かに暮らすことができる町づくりをさらに推進していただきたいと願うところです。

今回は、1、安心して暮らせる町へとして、イ、ロ、ハ、3つの項目について取り上げます。

1番目に、町道の整備について伺います。イとして、歩行者が安全に通行するための町道整備は。都市計画マスタープラン及び国土利用計画によりますと、町道は13路線、総延長2万8,800メートルの整備計画が決定されており、道路改良整備、町土の有効利用と基盤整備を促進し、危険箇所の解消やバリアフリー化を進め、快適な生活道路の整備を図るとしております。私たちは、普段、自動車での利便性に目が行きがちですが、歩行者等の目線で道路状況を見た場合、弱い立場の方々には、その安全性と環境はまだまだ不備な点があります。そこで町道のバリアフリー化、歩行者、児童生徒、自転車、電動車椅子、シニアカー等の通行において、安全・安心に

ついでに整備の現状と今後の取組を伺います。

次に、ロ、介護保険制度とサービスについて取り上げます。介護保険制度は、2000年に創設された制度で、26年が経過しました。それまで高齢者がいる家庭で介護が必要になった場合、家族が全ての世話をするという大変に大きな負担となっていました。その中で、社会全体で支え合う仕組みができ、介護者の状況や家庭環境にも配慮し、様々なサービスが受けられるようになり、今日に至っております。ただ、現状は問題点、課題も多く、今後の事業を進める上では多くの懸念があります。介護保険制度は非常に広範囲にわたります。今回は現状と問題点、今後の取組などについて質問をいたします。

1として、介護保険サービスの利用状況は。サービスの利用状況と問題点、課題は。また、今後の取組への考えは。長野県では進む高齢化、介護人材の不足、サービスの維持困難地域問題、介護事業所の賃金等を含む事業運営問題、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える2040年問題と、保険制度の維持、可能性に関する課題があるとしております。

次に、3年ごとに実施されている実態調査について、その目的と内容を伺います。

2としまして、介護認定者の推移は。ここ3年の要支援・要介護者の推移は。また、更新時に介護度が重くなった、または軽くなったなどの推移の状況はどうでしょうか。

3として、ケアマネジャーとの連携は。ケアマネジャーさんと町との情報交換と共有はどのようになされているのでしょうか。また、介護認定者にとってケアマネジャーさんが作成するケアプランによるサービス提供は、介護を受ける場合、大変に重要であります。ケアマネジャーさんの位置づけと役割について伺います。

次に、4として、車椅子タクシー利用者に補助をです。歩行困難者など車椅子での行動は大変限られ、困難が伴います。その場合の車椅子タクシー利用時に補助金等の支援を望みたいと思います。これは社会福祉協議会の外出支援サービスでは利用目的が限られているためであります。

町内事業者によりますと、車椅子タクシー利用者はそこそこいらっしゃる、松代方面の医療機関、上田地域のショッピングモールなどを利用されている方もいるようです。料金は通常のタクシー代ですが、日常、頻繁に利用するには費用の負担が大きく、補助をしていただければ行動範囲も広がり、利便性につながります。ぜひとも検討をお願いするところです。

次に、ハとして、デマンド交通について質問いたします。超高齢化時代を迎え、当町の高齢化率は令和7年度に36.94%と年々上昇しており、人口が減少する中、毎年5千名を超える高齢者がいらっしゃいます。また、運転免許証の返納者も令和7年が56名、この5年間で247名と、年50名前後の方が手続を行っているとの報告であります。令和6年度までのデマンド交通の実証実験を経て、令和7年度から本運行がスタートいたしました。町民の皆様の足として、また利便性の向上を図る目的として、大変重要な取組と捉えております。

そこで、1として、デマンド交通の令和7年度の成果と実績、また課題を伺います。内容としては、登録者数、停留所の利用状況、利用者の声、事業者の反応等であります。

次に、2として、デマンド交通の利用範囲の拡大であります。1つ目に停留所の増設を検討いただきたいということです。現在、多くの目的地、停留所が登録されておりますが、飲食店の登録と、登録されている公共施設に加え、バラ公園などの各公園、鉄の展示館などの展示館等、それぞれの増設を望みます。そのことにより、利用範囲の拡大と活性化に期待ができると思えます。

2つ目に、年齢条件の引下げを検討いただきたいということです。現在、75歳以上の高齢者が利用できる対象ですが、様々な身体的状況で移動が困難な方向けに、その事情により年齢を引き下げでの利用登録を望むところです。

3つ目として、土・日運行への拡大と利用時間延長の検討をいただきたいということです。現在、5時までの運行ですが、午後8時頃まで延長していただければ、町内飲食店等で食事しても利用できるということで、その活用範囲が広がると思えます。町の財源と事業者のマンパワー等の問題はあると思えますが、ぜひ進めていただきたい事案であります。

では、以上につきまして質問をいたします。

**町長（山村君）** ただいま滝沢議員さんから安心して暮らせる町へというテーマでご質問いただきました。前議長というお立場でありますので、多分3年ぶりの一般質問かなというふうに思っております。私からは、イ、ロ、ハのご質問の中の、ハのデマンド交通についてのご質問にお答えしまして、イとロにつきましては、それぞれ担当課長からお答えいたします。

当町のデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、令和4年4月から令和6年度末まで3年間の実証実験期間を経て、今年度から本運行を開始したところであります。

利用対象は75歳以上の高齢者の方で、料金については1回の利用につき500円、既存のタクシー車両を使用して、土・日を除く平日の午前9時から午後5時まで、1日8時間の運行を行っているところであります。

利用にあたりましては、事前に利用者登録が必要となりますが、登録後は事前の利用予約により自宅から医療機関や商業店舗など、町内49か所の停留所までの区間について、乗り合いによるドア・ツー・ドアのサービスを受けられるものであります。

ご質問のデマンド交通の令和7年度の成果と実績、また課題についてであります。今年度は、これまでの実証実験期間中に利用者の皆様から一番多く寄せられていた要望である運行時間の延長について、運行事業者のご理解とご協力をいただく中で、1日5時間から8時間に延長し、運行を開始いたしました。

令和8年2月末現在の登録者数は452名となっており、今年度、新たに62名の方に登録し

ていただき、1月末時点で延べ4,262名の方にご利用いただいております。月平均の利用者数は426名で、令和6年度の280名を大きく上回っている状況であります。これは広報やホームページ等を活用した事業の周知のほか、先ほど申し上げました運行時間の延長や停留所の増設など、利用者の皆様の要望を踏まえた利便性向上の取組の成果が表れているものと考えているところであります。

また、停留所の利用状況についてであります。今年度の1月末時点における施設区分ごとの利用実績といたしましては、医療機関が最も多く、705件の利用で全体の34%、次いでスーパーやコンビニなどの商業施設が669件で32%、続いて、金融機関が273件で13%、役場や、びんぐし湯さん館などの公共施設が219件で11%、坂城駅、テクノさかき駅が150件で7%の利用となっております。

また、利用者の皆様からの要望につきましては、運行時間の延長に関するものが多く寄せられていたところですが、今年度の本運行から8時間に延長したことにより、午後から出かける際に帰りの時間に余裕ができ、安心して利用できるとの声がある一方、地元の集まりや習い事などで公民館を利用するため、停留所として追加してほしいといった声もお聞きしているところであります。

また、運行事業者の反応といたしましては、昨今のドライバー不足の影響を心配する声もありますが、現行の運行エリアや運行日、利用対象者、利用料金、利用方法などであれば、既存のタクシー事業と共存して支障なく運行できているとお聞きしているところであります。

続きまして、デマンド交通の利用範囲の拡大についてのご質問であります。現在、利用者からの要望を受け、一部公民館と衣料品販売店舗への停留所増設を検討しているほか、鉄の展示館や、ふるさと歴史館、バラ公園などの町の公共施設につきましても設置の検討をしているところであります。飲食店や公共施設等への新たな停留所の設置につきましては、今後も利用者や住民の皆様のご意見やご要望をお聞きするとともに、停留所となる施設や店舗等の管理者及び事業者様に設置の意向について確認する中で、町公共交通会議や地域交通利用促進協議会、北陸信越運輸局などの関係機関、また運行事業者とも協議し、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、利用対象者の年齢条件の引下げ、また土・日の運行と利用時間のさらなる延長についてであります。デマンド交通事業導入当初から、利用対象者の年齢条件や運行エリア、運行日、利用料金、運用方法などについて北陸信越運輸局等の関係機関や運行事業者と協議を重ね、既存のタクシー運行とデマンド交通が共存できる範囲で決定してきた経過がございます。

また、運行事業者の保有車両台数や運転手の人数にも限りがある中で、利用対象者の増加による乗り合いタクシーの運行体制の影響と既存のタクシー事業との共存を考慮いたしますと、運行事業者において対応が可能かどうかも含め、慎重な検討が必要であると考えております。

町といたしましては、今後も、より利便性の高い地域公共交通の構築を目指して、デマンド交通乗り合いタクシーと循環バス、しなの鉄道といった複数の交通手段の効率的な連携を目指すとともに、利用者や町民の皆様のご意見、ご要望等をお聞きする中で、必要に応じた見直しを検討し、より多くの方が便利に利用できる仕組みづくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

**建設課長（高橋君）** 私からは、安心して暮らせる町へのご質問のうち、イの町道の整備についてお答えいたします。

歩行者等が安全に通行するための町道整備のご質問でございますが、町の道路整備全般において現在実施している主な整備箇所といたしましては、道路改良事業として町道A01号線、南条・金井工区及び保地工区や、町道A06号線、村上工区、また舗装修繕事業として町道A01号線、四ツ屋・御所沢地区などがあります。

町道A01号線道路改良事業につきましては、南条の鼠・新地地区から北へ向け、国の交付金を活用する中、事業を行うとともに、中之条逆木通り、文化センターグラウンド北側の交差点から南に向けては、都市計画の街路事業により整備を実施してきたところであります。

現在は、平成19年度より事業着手しております南条小学校東側の延長270メートルの金井工区と、令和3年度より事業着手している金井振興センター入り口付近の延長227メートルの保地工区、こちらの2工区につきまして国の交付金事業により道路改良を進めており、整備した箇所につきましては、道路幅員9メートル、両側歩道幅員3.5メートルの全幅16メートルの規格となっているため、歩行者や自転車、電動車椅子、シニアカー等に対応し、バリアフリー化が進んでいると認識しているところであります。

また、平成29年度から事業着手した町道A06号線、村上校区につきましては、県道長野・上田線との交差点から大望橋方面へ東側へ、将来、国道バイパスへ接続する間の延長約310メートルの道路改良事業であり、現在、県道長野・上田線交差点から約210メートル付近まで完成している状況であります。この道路につきましては、車道北側に歩道を設けており、通学路として歩行者の安全確保につながると考えるところであり、今後、残りの整備を実施し、来年度には事業完了を予定しているところであります。

また、町道A01号線舗装修繕事業につきましては、平成27年度より文化センターグラウンド北側信号交差点、そこから北へ向けて舗装修繕を毎年継続して実施しており、交差点から約900メートル付近の四ツ屋・御所沢地区までの工事が完了している状況であります。今年度につきましては、坂城高校南側のコンビニエンスストア付近の一部幅員が狭い箇所について、車道幅員を約7メートルに拡幅する工事も含めた約110メートルの区間について、地権者のご協力や長期間にわたる交通規制などにご理解とご協力をいただく中、舗装修繕工事が完了したところであります。舗装修繕事業につきましては、一部を除き、拡幅や歩道整備等を実施する内容では

ございませんが、路面状況がよくなり、外側線等も新たに設置することから、安全面の向上につながるかと考えておりますので、今後につきましても引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、主な事業箇所以外につきましても、安心安全な道路整備の一環として、通学路の安全確保にも重点を置き、平成24年度より、毎年、通学路合同点検を実施しており、今年度も通学路危険箇所の要望について、各学校、PTA、警察、教育委員会、住民環境課、建設課により、現地における合同点検を実施したところでございます。

これまでに実施した通学路の安全対策といたしましては、坂城小学校北交差点、旭ヶ丘の元点滅信号の交差点、南条、金井橋交差点付近などについて、交差点のカラー舗装化を実施したほか、四ツ屋ガソリンスタンドから国道18号四ツ屋信号交差点まで、また、上平、若草団地入り口及び村上地区備蓄庫付近のグリーンベルトを新たに設置する工事を実施し、安全対策を図ってきたところであります。

そのほかにも、より小規模な道路などの安全対策といたしましては、各自治区などのご協力をいただく中で、町単補助事業や交通安全施設設置事業の要望内容を基に現地調査を行い、ガードレールや転落防止柵及びカーブミラーの設置、また、区画線や路面標示などの設置について実施し、交通安全施設の整備を図っているところであります。

このように、安心・安全な道路環境となるよう、主要町道の整備とともに、地元などからの要望も取り入れた整備を行う中、これまでも様々な安全対策などの整備を進めてきたところであります。今後につきましても、主要道路の未整備区間について、早期完成となるよう、事業進捗を図るとともに、引き続き、地元や学校などの要望による安全対策を実施し、歩行者や自転車、電動車椅子、シニアカーなどが安心して通行できるよう、安全な通行空間の確保に努め、より一層、安心・安全に利用できる道路整備を目指してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、ロ、介護保険制度とサービスについてのご質問に順次お答えいたします。

まず、介護保険サービスの利用状況につきまして、サービスの区分別に申し上げますと、自宅での生活を継続しながらサービスを利用する居宅サービスでは、訪問介護や通所介護、医師の診断に基づく通所リハビリテーションの利用が伸びております。これらのサービスの利用者として、自宅において生活援助を必要とする高齢者が増えており、高齢に伴う疾病や骨折などによる運動機能の回復、また、車椅子等福祉用具の貸与など、サービスを利用しながら在宅での生活を維持されております。

次に、住み慣れた地域でサービスを受ける地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や認知症対応型通所介護の利用が増加傾向にあり、通所介護では、運動型のサービスとして身体機能の維持・向上のための利用が増えている状況であります。

次に、施設サービスでは、介護老人福祉施設（特養）への入居のほか、一定期間、医療的ケアを受けながら自宅復帰を目指す介護老人保健施設の利用が増えております。

ご質問の介護保険サービスの問題点・課題、また、今後の取組についてであります。超高齢化社会の今、要介護・要支援認定者の増加や重度化が見込まれる中、全国的にもサービスの担い手となる介護職員の高齢化や人材不足が課題となっております。町内事業所におきましても、同様の状況が伺えるところであり、町では、国・県による介護職員等に関する情報を速やかに提供するとともに、物価高騰等の福祉事業所に関する支援策の動向なども注視してまいりたいと考えております。

また、身寄りのない高齢者への対応として、頼れる親族がないことによる生活上の課題に対する支援機関が必要とされております。町では、このようなケースに地域包括支援センターが中心となり、相談支援に努めておりますが、様々な専門分野からの支援が不可欠であり、役割分担の在り方や相談機能の確保など、各関係機関と協議・連携強化を図ってまいります。

次に、高齢者の方の実態調査に関するご質問にお答えいたします。この調査は、3年に一度、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに合わせて行っており、令和8年度は策定年度にあたることから、計画策定の基礎資料とするため、居宅において介護サービスを利用する要介護・要支援認定者と、サービスを利用されていない元気高齢者を対象に、県と市町村が共同で、7年10月1日を基準として実施いたしました。

内容といたしましては、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況、介護に関する意識や必要な施策などについてお聞きするものであります。

次に、要支援及び要介護認定者の推移についてであります。それぞれ年度末の認定者数は、令和4年度は要支援210人、要介護590人、合計800人。5年度、要支援194人、要介護613人、合計807人。6年度、要支援214人、要介護640人、合計854人で、直近では7年12月末の要支援207人、要介護667人、合計874人と年々増加しております。

また、要支援・要介護認定者の有効期間は、心身の状態に合わせて3か月から最大4年となっておりますが、7年12月末時点の認定者のうち、前回調査からの要介護状態の変化は、重くなった方は281人、軽くなった方は97人、同じ介護度の方は353人となっております。

次に、ケアマネージャーについてのご質問であります。介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーは、介護保険制度の中で要介護者等の心身の状況や生活環境を把握した上で、必要な介護サービス等を組み合わせたケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行う専門職であります。また、利用者本人、ご家族の生活上の困り事や希望を聞き取り、円滑なサービス利用につながるよう、医療と介護の連携を行うなど、利用者家族をサポートする役割を担っているところであります。

ケアマネージャーとの連携としまして、2か月に1回、地域支援連絡会を開催しており、情報

共有や支援困難ケースなど対応方法の検討、制度の理解と支援の質の向上を図るための研修会により、地域課題を早期に把握し、支援につなげる体制を整えているところであります。

次に、車椅子タクシー利用者への補助に関するご質問にお答えいたします。町で実施する高齢者福祉サービスとして、社会福祉協議会に委託する外出支援サービスは、一般の交通機関の利用が困難な方や車椅子利用者等を対象に、医療機関等への通院・入退院等を目的とした有償サービスとなっております。介護保険制度において、保険給付サービスのほかに、地域の実情に応じて様々な施策を実施することができる地域支援事業では、サービスの提供を住民やボランティアが主体となり、サービスの多様化を図る介護予防・生活支援サービス事業が導入されています。

しかしながら、町内に移動支援サービスの提供体制がないことから、通院以外の外出に関する困り事につきましては、個々の状況に応じた手段の情報提供を行っております。今後、地域のニーズや状況を把握する中で、地域支援の必要性なども含め、検討してまいりたいと考えております。

**12番（滝沢君）** ただいま、町長、担当課長より詳細な答弁をいただきました。

まず、町道整備ということのご答弁でございますが、現状、町道の整備状況等を説明をさせていただきました。私も住んでいる立場から言いますと、坂城高校南側のA01号線の拡幅工事ですが、これは本当に長年の懸案になっておりまして、ようやく拡幅までいったかということなんです。本当に今までは大型車やトラックが来ますと、すれ違いができないということで、結構、あそこでガードパイプにサイドミラーをこすって破損したという事例があったんですが、そこら辺も、ある程度、回避をできるのではないかと思います。ただ、全体を通しては、文化センターから南側が全て拡幅ということではありませんので、また将来に向けて整備のほうもお願いしたいと思います。

それから、危険箇所といいますか、今、課長の答弁からもありました、年に1回、関係団体の皆さんと現地確認をして、整備につなげていただいているということですが、これも本当に大切なことで、その後の答弁にありました、交差点のカラー舗装、それからグリーンベルトということでは対応していただいているんですが、これも拡幅してグリーンベルトならいいんですけど、今までの道路のところにはグリーンベルトという状況なので、これもやはり車が通行するにあたっては一つの注意喚起にはなるんですが、完璧ではないということも言えますので、今後、これも課題かなという気がいたします。

それと、あとは危険箇所の関係で、そういうご答弁でしたが、やはりハード面だけではなくて、ソフト面といいますか、年に4回の交通安全集会、それから日頃も交通安全協会、交通指導員、PTAの皆様による見守りと、街頭指導、安全への啓発活動等もしていただいているんですが、やはりそういう町民の皆さんに、子供たちも含めて啓発活動をするという、これも重要な取組だと思っておりますので、関係機関の皆様におかれましては、今後も変わらずお願いを

したいというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、2万8千メートル強の町道整備、具体的には、まだ数十%というようなデータだったと思うんですけれども、町内、坂城町も限られた土地の中で拡幅工事ということで、非常に困難な場合もあると思うんですけれども、やはり住民の皆さんの目線に立って進めていただくようお願いをしたいと思います。

次に、介護保険サービス制度についてですが、今、ご答弁をいただいて、介護度が、どうしても事業費がかかりますので、やはり上がる方が多くないと、なかなか事業費がかさむんじゃないかなというふうに思っておりましたが、結構、介護度が上がる方が多いのかなという印象です。ですから、これから今の1割負担が2割になるとか、そういう動きもありますし、それから、最初の人材の問題、これも私も利用させていただいて、そういう声を聞くということもありまして、大きな課題だと思っております。

ただ、私ごとではありますけど、そういう介護サービスを受けている立場から言いますと、本当に多くの事業者さんの支援をいただいて、関係機関の皆さんには感謝をするところなんですけど、1人のために、在宅、それから通所を含めて、各事業所が一体となって、1つのワンチームとなって対応していただいているということは、本当に大きな支えになっております。特に、高齢者の独り暮らしの方、答弁にもありましたけれども、そういう方の対応というのは、なかなか目が行き届かないところがあるんですが、そういう事業者の皆さんの支えというのは非常に大きな力になると思いますので、そこら辺の充実、この辺も、また各関係機関の皆さんと協議をして進めたいというふうに思っております。

それと、もう一つ大きな目的の、介護状態になっても、それ以上、重篤などといいますか、大きな障害にならないリハビリテーション、介護の普及、それから、それ以前に予防介護といいますか、介護状態にならないための予防介護、医療も含めて、そういう軽減をしていくという取組、これも大変に重要な位置づけがあると思いますので、そこら辺の進め方もお願いをしたいと思います。

1点、この介護関係で質問をさせていただきたいと思いますが、要支援・要介護状態になられた方について、避難行動要支援者名簿ということが、皆さんご存じのとおりあるわけですが、そこでの登録の方法と、それから、それをどういう形で災害時に避難対応につなげていただくのか。そこら辺の仕組みをご説明をさせていただきたいのですが、その点、まず再質問をお願いいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 要支援者に関連してのご質問についてお答えいたします。

要支援者名簿について、災害時の避難対応に役立つ仕組みでございますが、町におきましては、災害時に自力での避難が困難な要支援者を把握し、必要な支援につなげるため、要介護認定3以上の方等を登載した要支援者名簿を作成しております。災害発生時の迅速な避難等の実施に結びつけるため、要支援者の同意を得た上で、平常時より関係機関や地域の避難支援者に名簿の

提供を行い、災害時に備えた地域の支援体制づくりに活用しております。

また、災害の発生時または発生のおそれがある場合においては、同意の有無にかかわらず、法令に基づき、避難支援等関係者に名簿情報を提供できるものとされております。

こうした規定を踏まえつつ、平常時から、いざというときに確実に支援につながるよう、関係者との連携強化に努めております。

## 12番（滝沢君） 再質問、ご答弁をいただきました。

名簿に記載して、恐らく各自主防災会のほうへも、そういう情報が行くと思うんですが、これはご提案ということで述べさせていただきますけれども、現在、その要支援者名簿に基づいて、支え合いマップというのが、これは社会福祉協議会のほうを中心に作成をされていますが、これが27自治区で、まだ多くの区が作成をされていないという状況があると思うんです。やはり自分がそういう立場になると、本当に誰が助けに来てくれるかと、非常に不安になる場合があると思うので、そこら辺の周知といいますか、広報、各自主防災会が中心にはなっていくと思うんですが、ぜひいろんな機会に支え合いマップの拡大といいますか、取り組んでいただくというようなことを、ぜひ周知のほうをお願いしたいと思っております。

それと、介護サービスも非常に多岐にわたって様々なサービスがあるんですけれども、いろんな情報をいただくと、当町ではサービスの事業がなく、上田市辺りではやっている事業というものもあるわけです。今回、1つずつ上げるということはありませんけれども、そこら辺の連携と情報交換といいますか、そういうことも取っていただいて、少しでも介護者の方が便利に使っていただくというサービスがあれば、ぜひとも取り入れていただきたいというふうに思っております。

では、デマンド交通についてですが、今、町長のほうから今の状況と今後の取組ということでご答弁をいただいたのですが、非常に多くの方が、この1年間で登録をされているということで、トータルで4,600名ぐらいが登録されていて、非常に関心が高いのかなという気がいたします。行く場所も、やはり医療機関、商業施設、金融機関、公共施設、駅等、それぞれ幅広いところで利用されているということで、ますますこの必要性というのは大きくなっていくのではないかというふうに思っております。いろいろご提案もさせていただきましたけれども、できること、できないことがまだあると思うんですけれども、ぜひ利便性の向上に向けて、いろんな協議会を含めて検討をしていただきたいということです。

それと、今までの答弁にもありましたように、循環バスとの連携、これも循環バスもそれなりの利用をされる方もいますし、目的地の合わせ方では、循環バスとデマンド交通、乗り合いタクシー、マッチングで非常に利用が拡大できる可能性もあると思いますので、そこら辺の研究も一つお願いしたいと思います。

では、そのデマンド交通について、ちょっと1点だけ質問させていただきたいんですが、令和8年度の当初予算に、乗り合いタクシー運行业務として1,570万円が上程をされております

が、このところ県内のタクシー代値上げの報道があります。町内事業者の動向、それはどのような状況でしょうか。そして、もしタクシー代が値上がりした場合、事業者負担等の考えをお聞きいたします。

以上、再質問いたします。

**建設課長（高橋君）** ただいまのデマンド交通についての再質問にお答えいたします。

タクシーの運賃につきましては、運輸局庁が定める運賃適用地域ごとに上限額、また下限額が定められておりまして、長野県につきましては、令和5年9月に運賃改定が行われ、初乗り料金の上限額が640円から700円に、時間制運賃の上限額も30分あたり3,900円から4,300円に引き上げられ、運行距離に応じて加算される料金につきましても、約10%の上昇となったところであります。

また、昨年12月に、県内のタクシー事業者から運賃改定の要請書というものが提出されるとお聞きしており、今後、条件が整い次第、運賃改定の可否についての審査が開始されるというような状況をお聞きしております。

ご質問にありました町内事業者のタクシー料金の動向についてであります。これまで長野県地区で定められた運賃の下限額と上限額の範囲内で運行されているとお聞きしております。また、デマンド交通、乗り合いタクシーの運行にあたりましては、先ほど申し上げました長野県地区に適用されている時間制運賃の上限額であります30分当たり4,300円を積算根拠として運行事業者と委託契約を締結しているところであります。

事業委託の契約につきましては、年度ごとの契約でありまして、長野県地区のタクシー運賃改定があった場合には、運行事業者との協議により、基本的には翌年度の契約から委託料を変更することを想定し、予算計上してまいります。利用者の皆様からご負担をいただく料金の改定については、当面は現行どおりと考えているところであります。

**12番（滝沢君）** ただいま再質問にご答弁をいただきました。

タクシー代が値上がりした場合でも、利用者には料金のアップはない。今は500円ということですから、500円に対応していただけるということで確認をいたします。

ただ、やはり、それだけ町としては事業費、これだけのところに、またプラスということになってきますので、そこら辺を勘案していただいて、適切な運営をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

では、結びということでお願いいたします。いよいよ令和8年度から、新複合施設などの大型ハード事業が進められます。子育て支援、教育、医療、健康、福祉の拠点として、また多くの町民が集う場所として、大きな役割を果たすことが期待されるわけですが、多様化が進む時代において、様々な立場の方がいらっしゃいます。町民一人一人に寄り添い、誰一人取り残すことなく、健康で安心して暮らすことができ、優しさにあふれたまちづくりを進めていただくことをお願い

いたしまして、一般質問を終わります。

**議長（中嶋君）** 滝沢議員、ご苦労さまでした。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日11日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑、公営企業会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 午前11時47分)



## 3月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明 君     |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 総 務 係 長         |             |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長         |             |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君     |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫 君   |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 橋 本 直 紀 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君   |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- (1) ヤングケアラーへの対策についてほか 玉川清史 議員
- (2) 上下水道事業についてほか 水出康成 議員
- 第 2 議案第 3号 坂城町手話言語条例の制定について
- 第 3 議案第 4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について
- 第10 議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第11 議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第13 議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（中嶋君）** 最初に8番 玉川清史議員の質問を許します。

**8番（玉川君）** おはようございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

まず、最初に、昨日も同僚議員から3月11日、本日、東日本大震災の被害者の皆さんへのお見舞いの言葉がありました。私からも改めて犠牲となった方々には哀悼の意、被災された方々にはお見舞いを申し上げるとともに、いまだに行方不明となっている方々が一刻も早く家族の元にお帰りになりますことをお祈りいたします。

また、政府に対しては、福島第一原発の事故の教訓を生かさないうる政策、東日本大震災の復興財源、復興特別所得税の一部を防衛費に転用していることについて、強く反対を表明します。

では、質問に入ります。ヤングケアラーへの対策について、さらなる産業振興についての2項目について質問をします。

1、ヤングケアラーへの対策について。

イ、新年度予算について。

ロ、支援体制について。

ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策を、として3つ伺います。

最初にイ、新年度予算について。1、令和7年度の第3期子ども・子育て支援事業に加え、第6次長期総合計画の後期基本計画が始まります。他の連携が必要だと考えるが、新年度予算への反映はについて1つ伺います。

既に複数の同僚議員がヤングケアラー対策についての質問をしており、直近では昨年2025年、令和7年の9月議会で質問をしています。国の2021年調査と長野県の2022年の調査結果について質問をしています。以下、そのときの答弁のその後などについて伺います。

支援体制の質問の中で、家族の病気のケアが、障がいがある家族のケアなど、福祉部門や介護部門、保健部門等が行う支援との連携が不可欠であり、支援に当たっては、家族の置かれた状況を整理し、日頃から関係機関と連絡を取り、必要に応じて速やかに適切な関係機関につなげることができるよう、支援体制の構築を図っているとの答弁がありましたが、2025年度に比べて教育、福祉をまたいだ連携のための予算面での変化はあったのでしょうか。

2つ目の質問です。ロ、支援体制について、1、2の2つ伺います。

1、令和7年9月議会では、引き続き周知と状況把握を行うとしています。長野県のアンケート結果による町内の回答について、答弁では適切な対応の必要性を認めていますが、その回答についての対応はとして伺います。

同様に、調査結果について町の答弁では、県調査の結果を踏まえ、町として一定数の子どもが家族の世話をしている事実を認識しており、学校を休む、友達と遊べない、中学生で自分の時間が取れない、睡眠不足といった影響が一部に見られ、こうした子どもたちが生活のあらゆる面で課題や困難を抱え込まないように、適切な対応が必要だと受け止めていると答弁されています。

極めてプライベートな問題であることから、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうことで、自発的な相談につなげていく方向かと理解はしましたが、急を要する問題を解決できるのも、行政ではないでしょうか。

2つ目として、2、ヤングケアラーの把握と支援の最前線に立つ教職員や保育士の負担軽減のための体制づくりは、例えば、子育て支援センターの人員増などとして伺います。

ヤングケアラーについての周知により、相談数や見守り方法も増えてくるようになると、それぞれの役割の負担も増えていきます。特に専門職の人員増などが必要になるかと考えられますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問です。ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策を、1、状況改善のための支援の内容は、家事支援やヘルパー派遣などの具体的な対策の導入はとして伺います。

ヤングケアラーが注目されて対策が始まったのは、近年のことですが、全国では先進的な支援事業を進めている自治体が多くあります。

調査会社のヤングケアラーの子どもへのアンケートで、評価が高かった項目は、家事をはじめとする直接支援でした。子どもとしての生活の時間を削っているヤングケアラーに対して、代わりに行ってくれる対策などが必要だと思えます。町の考えはどうでしょうか。

以上、質問をさせていただきます。

**子ども支援室長（橋本君）** 1、ヤングケアラー支援の対策について、順次お答えいたします。

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子どもとして定義され、必要な支援を行うべき対象とされております。

子どもの年齢や成熟度にあった家族へのケアなどは、子どもの思いやりや責任感を育むことから大人へと成長するための大切なプロセスの1つであると考えられますが、一方で、子どもの年齢や成長に見合わない重すぎる責任や過度な負担を抱える子どもは、勉強に取り組むことや友達と遊ぶこと、文化芸術活動や行事へ参加することなど、子どもらしい情緒的な関わりができず、学習面での遅れなどによる進学や就職への影響のみだけでなく、家族のケアが長期化することで自立が遅くなるなど、子どもの将来にわたっての影響が懸念されるところであります。

また、ヤングケアラーと思われる子どもの置かれている状況は様々であり、本人や家族がどのように現状を受け止め考えているかも様々であります。さらに、本人や家族に自覚がないことも多く、家庭内におけるデリケートな問題であり、表面化しにくいなどにより、支援に当たっては、まずは周囲が気づき、必要な支援につなげることが重要であるとされております。

そうした特徴を踏まえ、現在、町では、子どもと関わりが深い小中学校のクラス担任をはじめとした教職員が、子どもの遅刻、早退、欠席の状況や宿題などの提出物の遅れ、また子どもの服装や生活リズム等の変化への気づきなど、日頃からの見守りによる生活実態の把握により、ヤングケアラーに当てはまる子どもの把握に努めているところであります。

また、スクールカウンセラーや教育・心理カウンセラーによる子どもとの面談において、困り事や気持ちの変化の聞き取りなどにより、生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもの状況を把握するなど、早期発見につなげているところであります。

保育園におきましても、子どもの様子や発する言葉に耳を傾け、子どもの生活に変化がないかを常に心がけ、保育にあたっております。

さらに、保護者の総合的な支援機関であります子育て支援センターにおきましても、直接相談をもとより、町福祉部局や保健部局、社会福祉協議会など、関係機関との連携や民生児童委員さんの協力などにより、総合的に子どもを取り巻く家庭環境等の把握に努めているところであります。

ご質問のイ、新年度予算につきましては、相談体制の構築に必要な教育・心理カウンセラーや教育コーディネーター、子育て支援センターの公認心理師、家庭児童相談員など、専門職の確保に要する経費や、子育て短期支援事業などをはじめとした、具体的な支援にあたってのサービス利用にかかる経費を、引き続き計上させていただいているところであります。

続きまして、ロ、支援体制についてのうち、県の実態調査結果に対する町内の回答についての対応であります。2022年に長野県が実施したヤングケアラー実態調査の調査結果における町内の状況といたしまして、世話をしている家族がいると回答した子どもが一定数いた状況でありました。

世話をしていることによる、家や学校生活に対する影響につきましては、町内の小学生では特にないと回答が最も多い結果でありましたが、友達と遊ぶことができないなどの回答もあり、町内の中学生でも、自分の時間が取れないなどの回答も僅かではありますが、ありました。

そうした調査結果を踏まえ、町といたしましては、世話をしている家族がおり、生活の一部に多少なりとも影響が出ている子どもがいるという認識の下、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、個別面談や子どもの生活面、学習面での変化など、子どもの状況把握に努めてきたところであります。

結果としまして、ヤングケアラーの定義にあてはまる子どもは把握されなかったところでありますが、引き続き学校等において、その早期発見に努め、必要な支援につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ヤングケアラーの把握と支援の体制づくりについてであります。ヤングケアラーの支援のためには、先ほども申しあげましたとおり、まずはヤングケアラーと思われる子どもに気づき、必要な支援につなげていくことが重要であると考えており、子どもたちと関わることが多い学校等において、教職員やスクールカウンセラーなどの専門職がヤングケアラーも含めた総合的な視点を持ち、子どもの変化を早期に発見できるよう努めているところであります。

ヤングケアラーと思われる事案を学校等で把握した場合は、町子育て支援センターがヤングケアラーの支援相談先と位置づけられていることから、子育て支援センターにおいて必要に応じて、保護者や子どもと面談などを行った上で、事実確認を行い、支援の仕方を検討することとしてお

ります。

支援の仕方といたしましては、ヤングケアラーの定義からも、子ども本人というよりも、家族の病気のケアや障がいがある家族のケアなどが主な原因であると考えられるため、支援策としては、福祉部門や介護部門、保健部門等が提供するサービス利用が考えられることから、これら部門と連携し支援することとしております。

以上のように、ヤングケアラーの把握につきましては、主にふだん子どもと接している学校の教職員や保育園の保育士が担い、支援策の検討につきましては、ヤングケアラーの支援相談先となっている子育て支援センターの相談員が担うこととしており、また具体的な支援策については、その状況にもよりますが、主に福祉部門や介護部門、保健部門等が中心になって行うなど、それぞれに役割分担をして支援にあたる体制としていることから、特定の職員や部署などに過度な負担は生じないものと考えており、子育て支援センターの相談についても、現時点で特段不足しているものとは考えていないところであります。

続きまして、ハ、ヤングケアラーへの具体的な対策をについてであります。ヤングケアラーにつきましては、背景として、例えば祖父母の介護や障がいや病気のある家族の世話や見守りなど、多岐にわたることから、介護分野や福祉分野などを含めた、子どもの家族への複合的な支援が重要となってまいります。

具体的な支援策といたしましては、ヤングケアラー本人の心身のケアとして、養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの相談支援のほか、保護者が病気等により一時的に子どもの養育ができない場合は、児童養護施設等で一時的に過ごすショートステイ事業やトワイライトステイ事業といった、子育て短期支援事業の利用が考えられます。

また、ヤングケアラーが家族の障がいのケアを行っている場合には、家事援助等の居宅介護をはじめとした障害福祉サービスの利用、調整などが考えられ、家族の介護である場合は介護保険サービスの利用、調整による支援が考えられるところであります。

そのほかにも、就労コーディネーターによる就労支援やベビーシッター利用支援事業活用、まいさぼ信州長野による就労生活支援や生活資金の貸付け、町社会福祉協議会によるファミリーサポートセンターの利用やこども食堂の利用など、子どもの置かれた状況やケースに応じて、様々な支援策の利用が考えられるところであります。

町といたしましては、ヤングケアラーの支援については、今後も早期把握に努めるとともに、日頃からヤングケアラーの支援相談先となっている子育て支援センターを中心に、保健分野や福祉分野、介護分野などと連携し、必要な支援が適切に届けられるよう努めてまいりたいと考えているところであり、既存の支援策では不足する分野がある場合は、新たな支援策につきましても、研究してまいりたいと考えているところであります。

**8番（玉川君）** お答えいただきました。支援の内容についてなんですが、居宅介護等の既存の

対応で間に合うというようなお話でしたが、それについての説明というか、関係者、子どももちろんなんですが、チラシをいただいて確認してみると、そういったことをもう少し具体的に、こういう問題抱えていませんか、これに対してはこういう対応できますよってというようなことも丁寧に説明する必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。お願いします。

**子ども支援室長（橋本君）** 再質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの支援につきましては、子どもたちがヤングケアラーについて正しく理解していることが重要なテーマの一つであるということから、引き続きヤングケアラーについて普及啓発に力を入れる中で、具体的な支援策についても、子どもたちに分かりやすいような普及啓発に努めていきたいと考えています。

**8番（玉川君）** 子どもである期間は短いですが、ヤングケアラーのその後の人生の方向性にも影響する大切な期間であることは、十分にご理解されていることとありますが、相談への対応が後手にならないように、坂城の子どもは坂城で守るために優先事項として、スピード感を持って施策を進めていってほしいと要望して、次の質問に移ります。

2、さらなる産業振興のためにとして、イ、ロ、ハの3つ伺います。

イ、「さかきモノづくり展」・「オープンファクトリー」の成果について。

1、令和7年10月に開催されました、さかきモノづくり展の成果について、町はどう考えるか。この事業は準備からまとめの会まで、関係者の皆さんは大変にご苦労されたことと思いますが、当日の盛り上がりは大変なものであったと記憶しています。

子どもたちの輝く目、ブースで熱意と自信に満ちた丁寧な説明をする町内事業所の皆さん、坂城町の底力を感じた催しでした。この事業の成果について町の考えを伺います。

2、さかきモノづくり展と同時開催されたオープンファクトリー、これの参加者数と参加企業の評価は、また今後の予定等は、未来の坂城町企業を支えてくれる町内小中学生が対象のオープンファクトリー、ふだんは子どもたちが入りにくい工場などを、安全に開放し、ご案内いただいた事業所の皆さんには、心から感謝いたします。

詳細について説明をお願いします。

次の質問です。ロ、制度資金の利用状況について。

1、制度資金の利用状況とそれについての町の分析は。モノづくり展やオープンファクトリーに見られた町内企業の気合をさらに盛り上げていくために、町全体でできることを考える上で、町内企業の現状について伺います。

ハ、中小企業・小規模企業振興基本条例の制定を。

1、中小・小規模企業が地域経済の主役であることを明らかにして、坂城町が1つになって、坂城の企業を盛り上げるという決意を共有するために、現在の商工業振興条例に、町、企業、町

民、それぞれの責務等を明確にした産業振興の理念を加え、中小企業・小規模企業振興基本条例、これを制定する考えを最後の質問として伺います。

研究者は地域の活性化のためには、地域経済の循環が重要であり、事業所間の関連性による地域内での取引活動や購買活動を通じた経済波及効果があることが望ましいと指摘しています。地域内での資金循環を高めていくことが、地域経済の活性化につながるとしています。

その中心となるのが中小企業・小規模企業です。多くの中小企業団体関係者などが運動して、2010年に中小企業憲章が閣議決定され、2014年に制定された小規模企業振興基本法では、成長発展だけではなく、事業の持続的発展の重要性を明確にして、個人事業主、従業員5人以下の小企業者などを、地域経済の主役と位置づけました。

坂城町では令和3年の経済センサス活動調査で、事業所数は600を超えていると報告されています。中小・小規模の事業所は家族経営や少人数で成り立っており、仕事だけではなく、地域活動やご近所付き合いも含み、坂城町にしっかりと根づいています。まさに地域経済の主役です。

町内経済の活性化のために、理念条例としての中小企業振興基本条例の制定を求めているわけですが、1999年に中小企業基本法が抜本的に改正され、第6条に地方公共団体の責務が盛り込まれ、地方自治体が地域課題に対して、独自に取り組めるようになったことで、基本条例の制定が広がってきました。

中小企業振興に対する自治体の考えを明らかにして、なぜ中小企業振興が必要なのかを、町の職員や事業所、地域住民に対して示し理解してもらうことが大切となります。このときに重要になるのが、中小企業振興への問題意識の共有であり、産業分野はもちろん、教育、福祉などにも及び関連部門と協働していくことが必要になります。

また、基本条例は行政の姿勢が続くことを保証することになります。首長が変わったとしても、中小企業振興に関して責任を持つという宣言です。

現在の坂城町商工業振興条例は、事業所にとって手厚い融資と補助金を中心の助成タイプの条例となっていますので、そこに中小企業・小規模企業は坂城町の基盤であり、町、企業、町民がそれぞれの責務を加えることで、中小企業・小規模企業を地域経済の主役として守って育てていこうと明らかにすることが必要だと考えます。

中小企業・小規模企業振興基本条例制定について、町の考えを伺います。

**町長（山村君）** ただいま2番目の質問としまして、さらなる産業振興のために、さかきモノづくり展、オープンファクトリー、あるいは制度資金、中小企業基本条例の制定、イ、ロ、ハとご質問いただきました。順次お答えしたいと思っております。

まず、さかきモノづくり展につきましては、昨年10月3日、4日の2日間、坂城テクノセンターを会場としまして、公益財団法人さかきテクノセンターの主催、町、町商工会、テクノハート坂城協同組合の共催により、29の企業、大学、団体にご出展いただき開催されました。

今回のモノづくり展は、コロナ禍を経て実に8年ぶりのリアルの開催となり、町内企業が誇る高度な技術力や製品を広く発信し、企業間のビジネスマッチングを促進するとともに、次世代、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさや重要性を伝えることを目的として実施され、当日はブース展示のほか、出展企業によるプレゼンテーションや町と連携協定を締結している大学の先生方による講演会、さらには子ども向けのプログラミング教室などが行われ、2日間で約1,300の方が来場されました。

今回のモノづくり展の成果としますと、まず、坂城町の次世代を担う子どもたちに対してモノづくりへの興味を育むことができた点があげられております。

先ほどお話もありましたが、今回は町内3小学校の6年生、坂城中学校の2年生、さらに坂城高校の2年生の児童生徒約250人の見学を計画していたことから、出展者説明会において体験型の展示についても配慮していただくよう、企業にお願いしたところ、当日はEV、ミニショベルのラジコン操作体験や射出成形の体験、金属メダルの金メッキ体験、木工体験など、実際に見て、触れて、作って、楽しめる展示や企画を多数ご用意いただきました。

こうした取組もあり、2日間にわたり多くの子どもたちが目を輝かせながら、各ブースを回る姿が見られ、将来、町の産業を支える担い手がモノづくりに興味を持つ動機づけとして大きな成果があったものと考えております。

また、出展企業のPRやビジネスチャンスを創出できたことも、大きな成果であると思っております。各社の持つ独自の技術や最先端の技術が披露され、町内外の企業関係者との間で、商談や情報交換が行われるなど、ビジネスチャンスの創出や販路開拓に向けた場となったと考えております。

さらに、今回のモノづくり展を契機に、町内の企業等が連携して、それぞれの持つ強みや技術を基に、来場者向けの展示を行うなど、新たな連携の形が構築できたことも非常に意義深いことを感じております。

総括いたしますと、今回のさかきモノづくり展は単なる製品展示にとどまらず、体験や交流を通じてモノづくりのまち・坂城のブランド力を町内外に強くアピールすることができ、またクロージングセレモニーにおいて、ものづくりのまちのウェルビーイングを宣言し、盛況のうちに終えることができました。

次回のモノづくり展につきましては、3年後となる令和10年の開催を予定していると同っておりますので、町としましても、引き続き支援をしまいたいと考えているところであります。

続きまして、さかきモノづくり展と同時開催されましたさかきオープンファクトリー事業の評価についてであります。この事業は、ふだん見ることのできない企業のモノづくりの現場を公開し、その技術や魅力に直接触れていただくことで、地域産業への理解促進や次世代の人材育成、さらには地域の活性化を図ることを目的として、町商工会、工業部会を中心とする実行委員会に

より企画運営され、当日は製造業を中心に18社が参加いたしました。

町といたしましても、事業の趣旨に賛同し、さかきモノづくり展との連携により相乗効果が生まれるよう協力するとともに、坂城町コトづくりイノベーション補助金を交付し、開催を支援したところであります。

初日につきましては、児童生徒向けとして町内3小学校の6年生と坂城中学校の2年生合わせて約200名が参加し、2日目は一般の方を対象に約100名が参加され、2日間で延べ約300名の方にご参加いただきました。

後日、小中学校に行ったアンケートによると、約85%の児童生徒がモノづくりに興味を持てたと回答があり、当初の目的どおり、子どもたちにモノづくりの魅力を伝えるよい機会になったものと捉えております。

次に、参加企業からの評価につきましては、自社の仕事や技術を、子どもたちや一般の方に知ってもらうよいPRの場になった。子どもたちに自分たちの仕事を見てもらうことで、モチベーションの向上につながった。今回の取組により自分たちの仕事の価値や強みを再認識できたといった、ご意見をお寄せいただきました。

今回のさかきオープンファクトリーの開催により、子どもたちや地域の方々に企業の魅力を実際に目で見て、肌で感じていただけると同時に、受け入れる企業側にとりましても、新たな気づきや成長の機会となり、双方にとって極めて有意義な事業であったと考えております。

また、今後の予定といたしましては、実行委員会において、来年度の実施に向けて準備を進めていると伺っております。町といたしましても、この事業がモノづくりの町のさらなる発展につながることから、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、ロの制度資金の利用状況はのご質問にお答えいたします。県や町では令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大を受け、新型コロナ対策の制度資金を新たに創設し、事業所等を支援してまいりました。

また、県では令和5年12月に物価高騰対策の制度資金、令和7年6月には関税対策の制度資金を創設し、事業所の資金需要をサポートするとともに、県や町におきましても、制度資金のあっせんや、これら制度資金の借入に伴う保証料の一部を補給することで、事業所を支援してきております。

令和6年度の制度資金の利用状況につきましては、設備資金が4件で約5千万円、運転資金が49件で約7億5,700万円であり、合計しますと53件、約8億700万円でありました。

また、令和7年度につきましては、12月末現在で設備資金が4件で約1,100万円、運転資金は56件で約9億2,500万円、合計しますと60件、約9億3,600万円の利用状況となっております。12月末の時点で、前年度の年間の件数、融資額を超えている状況となっております。

今年度の傾向といたしましては、6年度と同様、設備投資に向けての資金需要は少なく、運転資金需要が多く占めております。運転資金の借入件数のうち約65%は物価高騰対策関連、約10%が関税対策関連となっており、この2つで全体の約75%を占めている状況となっております。

町が3か月ごとに実施している企業経営状況調査や制度資金の融資状況、金融機関のヒアリングなどから、町内の事業所は原材料費、エネルギーコストの上昇や米国の関税政策といった要因により、経費の上昇や受注量の減少などの影響を受けており、投資よりもまずは足元の経営基盤を強化するための資金を確保しているものと分析しております。

また、2月28日には米国とイスラエルがイランに対する軍事攻撃を開始し、その対抗措置として、イランがエネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡の封鎖を発表するなど、国際情勢が緊迫しております。

今後エネルギー供給や物価の動向など、町内企業への影響も懸念されているところであり、町といたしましては、今後も引き続き県や商工会、金融機関などの関係機関と連携を密にし、制度資金のあっせん、保証料補給など、事業者の皆様の経営安定に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ハの中小企業・小規模企業振興基本条例の制定をとのご質問ではありますが、町では、坂城町第6次長期総合計画において、技術の高度化、技術革新の支援や経営安定の支援、産業集積の推進、商業の活性化、経営強化の支援などといった施策の内容を定めており、この計画に沿って商工業振興施策を進めてきております。

主な事業を申し上げますと、坂城町商工業振興条例に基づき、工場設備等の新增設を支援する商工業振興補助金や制度資金のあっせん、保証料補給を行っているほか、新たな製品開発などに係る経費を支援するコトづくりイノベーション補助金、商業店舗リフォーム補助金、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合と連携した技術の高度化や人材育成、人材確保支援など、様々な施策に取り組む中で、町内企業の振興に努めております。

また、当町の強みは、グローバルに活躍する大企業と高度な技術力を持つ中小の企業が企業間の取引のみならず、町商工会やさかきテクノセンターなど、各団体の活動などを通じて密接に関わり合いあっている点にあるとも考えております。

さらに、先ほども答弁させていただきましたが、昨年のさかきモノづくり展やさかきオープンファクトリーには、町の多くの中小企業、小規模企業が出展し、当日は子どもたちのみならず大勢の町民の皆様が見学を訪れ、まさに坂城町が1つになって、坂城町の企業を盛り上げることができた事業になったと考えております。

他市町村の中小企業・小規模企業振興条例を見ますと、基本理念、市町村の責務、中小企業の努力、大企業者の役割、住民の理解と協力などが規定されておりますが、この理念や責務につい

ては、ものづくりのまちとして培ってきた長い歴史の中では、町はもちろん、町内の中小企業や大企業、関係機関、町民が既に認識し、実行している内容であると考えております。

こうしたことから、中小企業や小規模企業を対象とする新たな条例を制定するのではなく、町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合や関係機関、関係団体と連携する中で、坂城町の全ての企業の振興が図れるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**8番（玉川君）** 町長より全てお答えいただきました。

モノづくり展、オープンファクトリーについては、次回大変楽しみにしております。個人的にも、町外にSNSなんか使って宣伝をしたいと思っております。

1点伺います。制度資金の利用の状況で、運転資金がほぼほぼだというようなお話がありました。これについて、事業所に対しての実態調査、こういったものについては、どういうふうにお考えでしょうか。以前も何回かお聞きはしているんですけども、人手がないとか、大変というような感じで、実際的にはできない。テクノセンター長が回っているというようなお話も聞いていますけども、これについて町はどういうふうに、できれば少しでも多くの、小さな事業所を回っていただきたいんですが、それについてお考えを伺います。

**商工農林課長（北村君）** ただいま玉川議員から、商工業者に対して実態調査を行ってはどうかというご質問を頂きました。

実態調査につきましては、現在のところ考えておりませんが、これまでも商工会、テクノセンター、テクノハート、町も含めまして、4団体で毎月会議を行う中で、企業等の状況についての情勢等も確認をしております。

また、それぞれの機関で個々にヒアリングした内容についても、その場で共有しておりますので、まずはそこで、事業、町内の状況の把握に努め、またヒアリング、金融機関からもいろいろお聞きする中で、町の企業振興に努めてまいりたいと考えます。

**8番（玉川君）** 振興基本条例については、今の振興条例で対応できるというようなご答弁だったんですが、これは町内でのことでありまして、坂城町というのは、外に向かってもうちょっと発信をする必要もある、というような気持ちもありますので、ものづくりの町、坂城町については、中小・小規模事業所を町全体で支えていく姿勢、これを外に向けて宣言してほしい、坂城の事業所は坂城で守るというようなことを要望いたしまして、質問を終わります。

**議長（中嶋君）** ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

**議長（中嶋君）** 再開をいたします。

次に、4番 水出康成議員の質問を許します。

**4番（水出君）** ただいま議長より発言の許可をいただきました。本定例会最終登壇者となりますが、よろしくお付き合いをお願いいたします。

通告に従い一般質問を行います。1つ目に、上下水道事業について、2つ目に、交通体系について、2件についてお願いします。

それでは初めに、上下水道事業について。

私たちの生活において、蛇口をひねると当たり前のように利用できている水道、災害より避難を余儀なくされた際、いの一番、必要となる水。また、日本の水道は世界でも類を見ないほど安全でおいしい水です。

そんな水を提供してくれる水道事業において、上田長野地域では、人口減少、施設の老朽化、専門技術者不足といった共通課題に対峙しています。

課題の克服、この地域にふさわしい水道事業の在り方について検討するため、令和6年4月8日に、上田市、坂城町、千曲市、長野市、長野県企業局の構成団体が、水道事業の広域化を一つの方向性として、上田長野地域水道事業広域化協議会（以降協議会といいます）を設立されました。

町のホームページに、設立から6回の協議会の内容、協議会規約、昨年11月4日の第6回協議会において合意を得た、上田長野地域水道事業広域化基本計画（成案）（以降基本計画といいます）が公開されております。

坂城町の水道水は上田市より供給を受けております。上田長野地域水道事業広域化（以降広域化といいます）が検討されていることに町民も高い関心を持ち、注視しているところです。

その中、水道事業の広域化について、構成団体、地域住民の意見とすると、現段階では反対とも取れる慎重な意見も耳に入ってきます。

また、3月8日の信濃毎日新聞の掲載記事では、原文で紹介しますが、「上田長野地域の水道事業の統合をめぐっては、5団体による広域化協議会が2024年4月に発足、25年1月には統合の基本計画に同意したものの、上田市は事業統合にこだわらない連携も排除せず議論したいと、離脱も示唆する。先行きの不透明さに危機感を募らせたのが周辺自治体の町村長だ。」と掲載されておりました。

このような情報下においても、検討される方向性や、これから決まるだろう結果に不安を感じている町民も多くいると思います。

そこで、協議会として、これから具体的な検討が進む段階ではありますが、当町として、協議会への向き合い方などに関する質問として、イとして、基本計画について3点伺います。

1つ目に、当町の要望や課題など、協議会へ要望や課題として答申した内容があれば伺います。

2つ目に、基本計画は合意を得ていますが、現状、広域化を進める上で、さきにも触れましたが、構成団体地域の住民意見としては賛否があるようですが、当町の方向性とその理由を伺います。

3つ目に、構成団体地域ごとにいろいろな要望や課題がありますが、基本計画を進める上で、

当町として注視していく点について伺います。

続きまして、ロ、下水道事業について。

長野市、千曲市で構成される上流処理区に属する坂城町の下水道は、千曲川流域下水道として、受益者負担金制度により、受益者の負担金や国の補助金により運営されています。

また、汚水と雨水を別々に処理する分流式下水道で、汚水のみを処理を行います。雨水は今までどおり排水路で処理しますので、雨どいや雨水の入る屋外の流しなどを下水道に接続することはできません。

皆さんの家庭や工場から出される下水を公共下水道で集め、流域下水道に接続して終末処理場（アクアパル千曲）で処理する、流域関連公共下水道方式の下水道処理です。

処理された無害で安全な水は、千曲川に放流されています。千曲川を一体的に守るためにも、大きな役割を果たしています。

このような大切な下水道ですが、水道事業同様に、人口減少や施設の老朽化等の維持整備についても将来に不安があります。全国でも同様な課題を抱えている自治体も多く、下水道の理解を深めたり、収益を得る活動に取り組みられたりと工夫が見られます。

特に下水道のマンホールの蓋に関する事業を、SNS等で通じて目にする機会も増えました。それは全国的にもマンホールカードの発行が増加してきて、マンホールの蓋を目当てに街歩きを楽しんだり、写真を撮ったり、全国的にマンホールラーと呼ばれる愛好家が増えてきたことによると思います。

当町では、マンホールカードはなじみが薄い方も多いと思いますので、多少簡単に説明させていただきます。

マンホールカードは、今まで下水道を気に留めていなかった方や、蓋の先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的に誕生しました。それぞれ自治体が発行し、無料でコレクターに提供されております。

カードの特徴として、集める楽しさにこだわったコレクションカードです。配布場所が限定されており、その場所に行かなければもらえないため、マニアのコレクション魂をくすぐります。集めることで発見できる楽しさを意図的に残した設計でつくられています。枚数ごとに収集していく過程で、カードに隠された記号の意味が分かるような設計が施されています。

3つ目に、デザインの奥深さや説明や由来が鮮やかな画像とともに記載されています。

そのようなマンホールカードを集めたり、実際の蓋を見つけたり、写真に収めたりと、マニアの方は全国を訪ね、収集している方が多いようです。

また、マンホールの蓋にキャラクターなどを描くことで、より注目度を集め、交流人口を増やす施策やイベントに活用されています。

また、企業広告に活用し広告収入を得たり、交換された古い蓋の販売収入を得たりと、新たな

下水道事業収入を上げる工夫をされている自治体もあるようです。

当町も役場にはカラーマンホールが展示されております。そこで、当町の取組について2点質問します。

1つ目に、展示されているカラーマンホールの蓋について、展示の背景と活用目的を伺います。

2つ目に、マンホールの蓋に関する事業として、近隣市町村も取り組まれているマンホールカード提供事業や、マンホールの蓋の中古販売、企業広告利用として事業収入を図る等の取組を行うことへの考えを伺います。

以上、上下水道について、イ、ロについて答弁をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま水出議員さんから1番目の質問としまして、上下水道事業についてのご質問をいただきました。私からは、イの水道事業広域化の基本計画についてのご質問にお答えしまして、ロの下水道事業については、担当課長から答弁させていただきます。

まず、水道事業につきまして、これまでの経過についてご説明いたしますが、本事業は、坂城町にとって極めて重要な事業でありまして、坂城町の将来にとって大切な事業だと思っております。積極的に関与しているところでございます。

まず、将来の人口減少による料金収入の減少や、老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加え、少子化による担い手不足や多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念されているところであります。

本地域においても例外ではなく、令和3年7月に、町と長野市、上田市、千曲市、県企業局の5団体により、上田長野地域水道事業広域化研究会を設立し、この地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討してまいりました。

広域化に向けた検討の経過につきましては、研究会として2回のシンポジウム等を開催したほか、当町においても計3回の住民向けの説明会とアンケート調査を実施し、住民の皆さんへ広く周知するとともに、貴重なご意見等をいただき、研究会でも情報共有を図ってきたところであります。

その後、研究会での広域化に向けた基本的な方向性等の研究内容を踏まえた、さらなる検討協議を実施するため、令和6年4月には、上田長野地域水道事業広域化協議会が設立されたところであります。

同年7月に開催されました第2回協議会において、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有するための基本計画の策定について合意がなされ、同年10月開催の第3回協議会の中で基本計画、これは素案であります。示され、この素案をもって、構成団体の住民の皆様から広くご意見等を募集することとされました。

この意見募集につきましては、構成団体である市、町それぞれで実施することとし、当町では説明会を開催した場合の一部の出席者の方々だけでなく、広く町民の皆様からご意見をいただけ

るよう、広報さかきや町ホームページでお知らせする中で、投書方式による意見募集を実施し、町では1名から5件のご意見をいただいたほか、協議会全体では78名から計144件のご意見が寄せられたところであります。

また、令和7年2月に開催されました第4回協議会では、基本計画（素案）に対する意見募集等の結果について報告がなされ、寄せられた意見及びその回答について共有し、同年7月に開催された第5回協議会において、基本計画（素案）について、これまでの住民説明会や意見募集で寄せられた意見等を反映するとともに、所要の修正を行い、基本計画（案）としての合意がなされました。

その後、表記の統一などの細かい修正を実施した後、同年11月に開催された第6回協議会において、基本的方針や事項をまとめ、今後さらなる検討を進める上で指針となる基本計画の合意がなされ、決定に至ったところであります。

続いて、協議会での当町からの要望や課題などの内容についてのご質問であります。現在、県企業局には、上田市諏訪形浄水場から単線で千曲川左岸側を、村上側ですね、経由した後、村上地区で分岐し、坂城大橋を通じて千曲川右岸側への給水が行われておりますが、台風や地震をはじめとする災害等により、坂城大橋の落橋等の甚大な被害が生じた場合、町の右岸側においてお住まいの約8割の皆様が水道水の給水ができなくなることが想定されることから、災害時も含め、全町に安定した給水を行えるよう、千曲川左岸側の村上地区のみに布設されている基幹送水管については、右岸側にも布設する管路二重化と、諏訪形浄水場の機能が災害等により停止した場合の供給体制の整備といった、送水管及び浄水場のバックアップ機能について要望してきたところであります。

そうした中で決定した基本計画におきましては、業務運営の基本方針、施設整備計画の中で、千曲川流域の高低差を利用した、上流から下流への一体的、効率的な水運用を実現する。また、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管で接続し、バックアップ可能な水道システムを構築するという基本方針が示されており、当町としての課題解消につながる要望が盛り込まれた内容になっているものと捉えております。

また、広域化を進める上での当町の方向性などについてのご質問ですが、町といたしましては、水道事業の課題として、人口減少に伴う水需要の大幅な減少、深刻化する専門人材の不足、水道施設の老朽化などに直面している中、将来を見据えて、安定的に安心安全な水道水を供給するため、広域化が最適な手段の一つであると認識しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、町では、これまでに住民説明会や基本計画（素案）に対する意見募集等を行う中、様々なご意見やご要望等いただきましたが、当町では広域化に対する、広域化に対する反対の声はいただいておらず、町民の皆様におおむねご理解をいただいているものと認識しております。

一方、当町以外の構成団体の一部においては、広域化に反対の姿勢を取る市民団体や議員の皆様もおられるとお聞きしておりますが、広域化に対する懸念やデメリット等を払拭できるよう、構成団体に協力し、より丁寧な説明をしていく必要があると考えているところであり、引き続き、構成団体と協議を重ねながら、町民の皆様に加え、本地域の住民全体の利益享受のために積極的に関与してまいります。

次に、基本計画を進める上で注視する点といたしましては、これまでにいただいた様々なご意見や課題などに対し、住民や議会の皆様の理解を得るために、優先的に協議検討すべき事項を重要協議事項として、3項目に整理しております。

1つ目は、本地域で事業統合する必要性や構成団体の在り方、企業団議員の選出割合等について協議する企業団の在り方。

2つ目として、整備計画の最適化、補助対象事業の精査、効率的な事業実施に向けた工法等の検討、各地域の整備状況を鑑みた施設整備等について協議する、地域にとっての最適な施設整備計画。

3つ目として、各構成団体の出資割合などの考え方について協議する、構成団体ごとの財源負担としております。また、重要協議事項の協議検討と並行して、組織や職員、業務運営、施設整備、財政運営など具体的な事業内容を定める事業計画（案）の策定に取りかかる予定となっております。

町では、これら重要協議事項及び事業計画（案）をまとめる上で重要となる、基本計画が示す方針から逸脱しないように注意しつつ、町民や議会の皆様に対し丁寧な説明を行うとともに、ご意見等をお聞きしてまいりたいと考えております。

現在のところ、事業統合自体は決定したものではありませんが、将来にわたって安全で安心な水道水が安定的に供給できる持続可能な水道事業を構築するため、構成団体とともにさらなる協議を進めてまいります。

**建設課長（高橋君）** 1、上下水道事業についてのうち、ロの下水道事業についてのご質問にお答えいたします。

当町の公共下水道事業につきましては、平成5年に事業着手し、平成12年10月の一部供用開始以来、令和7年度末での面整備率でございますが、こちらは96%まで進捗し、行政人口のうち下水道への接続が可能な処理区域内人口の割合である普及率につきましては、98%となる見込みとなっております。

また、下水道で使用するマンホールの蓋につきましては、各地域の特色や特産品などの意匠を取り入れたデザインマンホール蓋が全国各地に存在しておりまして、当町においても導入した経過がございます。

当町のデザインマンホール蓋の展示の背景と活用についてのご質問ですが、平成5年の事業着

手の際に、下水道との身近な接点であるマンホール蓋を通じて、下水道へのご理解と関心を深めていただくことを目的に、当町の特色である、町花のバラ、町花木のリンゴ、特産品のブドウ、主要産業の工業をモチーフとしたデザインを取り入れ、現場には色なしのデザインマンホール蓋を設置するとともに、役場においてはカラーのデザインマンホール蓋をPR用として展示してきたところでございます。

現在は、国土交通省がスリップ防止対策として、蓋の表面に凹凸が施された滑りにくいマンホール蓋を推奨していることから、町内では比較的スリップのおそれがあるデザインマンホール蓋は設置しておりませんが、PRのため、カラーデザインマンホール蓋を引き続き展示しているところでございます。

続きまして、マンホールカードの提供やマンホール蓋の中古販売、マンホール蓋の企業広告利用の取組についてのご質問に、順次お答えいたします。

まず、マンホールカードの提供事業につきましては、国土交通省や下水道関連の企業などで組織される下水道広報プラットフォーム、こちらにより、特色あるご当地マンホール蓋を通じて、下水道事業に関心を持っていただくことを目的に企画されている事業でございます。

現在、当町においては、マンホールカードの提供事業は実施しておりませんが、ご当地マンホール蓋については、そのユニークさや美しさに惹かれて訪ね歩くファンも多く、県外からの観光客や熱心なカード収集家もおられるとお聞きしているところであります。

カードの発行に当たっては、下水道広報プラットフォームが定める要領によりまして発行する仕組みとなっており、カードの購入予算も発生することから、今後、その役割や効果なども含め、研究してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、マンホール蓋の中古販売でございますが、毎年9月10日の下水道の日に合わせて、暮らしを支える下水道への関心を高め、その役割や重要性について理解を深めていただくため、下水道終末処理場で開催されている下水道ふれあいデーにおいて、施設の更新などで不要となった使用済みのマンホール蓋の販売が実施されており、現在は、流域下水道事務所と長野市の2団体が実施している状況であります。

また、下水道ふれあいデーでは、使用済みマンホール蓋の販売のほか、下水道終末処理場内の見学ツアーや微生物観察会、遊び広場やカルチャー体験に加え、関係する6市町村及び流域下水道のデザインマンホール蓋の展示などを行っております。

当町の下水道事業については、平成5年からの着手ということもあり、他の団体に比べ、比較的新しい施設であることから、現在のところ、更新された使用済みのマンホールのストックがない状況であります。

今後、施設の更新などで不要となるマンホール蓋が生じた際には、資材の保管場所の確保や劣化による破損状況などを見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

最後に、企業広告利用としての取組についてでございます。この事業は、マンホール蓋を広告媒体として利用し、下水道施設の維持管理等の自主財源確保や地域経済の活性化、街のにぎわいの創出及びイベント、観光PR、町の施策の啓発などを行うことを目的として実施されているものであり、現在、県内では長野市が取組を行っていると認識しております。

長野市の事例を拝見いたしますと、長野駅周辺の3か所を設置場所に選定し、商業広告掲載の募集を行う中、令和7年度から8年度までの2か年の設置を予定しており、広告料については、1か所当たり月額で6,600円とお聞きしているところであります。

当町といたしましては、人通りが多く、広告として効果的な設置場所の選定が難しいことですか、この事業そのものの費用対効果などの検証も必要であることから、今後、県内外問わず、他の事業者の取組に注視するとともに、庁内関係部局等とも研究を進め、検討してまいりたいと考えているところであります。

**4番（水出君）** ただいまは、町長、担当課長より答弁いただきました。初めの上田長野地域水道事業広域化についてですが、現在、上田市の市長選、市議会選も控えており、一部候補者の間では、論点の一つに掲げられている方もあるようで、水利権や政治的な関係性など、地域ごとに様々な利害があり、水道の広域化は構造的に難しさも感じているところです。これからの進捗を広域地域住民として、より注力していきたいところです。

今後、協議会や行政側は、住民に対してしっかりと情報を適時開示し、理解を求める取組を地道に続けていくことを要望しておきます。引き続き、町長の力強いリーダーシップで広域化が成就するよう、大いに期待しております。

水道事業のマンホールの蓋については、近隣市町村はマンホールカードを発行しております。マンホールの方々は、所有しているからこそ、漏れなく集めたく、当町が始めることにより、また新たに当町にマンホールカードを得るために、町を訪れてくれるのではないかなと思います。下水道事業も、交流人口を増やすきっかけづくりが可能になります。

また、町の集客により収益につながる複合的な施策を幅広い視点で検討されていくことを要望しておきます。まずは、マンホールカードの発行に取り組んでいただけるよう、検討をお願いいたします。

そして、次の質問に移らせていただきます。2の交通体系について。

坂城町第6次長期総合計画において、現在、令和8年度から12年度までの後期基本計画の検討が進められております。当町は、自然豊かな工業の町、ものづくりのまちとして認知され、首都圏からのアクセスのよさや、歴史や特産品にも恵まれています。

また、坂城インター線と国道18号バイパスまでの区間整備や新複合施設の建設など進められております。そんな町の特性を活かし、交通の利便性の向上と地域経済の発展を目指しているところです。

また、公共交通に関する事業は、町のコミュニティ形成や発展、活性化、交流人口や関係人口の増加にも寄与するため、私は大変注目している事業の一つです。

交通体系の関係で、利便性の向上に関する質問は、自身でも令和6年6月第2回定例会において行い、同僚議員からも直近の前回定例会や今定例会でもありましたが、今回の質問に関する部分について、過去の質問と答弁の内容を簡単にまとめてみました。

令和6年に鉄道会社側として、利用促進として交通系ICカードSuica導入を検討されている紹介が町長よりあり、この14日に導入される運びです。

テクノセンター駅については、昇降機はあるが、実用的ではないので、エレベーターを設置してほしいについては、跨線橋とホームの構造からかなり難しい。

Suica導入により、現在、駅ロータリーの反対側にSuica端末機を設置すれば、バリアフリーで利用できる。エレベーター設置よりは実現性があるが、どのようにするか明確になっていないため、今後確認していく。

今のところ、高齢者や障がい者の方でエレベーターが必要な方は、現状、循環バス、デマンドタクシーを有効利用して、坂城駅の利用を検討いただきたい。このような状況かと認識しております。

そこで、イとして、公共交通利用促進について。

後期総合計画に関する交通体系の取組のうち、公共交通利用促進に関して、3点について質問します。

1つ目に、しなの鉄道では交通系ICカードSuica（以降Suicaにしますが）導入が始まります。町として、Suicaの普及推進や導入効果として期待することを伺います。

2つ目に、後期総合計画では、鉄道駅周辺の環境整備や利便性の向上、安全確保を目指しているが、これから5年間の中で具体的に構想している事項を伺います。

3つ目に、駅広場や駅周辺で、イベント等において、さらなる集客や往来を増やすための工夫について伺います。

続きまして、ロとして、交通体系整備について。

令和7年度からデマンドタクシーの本格運用が始まりました。町の循環バス、鉄道を含めて、住民ニーズに即したよりよい地域交通体系の構築を推進していくことを後期総合計画に掲げています。

昨日も同僚議員より関連する話題の一般質問もありましたが、公共交通体系の整備に関して質問します。

1つ目に、交通弱者のために足でもある循環バスの運行について、現在捉えている課題を伺います。

2つ目に、バスの老朽化が進んでいると感じますが、循環バスの更新やバリアフリー車両の導

入も視野にあると思いますが、導入時期の見込みを伺います。

3つ目に、デマンドタクシー、循環バス、鉄道などの移動手段が相互に補完し合い、利用しやすい新たな地域交通の仕組みづくりを進め、地域公共交通体系構築を推進することで、交通弱者にとって利便性の向上は、具体的にどのように変わることを目指しているのか伺います。

以上、交通体系について、イ、ロについて答弁をお願いします。

**建設課長（高橋君）** 2、交通体系についてのご質問に、順次お答えいたします。

町では、令和12年度までを計画期間とする、坂城町第6次長期総合計画後期基本計画、第1章、暮らしと産業、安心の基盤づくりにおいて、地域の活力を高める道路交通網整備の施策の一つとして、利便性の高い地域公共交通の仕組みづくりを進め、よりよい地域の交通体系づくりの推進を掲げることとしております。

当町の公共交通といたしましては、町外への移動については鉄道事業者であるしなの鉄道が、町内での移動については町循環バスが担い、運転免許自主返納者等への運賃無料化や、路線区内において停留所以外でも乗降車が可能などこでものれーなどのサービスを提供しているほか、一部、町外の医療機関やバス停などへの運行も行っているところであります。

また、75歳以上の高齢者を対象に、1回500円で自宅と医療機関などの町内停留所間を、予約状況に応じて複数人が乗り合いで運行するデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、今年度から本運行を開始したところであります。

ご質問のイの公共交通利用促進についてであります。しなの鉄道において、3月14日土曜日から、全線全駅で交通系ICカードSuicaをはじめ、Suicaと相互利用を行っている他の交通系ICカードや地域連携ICカードKURURUなどの利用が可能になるとお聞きしているところであります。

このSuicaの導入によりまして、当町を含むしなの鉄道エリアと、東京などの首都圏を結ぶJR東日本エリアなどにおいて、これまでのように複数の切符を購入することなく、Suica1枚で電車移動ができるようになることは、しなの鉄道の利便性の向上と利用促進が期待されるところであります。

また、Suicaにつきましては、町内タクシー事業者の料金決済や、電子マネーとして全国展開している店舗を中心に、コンビニやスーパー、飲食店など登録済みの店舗においても利用可能となっているところであります。

Suica導入により、当町の地域公共交通の基幹であるしなの鉄道の利用が促進されるとともに、波及効果といたしましては、町内の飲食店や小売店などでもSuica決済の導入が進むことにより、利用者の利便性向上による消費拡大など、経済効果が期待されるところであります。

続きまして、鉄道駅周辺の環境整備や利便性の向上と安全確保のご質問であります。これまで坂城駅へのエレベーター設置をはじめ、駅周辺の歩車道の整備やグリーンベルト設置などのバ

リアフリー対策を行い、今年度につきましても、テクノさかき駅前の老朽化した舗装修繕と点字ブロックを更新するなどの、駅利用者の利便性や安全に配慮した環境整備を実施してきたところでもあります。

今後、後期基本計画5か年での具体的な取組といたしましては、テクノさかき駅のエレベーター設置に代わる、新たなバリアフリー対策について、しなの鉄道と連携して検討してまいりたいと考えているほか、引き続き、必要に応じて、利用者の利便性向上と安全確保に資する取組を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、口の交通体系整備についてのご質問にお答えします。

町の循環バスにつきましては、北回り便と南回り便の2つの運行経路で、祝祭日と日曜日、年末年始を除く月曜日から土曜日まで、1日各5便を運行しているところであります。

循環バスの運行における課題についてであります。現行のバスは導入から10年以上が経過し、走行距離も50万キロを超えていることから、頻繁に車両の修繕等の対応を行っており、今後も法定点検時や車検時における不具合への修理対応に加え、突発的な故障等に対応するための費用がかさむことが懸念されるところでございます。

また、運行面では、各停留所や運行ルートが自宅から距離があり、利用することが難しいといった一部の住民の方からの声があるほか、運行事業者からは、ドライバーの確保に苦慮しているところのお話もお聞きしているところであります。

こうした状況を踏まえまして、現在運行ルートの見直しも考慮する中、より効率的で利便性も向上する運用となるよう、現在のマイクロバス方式も含め、14人乗り、あるいは10人乗りワンボックス車などの乗車定員数による車両の規格も含めた更新を検討しているところであります。

この新たな車両の導入に向けた事前準備といたしまして、最適な乗車定員数を把握するため、現在運行事業者の協力を得ながら、全ての便に対してバス停留所ごとの乗降人数調査を実施しているところであり、車両規格を決定するにあたり、検討材料の一つにしたいと考えております。

新車両の運行時期といたしましては、現在、中之条地区において、新複合施設の整備が進められておりますが、この新たな施設の供用が開始されることにより、町内における人の流れの変化も想定されることから、運行ルートの検討も含め、新複合施設の駐車場等を含めた外構整備の完了が予定されている、令和10年度以降を見込んでいるところでございます。

また、バリアフリー車両の導入につきましては、高齢者や子どもの乗り降りを容易とするため、乗降口に段差がなく、車内に入るとそのままフラットに、床と一体となっている、低床設計としたノンステップバスが、都市部の路線バスとして最も一般的であるとお聞きしているところであります。

しかしながら、坂道が多い当町のような地形条件では、ノンステップバスは適さないため、現在、町で運行中の循環バスの車両につきましては、ワンステップバスと言われる、乗降口から車

内床面までのステップが1段だけのバリアフリー車両を採用したという経過がございます。

また、車内への車椅子スペースの設置といったバリアフリー対策につきましても、国土交通省が定める標準仕様として、車椅子移動部分の通路幅を80センチ以上確保しなければならないなど、ある程度大型の車両でないと対応が難しい面もあり、町内においては運行可能な路線が制限されてしまうことも懸念されるところであります。

このような状況の中、どのようなバリアフリー車両が最適であるか、県内外の自治体の導入状況も研究する中で、運行事業者とも協議し、総合的に検討してまいりたいと考えているところであります。

最後に、複数の移動手段が相互に補完し合う地域公共交通体系の構築についてのご質問ですが、高齢者をはじめとする移動に制約がある方などが、ご自身の日常生活に合わせて、循環バスやデマンド交通などの移動手段の中から、その時々で利用しやすいものを選択できるようになることで、移動における待ち時間の短縮や利用料金が安く済むなど、利便性の向上が期待できるものと考えているところであります。

しなの鉄道をはじめ、循環バスとデマンド交通乗り合いタクシーにつきましては、当町の地域公共交通にとって大変重要であると認識しており、これらの交通手段がさらに連携を深め、相乗効果が発揮できるよう、中心市街地である坂城駅に加え、新複合施設を地域公共交通の結節点と位置づける中、運行ルートへの検討も含めた総合的な運行形態について、町の地域公共交通会議や地域交通利用促進協議会、運行事業者とも協議する中で、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、町民や利用者の皆様からのご意見、ご要望をお聞きする中で、より利便性の高い地域公共交通の構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

**商工農林課長（北村君）** 私からは、この公共交通利用促進についてのご質問のうち、駅前広場や駅周辺でのイベントの集客や往来を増やすための工夫についてお答えいたします。

町の玄関口であるしなの鉄道坂城駅周辺は、かつて北国街道の宿場町として栄え、今なお、往時の面影を残す建造物や鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、全国から鉄道ファンが集まる169系電車など、観光資源が集積しております。

これまで町や町商工会、株式会社まちづくり坂城や町内の団体等で組織する実行委員会が主体となり、坂城駅周辺を拠点に様々なイベントを開催し、多くの方にご参加いただいております。

令和7年度では、6月1日に坂城駅前多目的広場にて、坂城駅前葡萄酒祭2025を開催し、町内外のワイナリーなど35店舗が出店し、約2,800名の来場者にワインやコンサートで楽しんでいただけたとともに、坂城駅とばら祭り期間中のさかき千曲川バラ公園を結ぶシャトルバスを運行し、バラについても楽しんでいただきました。

10月18日には、ONSEN・ガストロノミーウォーキング in さかきを開催し、坂城駅からびんぐし湯さん館までの約9キロのコースを、自然や景観、街並みを楽しみながら巡っていただき、当町の途中のガストロノミーポイントでは、おしぼりうどんやおやき、ワインなど、坂城町ならではの味を堪能していただきました。また、参加者135名のうち約4割の方は、しなの鉄道を利用していただきました。

さらに10月25日には、坂城駅前多目的広場を主会場に、169系電車保存会会員やしなの鉄道株式会社をはじめとする交通事業者などのご協力の下、鉄道フェスタを開催し、鉄道グッズの販売や運転シミュレーター体験、飲食ブースなど大勢の方に楽しんでいただきました。

このほかにも、8月には、坂城駅前・横町・立町通りにおいて町民まつり坂城どんどん、10月には、B. I プラザ駐車場においてのど自慢大会、12月から1月にかけて、坂城駅前イルミネーションの点灯、そして現在、坂木宿ふるさと歴史館と鉄の展示館において、坂城のお雛さま展を開催中であり、年間を通して観光客や住民の皆さんに楽しんでいただけるイベントや展示会を開催しております。

こうした行政などが運営主体となるイベントに加え、民間の有志による新たな動きも生まれてきております。昨年夏以降、町内の音楽愛好家などが企画し、コミュニティセンターのホールや駐車場で実施した音楽と食のイベントや、坂城神社境内を活用したイベントなどが開催され、坂城駅周辺のにぎわいの創出につながっています。

今後の集客や往来を増やすための取組、工夫の考えといたしましては、坂城駅前葡萄酒祭や町民まつり坂城どんどん、169系電車を活用したイベントなどを継続していくとともに、今年9月上旬から11月中旬にかけて、鉄の展示館で開催を計画しております秋の特別展「源清麿と山浦一門展」では、人気オンラインゲームとのコラボレーション企画を行う方向で準備を進めております。

この取組により、初めて坂城町を訪れる方が大勢来館されることも見込まれることから、坂城駅周辺のみならず、町内の他の観光施設などにも訪れていただいたり、また再度訪れたいと思っただけのような企画等についても検討してまいりたいと考えております。

今後も、町商工会や株式会社まちづくり坂城、しなの鉄道などの関係機関やイベントを企画する民間団体と連携を図り、坂城駅周辺でのイベントの積極的な開催や開催支援を行うことで、坂城駅周辺のさらなる集客と往来の増加につながる取組を推進してまいりたいと考えております。

**4番（水出君）** 担当課長より答弁いただきました。特にS u i c aの導入は、単に改札にまつわる鉄道社側の改善のみならず、本当に利用者に大きな効果があります。私も自分で体験して、地元にはS u i c aがなかったんで、都内にしか行く用というのがあまり今はなくなっちゃって、つつい都内に行ったときに使ってみたんですけど、本当に切符を買う手間、小銭を探したり、切符がどこか行っちゃうとか、そんなストレスがなく買えるということで、非常に便利だな

と感じました。

それで、この辺で使えるようになるということは、高齢者も障がい者の方も、やっぱり小銭を財布から出したり、切符を買ったりするって非常に大変なことです。それが使えるようになるということは、非常に効果が大きいのかなと思っております。

それとあと、Suicaのユーザーの方が、やっぱり坂城町を訪れたときに、商店街やらタクシーやらバスとか、みんな使えるってことは、非常にその辺も便利だなというところなんで、本当に商業の拡大に寄与することだなと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

それとあとハード面で、テクノセンター駅にエレベーターの関係なんですけど、やっぱりSuicaを使えることによって、改札が両側に設置できるってことは、非常にバリアフリーの環境が整えば、非常に身障者の方、高齢者の方、助かることだなと思います。

特にテクノセンターっていうのは、やっぱり工業の町のテクノなんて名前ついてるだけに、大手企業さんも訪れる駅ですんで、そこにエレベーターがないとか、そういうのは非常に何か言ってることとやってることがっていうギャップを感じる、外部のお客様もいるのかなというところもあります。その辺も含めて前向きに、本当に早い時期に、できるだけ後期実施計画の中で実現できるように進めていただきたいなと思っております。

あとイベントについては、本当にいろいろ増えてきまして、昨年も私も顔を出すのに忙しいぐらい、イベントが多かったなと思って、いいことだなと思っております。それで特に、やっぱり民間主導の方が企画してイベントを開催するって、非常にそれぞれ町民がやる気出てくると思うんです。

ですから、あんまり行政が全部おんぶにだっこで、全部手を出すんじゃなく、支援して、できるだけ町民や民間の方を企画しやすくしてあげる、そんなところを導いていただけるように、また支援のほうを期待しておきます。

それとあと、公共交通の交通体系の中で、鉄道からデマンド、あと循環バス含めて、やっぱりこれから新複合施設というのは非常に大きな拠点になるのかなと思います。やっぱり後期高齢含めて、車の運転がなくなるということは、非常に車社会の我々からすると大変なことだと思うんです。本当に不自由だと思います。

そのところが、やっぱり自分たちが車を運転した並みに、移動する手段が割と近づいたものがあるというところが、やっぱり非常に大切なことだなと思うんで、そこに近づけるのは難しいことなんですけど、近づけさせようとする行政の意思、それは非常に大切なことだなと思うんで、そんなことでやっていただいて、新複合施設自身は、コミュニティの場として提供して、そこに高齢者の方やら、コミュニティづくりがより盛んになるように、そこを拠点として医療機関に通ったり銀行に通ったり、買物に行ったりということもできる。そんな姿がターミナルみたいになってくると非常にいいのかなと思いますけど、そんなことの利便性もイメージしながらつくってい

ただければなと思っております。

以上、いろいろこれから過去5年、変わっていくことを大いに期待して、私の一切の質問を終わらせていただきます。

**議長（中嶋君）** 以上で、通告がありました6名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前11時44分～再開 午後 1時30分)

**議長（中嶋君）** 再開いたします。

---

**議長（中嶋君）** 続いて、日程第2「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」以下7件の議案については、全て、去る3月2日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第3号 坂城町手話言語条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第4号 坂城町積立基金条例の一部を改正する条例について」

**議長（中嶋君）** これより質疑に入ります。

**2番（大日向君）** 1点お願いします。別表に定める観光振興に要する費用の財源に充てるとあるんですけども、どんな活用が考えられるのでしょうか。

**商工農林課長（北村君）** こちらの基金の質問についてお答えいたします。

こちらは、坂城町宿泊税交付金基金ですが、長野県が今年の6月1日以後の宿泊から対象とする宿泊税を財源とする交付金を原資に基金を設置するものであります。

また、3年間の基金積み立てが認められておまして、例えば令和8年度で活用できなかった交付金は、基金に積むことにより、令和10年度まで活用できる仕組みとなっております。

活用につきましては、8年度当初予算において、令和9年に実施されますJRと長野県、県内市町村等で組織する実行委員会が主体となって行います信州デスティネーションキャンペーンの準備経費の令和8年度分の負担金に活用する計画で予算計上させていただいております。また、その残額につきましては、積立金として予算計上させていただいております。

交付金に係る県の説明会が昨年11月と2月とありまして、やっとここに来て、この交付金の全貌が把握できたところでありまして、この信州DCの負担金以外は決まっておりますが、交付金の趣旨に沿いまして、今後活用方法の検討を進めるとともに、他市町村とも連携する中で、町の観光振興が図れる取組、観光客の増加、満足度、利便性の向上につながる事業に充当してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第5号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） これは国民健康保険に子育て支援の支援金分を上乗せして徴収するという制度で、そういう形の条例改正ということでいいんでしょうか。確認のためお聞きいたします。

失礼いたしました。議案第5号ということですね。申し訳ございません。失礼いたしました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「議案第6号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

13番（大森君） 先ほどは大変失礼いたしました。この国民健康保険条例改正についてですが、子ども・子育て支援の支援金を徴収するという条例改正ということによろしいでしょうか。確認のため質問いたします。

収納対策推進幹（北沢君） そのとおりで、こちらの条例については税の料率等決めるものでございます。

議長（中嶋君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございませぬ。これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

13番（大森君） 議案第6号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の討論を行います。

この条例一部改正は、子育て支援金を国保で徴収するというものであります。国民健康保険は社会保険制度の一つであり、年金や介護、雇用、労災と同じように、病気や高齢、失業、労働災害など、自らのリスクに対し保険料を出し合って支え合っている制度であります。

しかし、社会福祉分野である子ども・子育て支援のための子ども支援金を制度の違う医療保険に導入して徴収する。このことは、社会保険制度の根幹にも関わる重大な問題であると考えます。よって、この条例改正には私は反対をする立場であります。どうか皆さんのご支持を得られるようよろしくお願いいたします。

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおりに決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定をいたします。

よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。

「質疑、討論終結（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎日程第6「議案第7号 坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第8号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第9号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について」

議長（中嶋君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いをいたします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して、質疑されますようお願いをいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

9番（山城君） 1点だけお伺いいたします。

ページ数は15ページ、款16財産収入、項1財産運用収入の、すみません、ふるさと寄附金のところになりますが、こちら減額となっておりますけど、こちらの今後の見通しと、あと今後の対応、対策の点についてお伺いいたします。

以上です。

企画調整係長（宮原君） ページ、15ページ、款17寄附金、項1寄附金、7総務費寄附金、ふるさと寄附金の見通しと今後の取組はということについてお答えしたいと思います。

ふるさと納税額の見通しにつきましては、令和6年度実績及び7年度の実績を参考に、令和8年度予算を8千万円として計上したところでございます。

次に、今後の取組につきましてですが、生産農家や町内事業所とのつながりを持つ農協や商工会と連携いたしまして、魅力的な返礼品の種類及び提供量の拡充を図り、また、町の認知度の向上に取り組むとともに、寄附者の皆さんにまた選びたいと感じていただけるよう、返礼品の充実と町の魅力を幅広く発信していきたいというふう考えているところでございます。

**議長（中嶋君）** ほかに質疑はございますか。

**10番（衿津さん）** 1点お願いします。ページが11ページです。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金の地域未来交付金についてですが、こちらは、令和6年デジタル田園都市国家構想交付金、令和7年が新しい地域経済生活環境創生交付金から地域未来交付金に変わってると思うんですが、この変わった点と用途等に変更はあるのか教えてください。

**DX推進室長（瀬下君）** ページ、11ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金、節1企画費補助金の地域未来交付金（デジタル実装型）123万7千円のご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、計上しました地域未来交付金につきましては、これまでのデジタル田園都市国家構想交付金、昨年度の新しい地域経済生活環境創生交付金、こちらを経まして制度が再編されたものでございます。いずれの交付金につきましても、デジタル技術、こちらを活用して地域課題の解決を図るといった基本的な趣旨、こちらは共通しておりますけれども、制度の変遷に伴いまして、幾つかの点で内容が変わってきております。

当初のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、自治体内におけますDXの推進、こちらを進めるため、他の自治体で既に確立されました優良なデジタルサービス、こちらを導入する、いわゆる横展開を中心とした制度でございました。次の新しい地域経済生活環境創生交付金、こちらにつきましては地方創生2.0、こちらの理念の下、デジタル分野も含めました地域経済の活性化、それから生活環境の改善、こちらを包括的に支援する制度へと発展いたしましたところでございます。

そして、今回の地域未来交付金、こちらでございますけれども、従来からの変更点といたしまして、自治体内におけますデジタル化、こちらが国の想定よりも大分進んできたといったところがございまして、単に住民サービスにおけるシステム導入だけではなく、住民に直接的にサービスを利用して裨益を実感できる仕組みであることが、要件の中でより明確化されたところでございます。単に住民等にメリットがあるといったことだけではなくて、導入したシステム等を住民が直接利用する中で直接的な裨益がもたらされる必要が生じたといったところになっております。

また、交付金の対象となります内容といたしましては、基本的に当初から変わっておりません。システム構築に係る当初の費用が主となっております。また、補助対象の事業費の規模でございまして、これまで下限はございませんでしたけれども、今回の地域未来交付金から1事業当たり100万円以上と変更されたところでございますけれども、補助率に関しましては、一般

的なものにつきまして、事業費の2分の1であるといったことなどについては、これまでと変更  
ございません。

議長（中嶋君） ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 特にないようですので、これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。質疑はございますか。

4番（水出君） 4件についてお願いいたします。

初めに、30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費、節14工事請負費、  
金額71万5千円、防犯灯工事についてです。

まず、会の招集挨拶で町長よりもお話もありましたけれど、LED化を進めるということで、  
来年度末までに行うというお話でありました。それで、まず町の防犯灯をこれからLED化する  
工事件数、こちら何件あるのか。それと、この71万5千円の内訳についての説明をお願いします。

それと、もう一つが蛍光管の在庫、LED化にすると、役場で在庫している未使用の蛍光管も  
余ることがあるのかなという感じがあるんですけども、その残管の処分方法等についてお答え  
お願いいたします。

続きまして、41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費。それで、  
41ページの説明欄に関係するんですけど、遠隔手話通訳システム負担費及び手話奉仕員養成講  
座負担金のところに関係する質問になりますけれども、先ほど採決されましたけど、手話言語条  
例が制定されると、公的場面に手話通訳等のサービスの増加が見込まれると思うんですけど  
も、予算への影響や見込み状況、その辺についてお答えお願いいたします。

それと、次が94ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費。こちらのほうは予  
算に計上してる内容じゃなくて質問で恐縮なんですけれども、現在、教育施設のトイレの洋式化  
が今進められております。それで、図書館というのは非常に今高齢者やら、それとあと、2階で  
は特に日曜日なんかは小さなお子様向けにいろいろな催しをされておるんですけども、そうい  
ったことで非常に洋式化にトイレを早めにしていただきたいと思ひまして、できるだけ優先持っ  
て次計画になっているのか、ちょっと確認したく、その次の計画についてお聞かせいただけるよ  
うでしたらお答えお願いいたします。

それと、最後4番目です。95ページから96ページになります。款10教育費、項4社会教  
育費、目4文化財保護費、それで、文化財保護一般経費になります。96ページの説明欄で修繕  
料に該当する話かとは思ひなんですけれども、14万円ですね。今、町内に教育文化課と書かれた  
史跡等の案内板があるんですけども、割と字がかすれて読めない状況のものを見受けします。  
町では今デジタル化も推進されていて、町内の案内マップとか非常に分かりやすいものが出てき

ておりまして、ああいったところから見て、外部から来る方がやっぱりその場所に行ったときに、案内板がちょっと見えないような状況というのは、非常にやっぱり町のサービスとしてもちょっと寂しいものがあるのかなと思ひまして、この辺については積極的にできるだけ早くまとめて交換して、デジタルマップと併せて確認できるようにはしていただきたいと思ひまして、この修繕料14万円については、今回何基か更新の予定があるのかどうか含めてお答えをお願いします。

以上でございます。お願いします。

**住民環境課長（山下君）** 最初に、30ページ、款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費の防犯灯工事71万5千円のご質問に対してお答えいたします。

最初に、防犯灯のLED化の対象ということでございますが、町内におきましては、令和7年度で防犯灯総数が1,643、そのうちLED化されたものが252ありますので、残り蛍光灯、白熱灯、水銀灯合わせて1,391基がLEDの工事の対象となります。

今回、こちら71万5千円で上がっております工事費は、このLED化の対象ではなくて、例年、町単工事ということで各区から要望を取りまとめて、その中でこの71万5千円の予算の範囲内で各区の要望を対応するものであり、今回につきましては7区の対応を考えており、内容につきましては、防犯灯の新設もしくは器具等の交換を対象として考えております。

また、蛍光管の在庫についてでございますが、全てLED化になれば、蛍光管につきましては防犯灯で使う必要がありませんが、蛍光灯につきましては製造も中止になるということですので、当町に残っております蛍光管につきましては、直ちに処分するというのではなく、有効利用を考えて保管のほうを考えていきたいと考えております。

以上です。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 予算書41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の地域生活支援事業の中の手話に関するご質問にお答えいたします。

手話言語条例の制定に当たりましては、手話の普及・理解促進として、町のイベント等において手話に触れる機会を増やしていきたいと考えております。

手話に関する予算といたしましては、これまでも遠隔手話通訳システムの使用料に係る負担金と、手話の活動や需要が増えることへの備えとして、千曲市と合同で開催する手話奉仕員養成講座への負担金であります。条例制定に際し、町が主催する行事等における手話通訳者の配置が見込まれることから、手話通訳者等への謝礼として、説明欄にあります講師等謝礼の中に予算を確保しており、例年ですと1回程度の予算計上でありましたが、令和8年度におきましては3回ほどを予定し、予算を見込んでおります。

**教育文化課長（細田さん）** 予算書94ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費のうち、図書館一般経費に係る図書館のトイレの洋式化の計画について、まずお答えいたします。

図書館のトイレにつきましては、1階と2階の多目的トイレが洋式となっております、こちらのほうをご利用いただいている状況であります。教育施設のトイレの洋式化につきましては、順次進めてきておりまして、図書館についても近くに新複合施設の建設が予定され、来館者数の増加も期待されるところでありますので、トイレの洋式化につきましては、実施計画等に加える中で進めていきたいと考えております。

続きまして、95ページです。目、文化財保護費、文化財保護一般経費で96ページの修繕料の内容ですけれども、こちらにつきましては、公用車の車検等に係る修繕費のほか、施設備品等の突発的な軽微な修繕費を計上しております。

ご質問にありました史跡等の案内看板につきましては、順次計画的に進めておりまして、昨年度は御厨社古墳と中之条陣屋について修繕のほうを行いました。令和8年度については、予算計上はされていない状況でありますけれども、緊急性等を考慮しながら、必要であれば補正予算で要望していきたいと考えております。

また、先ほど議員さんからも紹介ありましたけれども、史跡等の情報を簡単に取得できるデジタルマップを令和6年度に整備いたしました。坂城町のホームページからも閲覧できます。こちらのほうも短期間で修正等が可能ということで、こちらのほうも活用いただけるよう周知してまいりたいと思います。

**4番（水出君）** 今、答弁ありまして、最初の質問の住民環境課の担当課長よりご説明ありました防犯灯工事についてですけれども、71万5千円で、それで新設と交換が今7基ほどあるということで、例年ですと区長さんからの要望でできるもの、できないものがあつたかと思うんですけれども、今回LED化にするということで、全てにおいて対応になるという見込みでよいのかどうかお答えお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問でございますが、今回予定しております7区分につきましては、灯部について交換の場合については、全てLEDということで対応を考えております。

**議長（中嶋君）** 水出議員、終わりでよろしいですか。

**4番（水出君）** はい。

**議長（中嶋君）** 了解いたしました。ほかに歳出の質疑はございますか。

**7番（星君）** 2点ほどお願いいたします。ページ、33ページ、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳、目1戸籍住民基本台帳、戸籍住民基本台帳5、753万3千円、マイナンバーカードの交付率は。

もう一点、ページ、81ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、消火栓工事負担金920万、予定件数、また予定場所をお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** 最初に、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台

帳費の中のマイナンバーカードの交付率ということでございますが、こちらにつきましては、令和8年2月28日現在でございます。この交付率におきましては、死亡と廃止等によります数も含まれておりますが、現在のところ99.78%となっております。

それから続きまして、款9消防費、項1消防費、目3の消防施設費の消火栓工事の負担金につきまして、予定件数は、今回、老朽化や不具合によります改修が4件、それから道路拡幅に伴う移設が1件ということで、全5件を予定しております。場所につきましては、金井地区、中之条地区、坂城地区、村上地区ということで各1か所ずつということで対応しております。

また、今回予定しておりますもののほかに、消防団によります水利点検等で不具合等が見つかり緊急性がある場合には、急遽そちらに対応ということも柔軟に考えていくということで予定してございます。

以上です。

**議長（中嶋君）** ほかにどうですか。質疑はございますか。

**8番（玉川君）** 3点お願いします。予算書37ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、これの民生委員活動費交付金、これの1人当たりの金額について。

次に、38ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、これのシニアクラブ補助金が106万円あります。これの補助対象件数、そして現在のシニアクラブの活動状況。

最後になりますが、43から44ページ、款3民生費、目1社会福祉費、目7高齢者対策費、高齢者対策費、入所判定委員会の説明をお願いいたします。構成員、人数などです。それと、入所対象人数と1人当たりの予算について説明をお願いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、民生委員会の活動費交付金についてでございますけれども、民生委員・児童委員が地域で行う相談、訪問、見守り、関係機関との連絡調整などの活動に伴い必要となる交通費や通信費など実費的な経費について、委員の活動を支えるために交付するものでありまして、県からの活動交付金を受け、1人当たり年約6万円を交付しております。

続きまして、老人福祉費のうちシニアクラブについてのご質問でありますけれども、シニアクラブにつきましては、それぞれの地域で会員同士の交流や健康づくり、生きがいつくり、地域貢献につながる活動を行っており、現在活動するクラブは9つのクラブ、それと、新たに立ち上がるクラブ1つのクラブを含めまして補助件数を見込んでおります。

主な活動状況でございますけれども、クラブごとに多様で、軽スポーツなどで体を動かす取組のほか、お花見ですとか忘年会などの食事会、行事を通じた交流の場づくりも行われております。さらに、地域のボランティアとして草刈りや公民館清掃など身近な環境整備に取り組むクラブも多く、各クラブが目的に応じ工夫されながら、高齢者の皆さんが楽しく集い、つながりを保てる

場となるよう活動していただいている状況であります。

続きまして、予算書43ページの目7高齢者対策費でございます。高齢者対策費、こちらでございますけれども、長野広域連合会で運営する養護老人ホームは、環境や経済的理由により居宅における養護が困難な高齢者が入居する施設で、入所につきましては、その必要性や適否を公正・適正に判断するため、入所判定委員会を設けております。委員の構成といたしましては、保健所長、精神科医、養護老人ホーム所長、市町村の福祉課長及び地域包括支援センター所長の5名で、本人の心身の状況、生活環境、身体体制等を総合的に確認した上で入所の可否について審査を行っております。

また、入所対象者につきましては、11人を予算で見込んでおりますが、入所措置費は高齢者の障がいや介護の状況等により異なりまして、平均では1人当たり月16万円ほどを見込んでおります。

**8番（玉川君）** お答えありがとうございました。シニアクラブなんですけど、現在9クラブ、新たに立ち上がるのが1クラブあるというお話でしたが、今準備中ということなんですか、新しいクラブというのは。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

令和8年度の予算といたしますと、現在活動しているクラブが9クラブ、それに今後新たに立ち上がるクラブを1クラブ見込みましてということですので、現在準備しているという段階ではございません。

**議長（中嶋君）** ほかに質疑ございますか。

**13番（大森君）** 1点だけお願いしたいと思います。

ページ28ページの款2項1目7広報広聴費の中のホームページの点ですけども、今回新しいホームページに変更になりました。これ古いホームページの掲載されたものが全部移行するのはいつ頃になるのか。

そして、もう一点が、その旧ホームページの閲覧できるようにできないのか。これリンクを貼っていただけないのかなというふうに思うんです。旧ホームページの掲載されたのが新しいホームページに全部移動できた後、それは削除すればいいわけで、ぜひお願いしたい。というのはですね、いろいろと資料を調べたいと思ったんですが、例規集がまだ更新されていないんですよ。だから非常に困りました。この例規集を確認しながらやりたいと思ったけども、それが出てこないということがあります。そういう点で、新しいホームページはいつまでに完成できるのか。そして古い、旧ホームページをリンクとして閲覧できるようにしてほしいということですが、それについていかがでしょうか。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいまご質問いただきました28ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7広報広聴費の中の広報発行事業の中にごございますホームページの管理関係の

経費でございます。

ご指摘いただきました今年度ホームページリニューアルに関しまして、3月2日から一般公開のほうを既に行っているという状況でございます。

それと併せまして、旧来のホームページ、こちらにつきましては、クラウドのサーバーが今月いっぱい閉鎖されるということでもあります。ですので、この3月中移行期間ということでもありますので、今ご指摘のありました例規等、その他まだ落ちがあるようであれば、今月中に移行を早期に進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

**13番（大森君）** 今月中で閉鎖されちゃうということなんですが、これ費用を払って1か月延長するとか、そういう方法はできないんですか。これはまだまだ全部移行できてないんですよね。他の点もあったんですが、ちょっとメモしてなかったんですけども、そういう点では全部移行した時点で閉鎖するというので、移行を早くしていただくということだと思うんですよ。ぜひそれはリンクを貼ってやっていただきたいと思うんですが。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、基本的にそういった漏れと、これらのような事前のホームページにあった掲載内容が一部まだ欠落しているものがあるような場合は、今月中に全て移行させるということでもありますので、その点ご理解いただければと思っております。全部移行しますので、よろしく願いいたします。

**議長（中嶋君）** 大森議員、2回までですので申し訳ないが、よろしいですか。はい、了解しました。

ほかはどうでしょうか、皆さん。質疑。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 進行の声がでございます。これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ございますか。

（異議なしの声あり）

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款

7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項を社会文教常任委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

---

◎日程第10「議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしという声がございます。異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第11「議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

8番（玉川君） 1点伺います。

介護保険の基金残高、これについて教えてください。

福祉健康課長（鳴海さん） 8年度の介護保険の予算についてのご質問にお答えいたします。

ただいま基金残高についてのご質問でございましたが、令和7年度の2月末時点の基金につきましては——すみません、ちょっと時間をいただきたいと思えます。すみません。

議長（中嶋君） それでは暫時休憩。

（休憩 午後 2時27分～再開 午後 2時34分）

議長（中嶋君） お待たせをいたしました。再開いたします。

福祉健康課長（鳴海さん） 大変貴重なお時間をいただき申し訳ありません。

介護保険事業の基金残高でございますけれども、令和8年2月末時点において4億5,241万8千円でございます。

議長（中嶋君） よろしいですね。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第12「議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしの声がございます。異議なしと認めて、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

---

◎日程第13「議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（中嶋君） これより総括質疑に入ります。

質疑は収入支出一括して行います。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 進行の声がございます。これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第9「議案第10号」から日程第13「議案第14号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から3月18日までの7日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありますか。

(異議なしの声あり)

**議長(中嶋君)** 異議なしと認め、よって、明日12日から3月18日までの7日間は、休会とすることに決定をいたしました。

今回は、3月19日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

(散会 午後 2時39分)

## 3月19日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 中 嶋 登 君   | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃   | 大日向 進 也 君 | 9 〃   | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 10 〃  | 祢 津 明 子 君 |
| 4 〃   | 水 出 康 成 君 | 11 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 5 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 12 〃  | 滝 沢 幸 映 君 |
| 6 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 13 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 7 〃   | 星 哲 夫 君   |       |           |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |     |
|-----------------|-----------|-----|
| 町 長             | 山 村       | 弘 君 |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一   | 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭   | 君   |
| 総 務 課 長         | 竹 内 祐 一   | 君   |
| 企 画 政 策 課 長     | 長 崎 麻 子   | 君   |
| 会 計 管 理 者       | 竹 内 優 子   | 君   |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律   | 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子   | 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 北 村 一 朗   | 君   |
| 建 設 課 長         | 高 橋 卓 也   | 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 細 田 美 香   | 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 北 沢 明     | 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 | 君   |
| D X 推 進 室 長     | 瀬 下 幸 二   | 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶   | 君   |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博   | 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博   | 君   |
| 財 政 係 長         | 宮 原 卓     | 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 原 卓     | 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 川 島 徳 夫   | 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 川 島 徳 夫   | 君   |
| 子 ども 支 援 室 長    | 橋 本 直 紀   | 君   |
4. 職務のため出席した者
- |             |         |     |
|-------------|---------|-----|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋     | 勉 君 |
| 議 会 書 記     | 井 上 敬 子 | 君   |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 4 議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について
- 追加第 1 議案第15号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について
- 追加第 2 議案第16号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について
- 追加第 3 議案第17号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ  
いて
- 追加第 4 議案第18号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について
- 追加第 5 議案第19号 令和7年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）につい  
て
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（中嶋君）** おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**議長（中嶋君）** 日程第1「議案第10号」以下、日程第5「議案第14号」までは、いずれも去る3月11日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

---

◎日程第1「議案第10号 令和8年度坂城町一般会計予算について」

**議長（中嶋君）** 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

**総務産業常任委員長（玉川君）** 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総

務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月12日、13日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査に当たっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、企画政策課長、会計管理者、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、DX推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

#### <歳入>

- 個人住民税、法人住民税について、前年比増額の根拠は。
- △ 個人住民税は、令和7年中の所得により令和8年度課税となる。県の毎月勤労統計調査等を参考として見込んだ。法人町民税は、町の四半期調査、県の財政状況調査等のほか、上場企業においては四半期ごとの経営報告を参考として見込んだ。
- 軽自動車税環境性能割減額の根拠は。
- △ 環境性能割の制度は、令和7年度で終了となるが、2月、3月分が令和8年度での収入となるため計上した。
- ガソリン税の暫定税率廃止により、町における単年度の影響は。また、長期的な見通しは。
- △ 地方揮発油譲与税について、暫定税率の廃止により暫定税率分の200万円の減額を見込んでいるが、令和8年度においては、地方特例交付金で減収分の全額が補填される。9年度以降の財源については見通せない状況である。
- 総務費国庫補助金の減額理由は。
- △ 総務費国庫補助金については、7年度の自治体システムの標準化に係る補助金の交付分、また自治体統合アプリ導入等の完了に伴い事業費が減少することによる。

#### <歳出>

##### (総務課)

- バス借上料を町全体で960万円程度計上しているが、町としてバスを所有する意向は。
- △ 町バスの老朽化により更新方法を検討する中で、バスを所有することで発生する燃料費や運転手への委託料、メンテナンス費用などが大幅に削減されることから、令和7年度は都度借上げ方式にて運用を行った。今年度の実績を受け、令和8年度中に検証を行い今後の方針を決定する。年間計画で見込んでいなかった突発的な需要にも対応できるよう予算計上している。

- 職員採用試験の見込みは。
- △ 採用試験の受験者30名を見込み、委託料を計上している。
- 衆議院議員総選挙での当日投票時間短縮の効果は。またトラブルなどはあったか。
- △ 投票率低下などの影響もなく、有権者への開票結果の報告を早めることができた。また、時間を短縮したことによるトラブル等は寄せられていない。
- 期日前投票所の増設など新たな取組への考えは。
- △ 期日前投票所の増設については、対応する職員及び立会人等の確保やシステム上の問題などから困難であるとする。新たな取組としては、既存の期日前投票所のスペースや導線について検討したいと考えている。
- 長期債利子について、利率の状況は。
- △ 利率については、借入当時のものや10年ごとの利率の見直し時点のものなど、現在返済中の金利は、最低0.002%から2%程度のもので様々である。令和8年度予算の計上は、総務省の概算要求時での数値である2.6%を参考に見込んでいるが、昨今の長期金利の上昇で先行きは不透明であるため、金利の動向に注視している。

(会計室)

- 派出業務手数料の内容は。
- △ 指定金融機関から1名が常駐し、町の公金収納業務等を行っている。委託金額は年間165万円である。

(企画政策課)

- 企画政策推進経費の移住定住促進事業補助金及びU I J ターン就業・創業移住支援金の見込み件数は。
- △ 移住定住促進事業補助金は、1件あたり10万円の補助で、35件分を見込んでいる。U I J ターン就業・創業移住支援金は、大人2人と18歳未満の子ども1人の世帯1件分を見込んでいる。
- 温泉施設維持補修工事の内容は。
- △ 工事の内容は、湯さん館の照明機器のLED化工事、非常用発電設備の更新、男風呂ろ過機のオーバーホール工事が主なものである。
- スマートエネルギー設備設置補助金の内容は。
- △ 補助金の内容は、住宅用太陽光発電システムは1キロワットあたり1万5千円で、最大出力10キロワット未満、家庭用定置型蓄電システムは、設置経費の3分の1以内で上限額が20万円、電気自動車等受給電設備は、設置経費の10分の1以内で上限が10万円、家庭用エネルギー管理システムは、設置経費の3分の1以内で上限額が5万円、電気自動車は、購入経費の10分の1以内で上限が10万円である。

- 電算費のソフトウェア使用料が、令和7年度と比較して1千万円以上の減額となっているが、その理由は。
  - △ 自治体システムの標準化に伴い、利用するガバメントクラウドの利用料は、毎月の使用料に応じた従量制であり、また、海外企業のクラウドシステムであるため、為替の影響による変動がある。令和7年度は、制度開始当初で予算額の見込みが難しかったが、令和8年度は、7年度の実績を踏まえて予算計上した結果、減額となった。
- 女性相談員の相談体制は。
  - △ 女性相談員は2名で、年3回相談日を設けている。
- 人権同和推進一般経費の人権政策確立支援事業補助金の内容は。
  - △ 人権擁護政策確立に向けた取組や、あらゆる差別の撤廃を目指し、人権に関する理解を深めるための取組などに対する補助金である。
- さかきワイン文化推進事業の内容は。
  - △ 千曲川ワインバレー特区連絡協議会の広域連携に係る事業負担金及び坂城駅前葡萄酒祭開催に係る補助金である。
- 防災行政無線（同報系）管理事業について、設備修繕工事の内容は。
  - △ びんぐしの里公園の定点カメラが落雷の影響により故障しているため、更新するための工事費である。
- （商工農林課）
- テクノハート坂城協同組合の主な活動は。
  - △ 企業の人材確保支援を主に行っており、合同企業説明会の開催や町内企業の採用担当者と大学の就職担当者との情報交換会、坂城高校、坂城中学校の職業教育に関するコーディネートなどに取り組んでいる。
- 勤労者総合福祉センターの施設改修工事の内容は。
  - △ エレベーターの更新工事を行うもので、工事は、9月上旬に開催されるセンター祭が終了した後を予定し、センターでの作業期間は2か月程度を見込んでいる。
- 有害鳥獣対策について、門扉が設置できない道路や河川での対策は。
  - △ 侵入防止柵が設置できない河川や門扉が設置できない道路では侵入防止柵の折り返しによる対策を行っているが、それでも侵入してくる有害獣に対しては、センサーにより有害獣を感知し音や光を発生させて追い払う対策も行っている。幅員が広い道路ではセンサーも届かないため別な対策が必要となる。県や業者にも相談し、効果的な対策を研究していきたい。
- 鹿の個体数が増加していると感じるが、個体数の把握はどのように行っているか。また、町の対策は。
  - △ 県が主体となって鹿の個体数を調査しており、増加傾向である。また、坂城町でも鹿による農

業被害が増加していることから、対策として、8年度では猟友会への委託費を増額し、鹿駆除に対する報奨金の対象頭数を増やすなどの取組を考えている。

- 猟友会の会員数は、若手が増加してきていると聞いているが育成方法は。
- △ 猟友会の会員数は現在21名であるが、会員数はここ数年横ばい状況である。高齢の方で狩猟免許を返納する方もおられるが、新たな会員は比較的若い方が多く、全体的に若返りが図られつつある。若手の育成については、猟友会全員で春に巻狩りを行うなど、ベテランと若手が交流する中で技術の継承に努めている。
- ワインぶどう産地化補助金を活用して栽培されたワイナリーについて出荷先の制約はあるか。また、現在の生産者数と栽培面積は。
- △ 補助金を活用して栽培されたワイナリーの出荷先については町内の醸造所に限定している。現在、町内に3名の生産者があり、栽培面積の合計は4.4ヘクタールである。なお、今年の春より生産者が1名増加する見込みである。
- 8年度に森林環境整備事業の意向調査と整備を行う場所は。
- △ 意向調査は3林班北日名地区の森林と48林班網掛地区の森林所有者に行う予定であり、森林整備については、13林班御所沢地区の森林と43林班小網地区の森林で行う予定である。
- 出展補助金について、8年度の展示会への共同出展、出展支援の計画は。
- △ 坂城町出品者協会において、主に製造業企業に対して行う展示会への出展希望に関するアンケート調査の結果を踏まえ決定している。7月に東京ビッグサイトで開催される機械要素技術展については、日本最大級のものづくりの展示会であり、出展企業の商談のみならず、坂城町のPRにもつながることから出展する方向で考えている。
- 坂城テクノセンターの試験機器整備補助金の内容は。
- △ 8年度では金属3Dプリンターの保守管理、三次元測定器など各種検査機器の校正点検に加え、町内企業の要望を踏まえ、卓上走査電子顕微鏡の購入を予定している。
- 鉄の展示館で開催される企画展や特別展などの展示会の内容について、どのように決定しているか。
- △ 毎年12月に鉄の展示館協議会を開催し、刀匠や有識者の皆さんからご意見をお聞きし決定している。

(建設課)

- 来年度以降の水道事業広域化協議会の協議内容は。
- △ 令和7年11月に基本計画が合意され決定となったことから、当面は重要協議事項3項目の協議・検討と並行して、組織や職員、業務運営、施設整備、財政運営など具体的な事業内容を定める事業計画(案)策定の検討を進めていく。
- 水道新設補助金の内容は。

- △ 対象箇所が、坂城神社北側の大宮団地の8件が対象で、全体の工事費の見積額が現状で830万円であり、県営水道普及促進補助金要綱により補助金の対象額は工事費の2分の1以内で、受益者1名につき50万円を限度とすることが定められており、1件あたりに係る費用が100万円を超えていることから、限度額50万円の8件で400万円を計上している。
- 国土強靱化地域計画策定内容及び委託先は。
- △ 令和4年度に策定した現行計画が、令和8年度をもって5年間の計画期間を終了することから、次期計画の策定業務を委託するものである。災害に対する町の強靱性を高めるため、ハード・ソフト両面において、国の基本計画等の内容を反映しながら見直しを行う考えである。委託先については新年度選定を行う予定である。
- A01号線の今後の整備予定は。
- △ A01号線の金井工区は、未整備区間の道路改良工事を発注し、令和8年度に事業完了を予定している。保地工区は、用地買収済み箇所から順次施工を行い、新たに4件の用地買収を予定している。また新たな工区として大口工区の実施計画を行う予定である。
- 昭和橋の完了の用途は。
- △ 昭和橋は例年同様アーチ部の補修工のほか、照明設備やライトアップ設置工事を行い、令和8年度中の完了を予定している。
- 町内の橋梁数と点検計画は。
- △ 町内の橋梁数は157橋であり、跨線橋2橋と町内110橋の橋梁点検を予定している。
- 空き家バンク利用促進補助金の内容は。
- △ 空き家バンク登録物件を対象に、定住を目的として行う改修について50万円、家財の撤去について10万円を限度に補助金を交付するものであり、それぞれ3件程度を見込んでいる。
- 公園管理一般経費のうち、遊具整備等工事の内容は。また、新たな遊具の導入についての考えは。
- △ びんぐしの里公園ローラー滑り台の老朽化したローラー交換の経費を計上している。また、町で管理する公園の遊具については毎年点検を実施しており、点検結果に基づく修繕等を行うほか、今後新たな遊具の導入も検討する。
- 地籍調査業務について進捗状況及び令和8年度の調査地域と委託先は。
- △ 町の地籍調査計画面積12.52平方キロメートルのうち、完了面積は7.96平方キロメートルであり、進捗率は63.57%である。また、来年度は南日名地区の一部である坂城12区の調査を行う予定であり、委託先は入札により決定する。
- 南条小学校に設置するマンホールトイレの設置場所と基数は。
- △ 体育館とプール間の通路に設置し、整備済みの2校と同様に、多目的用1基、女性用2基、男性用2基の合計5基である。

(議会事務局)

○ 主権者教育の計画は。

△ 令和7年度に引き続き、小中学生へ人気漫画のキャラクターが登場する「議会の主権者教育リーフレット」の配布を計画している。また、新成人への配布も併せて計画している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

**議長(中嶋君)** ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

**議長(中嶋君)** 進行の声がございます。これにて総務産業常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長(山城君)** これより社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費のうち項2小学校費中、目1小学校総務費の中の災害用マンホールトイレ整備事業を除く教育費の各事項について、3月12日及び3月13日の2日間にわたり、委員全員の出席の下、委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員としまして住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、生涯学習推進幹、子ども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、各担当係長の出席を求め、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

○ 防犯灯のLED化について、債務負担行為が設定されているが、その理由は。

△ 供用開始に向けて、準備期間として令和8年度は防犯灯の改修工事を行う。令和9年度から

10年間がリース対象となるため、11年間の債務負担行為を設定している。

- リース契約中及びリース契約後の保守は。
- △ リース期間中の保守は、防犯灯の灯部がリース保守対象となっており、リース契約後は、町に所有権が移管されるため、町が修繕をしていく。
- LED化することによる町全体の電気料の想定は。
- △ 電気料はLED化することにより、約3分の1になると想定している。
- 特殊詐欺に対する町の啓発活動は。
- △ 年金支給日に銀行に出向いて、最新の詐欺被害手口のビラを配っている。今後は、長野県警のライポリス等のアプリの周知も行っていく。
- 戸籍住民基本台帳費の電算委託料を前年度より減額した理由は。
- △ 戸籍システムの標準化に伴うシステム改修が終了したためである。
- 令和9年度から開始するプラスチック資源の回収の方法及び地元説明会の時期は。
- △ 可燃ごみと同等サイズの専用指定袋にプラスチック製容器包装及び製品プラスチックを入れ、可燃・不燃ごみ収集所に出す形を予定している。地区説明会については、6月以降に実施を予定している。
- 空き家対策の活動はどのようなものがあるか。
- △ 住民からの相談があれば都度、現地を確認している。そのほか、固定資産税の納税通知と一緒に空き家・空き地の適正管理と空き家バンクの周知チラシを配布し、毎年度末に協議会を開催している。
- 犬猫のふん尿公害予防に関する飼い主のマナー向上の啓発は。
- △ 防災行政無線等や広報で啓発を行うほか、看板配布やボランティア団体と連携し、公害防止に努めている。
- 消防団の詰所で女子トイレがないところはあるか。
- △ 女性消防団員がいるのは第2分団、第4分団、ラップ分団で、トイレがないのは第4分団のみであり、令和8年度設置予定である。今後はほかの詰所も整備していく。
- 婦人消防隊の活動内容は。
- △ 婦人消防隊の活動について、過去は初期消火を担っていたが、現在は予防消防、災害時の後方支援を担っている。また、年末に高齢者世帯を訪問して、火災予防啓発活動を行っている。

(福祉健康課)

- 住民税非課税世帯等エアコン設置費助成事業の経費の内訳は。
- △ 事業実施に係る事務費として、消耗品や印刷製本費、口座振込に係る手数料のほか、エアコン設置補助金として523万2千円を計上している。
- 高齢者補聴器購入助成事業補助金の補助上限額と申請見込み件数は。

- △ 補助上限額は3万円で、30件を見込んでいる。
- 介護予防施設管理等運営事業の施設等改修工事について、工事と工期は。
- △ 施設のLED化工事を行うもので、工期は2か月を予定している。部分的に改修を進めるため、ふれあいセンターの休館は行わない予定である。
- 障害者計画等策定事業について、計画策定の委託先と策定の流れは。
- △ 障がい福祉に関する法改正や町の現状・課題を踏まえて計画を作成するため、実績等を考慮し業者選定を行う。また、策定の流れについては、国から示される基本指針や現計画の目標達成状況のほか、町内の障がい者等へ実施するアンケート結果を踏まえ、10月頃から策定委員会において協議を行っていく。
- 緊急通報のシステム使用料と仕組みは。
- △ 緊急通報時のあんしん電話に係る使用料を町が負担している。仕組みとして、24時間対応の健康相談に加え、緊急時は状況を確認した上で管理会社が自宅へ駆けつけ対応している。
- 新規事業、妊婦のRSウイルス感染症と幼児のおたふく風邪の予防接種の予算計上した人数は。
- △ 現状の年間出生数から、いずれも60名分を計上している。
- 産後ケア事業の自己負担額の状況は。
- △ 新年度から住民税課税世帯の方の自己負担額について、訪問型と通所型は利用額を3割から2割に変更し、さらに短期入所型、訪問型、通所型の1回あたりの自己負担額から2,500円の減額を5回まで利用できるよう軽減を実施していく。

(教育文化課)

- 広域入所負担金の内訳は。また、受託はあるか。
- △ 上田市の保育所へ1名の委託を予定している。受託の予定はない。
- 給食調理業務委託の状況は。
- △ 委託料については3園分を保育園総務費に一括計上している。各園の調理員は、南条保育園4名、坂城保育園3名、村上保育園3名で全員調理師免許を保有している。
- 各保育園の研修会等負担金の予算額の違いは。
- △ 各園の保育士人数の違いによるもののほか、坂城保育園には関東ブロック保育研究大会参加負担金を一括で計上している。
- 保育園においてDX化は進んでいるか。
- △ 坂城保育園では、園児の写真を保護者に配布する方法について、保護者が自由に購入できるアプリを利用する仕組みとし、保育士及び保護者の負担軽減となった。来年度、南条保育園と村上保育園でも実施する予定としている。
- 児童館運営費の施設等改修工事の内容は。
- △ 坂城児童館、村上児童館の照明のLED化改修工事を予定している。

- 子育て支援センター事業について、ブックスタート事業とセカンドブック事業の内容は。
- △ ブックスタート事業は、7か月健診時に図書館司書と子育て支援センター職員が選んだ絵本を2冊プレゼントする事業で、セカンドブック事業は、3歳児健診時に同様に選ばれた絵本を1冊プレゼントする事業である。
- 妊婦支援給付金の内容は。
- △ 全ての妊婦を対象に、産前産後期間の妊娠による負担を軽減し、妊婦と子どもの健やかな成長を支援するものである。妊娠届出時に妊婦1人あたり5万円、出産後に子ども1人あたり5万円を給付する。
- 就労支援コーディネーター補助金の内容は。
- △ 求人情報など町内の企業に精通するテクノハート坂城協同組合が実施する就労支援コーディネーター業務に対し補助金を交付するものである。坂城高校や特別支援学校への求人情報の提供や意見交換、職場体験のあっせんを行っているほか、中学生を対象に就労を意識した面談及び研修を実施している。
- 給食費補助金のうち、食物アレルギー補助金対象者の見込みは。
- △ 令和8年度は、給食の全停止について中学生3名、小学生3名。一部停止は中学生5名、小学生25名分を見込んでいる。
- 小中学生国際交流事業について、国際交流ホームステイ受入れ校の選定経過と受入れ時期はいつか。
- △ 坂城中学生が海外派遣研修の際に授業体験をしているプレシディオ中学校から申入れがあった。受入れ時期は令和8年6月6日から6月9日を予定し、17名の受入れに向けて小中学校の児童生徒の家族に募集を行っている。
- 私立幼稚園補助事業について、幼稚園等副食費補助金の対象者は。
- △ 副食費を徴収しないこととした幼稚園等に通う町内在住の児童を対象としている。
- 教育DX推進事業の情報通信機器等保守の内容は。
- △ クロームブックやサーバー、ネットワークなどGIGAスクールに関する機器等の保守のほか、校務用端末の保守等が主な内容である。
- 教育DX推進事業のクラウドデバイスコントロールの内容は。
- △ サイトの閲覧制限や端末の利用時間の制限などを可能とするシステムで、児童生徒が安全に使用できる環境を整備することを目的としている。
- 小中学校のLED更新事業の債務負担行為の理由と今後のスケジュールは。
- △ 更新による費用負担を平準化するため10年間のリースとし、リース期間中の支出予算を担保するために債務負担行為を本議会に上程している。4月中に入札を行い、夏休み中に町内小中学校全ての更新を予定している。

- 令和8年度の就学援助費の支給見込みの人数は。
- △ 南条小学校12名、坂城小学校13名、村上小学校10名、坂城中学校31名を見込んでいる。
- 分館施設整備補助事業の内容は。
- △ 入横尾分館のエアコン設置工事、泉分館の照明器具LED化工事、戌久保分館の屋根塗装工事、御所沢分館の照明器具LED化工事、日名沢分館のエアコン設置工事、上五明分館の畳張り替え工事の計6分館の補助を予定しているものである。
- 図書購入の状況は。
- △ 令和7年度は、令和8年1月末現在で、一般図書915冊、児童図書879冊、郷土資料10冊、紙芝居33冊の合計1,837冊を購入している。
- 埋蔵文化財発掘調査事業の重機等借上料の内容は。
- △ 発掘調査時のオペレーターの人件費を含むバックホウの借上料である。
- 体育施設用地借上料の内容は。
- △ 上五明地籍の坂城町運動公園の地権者34名分の地代借用料である。
- 給食センターでの地域の食材の使用状況は。
- △ 坂城町産の食材については、地元農家より、ニンジン、キャベツ、ダイコン、ねぎみ大根、カブ、トマト、ズッキーニなどを仕入れている。また、肉類は、県内産約13%、野菜類は県内産約22%の使用となっている状況である。
- 米を地元の農家から仕入れることは可能か。
- △ 個人の農家から仕入れる場合、翌年度の米価格を決定することが難しく、安定した供給量の確保が困難であるため、米の加工賃も含め、年間で契約を結ぶことによって、安定した供給量と供給額で米飯を提供している長野県学校給食会と今後も引き続き契約を行う。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告とします。

**議長（中嶋君）** ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 進行の声がございます。これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りをいたします。ただいま提出された議案を日程に追加したいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（中嶋君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

では、引き続きこれより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（中嶋君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大日向君） 議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をします。

坂城町の令和8年度当初予算につきましては、8年度からスタートする「坂城町第6次長期総合計画後期基本計画」によるまちづくりを基本に、ウェルビーイングの実現とSDGsの達成、デジタル変革への取組の視点を踏まえつつ、6つの基本目標を重点に予算が計上され、前年度対比7.5%増の80億6千万円の予算規模となっています。

それでは討論に入ります。

我が国の経済は、各種の経済報告から緩やかながら持ち直しの動きが続いているとのことでありますが、長期化するウクライナや中東地域をめぐる情勢に加え、今月には、アメリカとイスラエルがイランに対して軍事攻撃を開始し、国際情勢は緊迫化した状況であり、さらなる原油高や物価高を引き起こすおそれもあるため、日本経済への影響が危惧されるところであります。

坂城町は言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ、町の税金にも大きな影響を与える可能性があります。国内外の経済動向や社会情勢に一層の注視を払いつつ、施策を実行していただきたいと思っております。

まず、歳入であります。町税全体では前年度対比7.0%増の約29億9千万円が予算計上されています。

増収の主な要因となっている法人町民税は、前年度に対し1億1千万円の増額で、これは町内企業の業績などを見込んでの計上であると考えますが、先ほども申し上げましたとおり、世界の経済動向については、リスク要因もあり先行きが不透明な状況がありますので、企業活動などの状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点から、収納未済額の縮減に向けては厳正な対応をいただくよう一層の取組をお願いするところであります。

国・県の支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新複合施設建設事業に係る補助金などが計上され、特定財源の確保に努められています。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金については、魅力ある返礼品のさらなる充実を図り、より多くの寄附がいただけるような、さらなる取組をお願いします。

次に、歳出についてであります。

老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援や図書館機能を併せ持つ新複合施設建設事業では、基本構想、基本設計及び実施設計を経て、いよいよ8年度から着工に向け、建設工事等の予算が計上されております。子どもや高齢者に限らず、多世代が気軽に交流して、生きがいを持つ、まちの居場所となる施設を望むところであります。

また、8年度は、環境に配慮した取組として、小中学校や、びんぐし湯さん館、鉄の展示館など町内公共施設における照明設備をLEDに更新する予算が計上され、エネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減が期待できます。

子育て支援の取組では、小中学校の学校給食費の無償化を継続するとともに、RSウイルス感染症やおたふく風邪の予防接種に係る費用を助成し、感染症予防や経済的負担の軽減が図られています。

生活基盤の整備については、継続事業のA01号線などの道路改良事業や、昭和橋などの橋梁修繕事業等に係る予算が計上されており、各事業の推進を期待するところであります。

また、県道坂城インター線先線の一部が開通したことで、テクノさかき工業団地への行き来が便利となりましたが、引き続き、国道18号バイパス坂城町区間整備や県道坂城インター線先線整備についても、関係機関への要望活動等、事業促進に向けた積極的な取組をお願いします。

このほか、移住・定住施策、障がい者などの福祉施策、部活動の地域移行や、外国語指導講師・支援員の配置など充実した教育施策等の予算が計上されており、行政の継続性にも配慮されたものとなっています。

これらの事業を着実に実行され、町の最上位計画である第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」につながる各施策の推進を願いまして、私は議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算」に賛成します。

**議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 進行の声がございます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**8番（玉川君）** 私は、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」、賛成の立場から討論をします。

令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする、坂城町第6次長期総合計画後期基本計画を町政運営の基本として、「笑顔があふれ、誰もが生き生きと輝くことができる社会」の実現を目指して、町民の要望を実現して、安心、安全、快適な生活を町民に届け、心身の健康だけでなく、人とのつながりや安心、自己実現など、社会的にも満たされた状態を高めていくウェルビーイングの取組を進め、町民一人一人がこの町で暮らしてよかったと感じられる、幸せを実感できるまちづくり、そのための予算にしたと町長から招集の挨拶がありました。

予算案の主な内容について見ていきますと、歳入歳出予算額は80億6千万円、前年度の当初予算比でプラス7.5%、5億6千万円の増額です。

歳入については、自主財源の主要な財源である町民税について、個人町民税は、令和7年長野県毎月勤労統計調査等による雇用の推移、賃金上昇等を加味し、前年度比プラス8.1%、6千万円の増額、法人町民税は、アメリカの通商政策、円安等による物価高の影響等により先行きは不透明であるが、一昨年来、業績が好調に推移している企業も多いことから、前年度比プラス18.3%、1億1千万円の増額を見込み、町民税全体では、前年度比プラス12.7%、1億7千万円増の15億1,360万円を計上しています。

繰入金については、財政調整基金から約4億6,070万円、減債基金から8千万円、ふるさとまちづくり基金から約8,153万円、坂城町保健福祉等複合施設整備基金から約5億9,810万円、そのほかからの繰入れで、一般財源、特定財源を合わせて前年度比プラス49.5%、4億4,541万3千円増の13億4,568万4千円を計上しています。

歳出の個別の施策では、施設整備関連で、新複合施設建設事業では、第1期工事として、開発、土木、本体工事、周辺道路の整備等の事業費として7億6,224万1千円、災害用マンホールトイレ整備事業として、南条小学校への設置工事に1,850万円、橋梁修繕事業として、8年度完了となる昭和橋橋梁修繕工事を含む事業などに1億8,900万円、道路改良事業（A01号線）として、町道A01号線の金井地区、保地地区、大口地区について9,964万4千円、教育施設の整備では、坂城小学校のトイレの洋式化を含む小学校総務一般経費に7,350万3千円。

福祉及び人権関連では、予防接種事業として、予防接種についての新たな施策となる、妊婦の方を対象とするRSウイルス感染症ワクチン接種の無料化、1歳の幼児を対象とした、おたふく風邪任意予防接種費用についての助成制度を含む事業などに5,902万5千円、住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業として、長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象とするエアコン設置費に対する助成事業に5,279万円、高齢者補聴器購入助成事業補助金、町単独で昨年開始しましたが、聴覚障がいの方への障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の中程度難聴程度の方への補助制度に90万円、子ども医療費給付事業として、子どもの医療費

自己負担分の助成、窓口負担の無料化に4,400万円、犯罪被害者等日常生活支援助成金として60万円。

子育て・教育関連では、保育園一般経費として、保育園の3歳児未満の保育料軽減、3歳児以上の保育園副食費無償化予算を含む経費に3億8,786万9千円、私立幼稚園補助事業に、副食費を徴収しない幼稚園等への副食費補助事業を含む、私立幼稚園補助事業に6,980万円、乳幼児健診事業として、新生児聴覚検査の助成や、令和8年4月からの利用者の自己負担軽減のための産後ケア事業拡充などを含む事業に1,552万9千円、子育て支援金事業として、妊婦支援給付金、2年目となるベビーシッター利用支援補助金などを含む事業に637万3千円、教育DX推進事業として、小中学校の学習用端末の更新などを含む事業に5,771万8千円、小中学生国際交流事業に中学生海外派遣補助金に920万円。

そのほかとして、新地区、新町区で設置予定の有害獣侵入防止柵などの資材費1,047万5千円及び施設設置事業補助80万円を含む有害鳥獣対策事業に1,546万9千円など、新規事業も含め幅広い施策で、町民の要望に応じていく予算となっています。

終わりに、毎回繰り返し、恐縮ですが、一部予算への要望をさせていただきます。

解放団体補助は100万円となっており昨年と同額です。解放同盟については、ほかの運動団体と同様に扱うようにして、この補助金はやめるべきと考えます。

松枯れ対策について、千曲市や上田市、松本市では空中散布を中止しています。ヨーロッパの欧州委員会では、ネオニコチノイド系の農薬のうち、新たにチアクロプリドの使用を禁止しています。国内の動きでは、農水省でも農薬取締法を改正し、認可されている農薬についても再治験を課しています。疑わしくは実施しないという立場に立ち、町も中止の方向で検討していただきたいと思います。

エアコン設置補助についてですが、国と県の補助で設置しただけで終わりとせず、必要ときに使えるように、町独自の支援を考えてほしいと思います。

消費税に係るインボイス制度で、免税事業者からの仕入れに対する経過措置は、現在80%控除から、26年10月から50%、29年10月からは0%になるため、取引先からインボイス発行の要求が強まります。町民の暮らしを守り、中小零細企業を育成するための施策を強めてください。

町単補助事業が長期化している箇所が幾つもあります。区によっては、何年も同じ事業を申請することになります。地域の住環境整備のためにも町単補助事業費を増額していただきたいと思っています。

以上、最後に要望をして、議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」、賛成討論とします。

**議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(中嶋君) 進行の声がごぞいます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(「進行」の声あり)

議長(中嶋君) これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号「令和8年度坂城町一般会計予算について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中嶋君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第2「議案第11号 令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長(中嶋君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(山城君) それでは、国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長及び担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 県支出金の減額理由は。

△ 県支出金の歳入見込みは、歳出の医療費等に係る療養給付費と連動するもので、被保険者の減少等に伴い医療費の減少が見込まれるものである。

○ 被保険者の減少理由は。

△ 後期高齢者医療への移行と併せ、社会保険の適用拡大によるものである。

<歳出>

○ 高額療養費200万円減額の理由は。

△ 減額要因としては、全体的な医療費の減少に伴い、高額療養費も減少傾向にある。

○ 国民健康保険の被保険者数と1人あたりの医療費は。

△ 令和8年2月末で1,599世帯、2,328人で、1人あたり医療費は、令和6年度確定値で41万4,412円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって、原案のとおり可決することに決定い

たしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

**議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 進行の声がございます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

**13番（大森君）** 私は、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対討論を行います。

医療には、負担と給付が一体として成り立っています。社会保険は、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労働保険があります。そのうち医療保険には、協会けんぽ、組合健保、共済組合、船員保険などの職域分野の被用者保険と、行政が行う国民健康保険、後期高齢者医療保険となっており、一定の割合で保険税あるいは保険料として負担をしております。

国保の加入者は、近年では自営業者は大幅に減少し、定年退職した人などの高齢者で年金生活の方が多くを占めております。さらに、フリーランス、非正規労働者、アルバイト、パート、失業された方など所得の低い方の多くが加入しておられます。また、年金生活者でも国民年金の方は月額7万608円で、年額の満額でも約85万円の収入となります。

新年度の税率を決める資料では、加入世帯数は全体で1,617世帯、うち所得階層別では、100万円未満が680世帯、200万未満世帯は370世帯で、この2つの階層の合計では65%を占めています。

先日、国保条例の改正案が審議され可決しました。町国保特別会計予算案は、その条例の料率に基づいて国保税の額が決まります。子ども支援分が負担増となるため、基金を3割投入して医療分、支援分、介護分を据え置き、激減緩和措置を行いました。しかし、子ども支援金は次年度以降も年々増加していきます。いつまで激減緩和はできるのでしょうか。打ち出の小づちはあるのでしょうか。

保険料率で示された国保税の合計額は、応能割の所得割が現行の11.85%から0.22%増えて12.7%になります。また、応益割の均等割3万9,200円が700円増えて3万9,900円に、平等割が3万9,100円から800円上がって3万9,900円となります。毎年負担が重くのしかかってきます。子育て世帯に対しては、18歳未満の子に対して全額免除の措置が取られます。この点は、かねてより私どもが主張してきたことが実現したことになります。

階層別の年間の負担額は、100万円未満世帯は、今よりも874円上がって4万6,041円、200万円未満の世帯では、3,031円増の14万4,461円、このあとも、

300万、400万というランクがあるんですが、最上の600万円以上の所得階層では、これまでの負担の1万3,427円の増額となります。しかし、1千万円や2千万円などとどんなに所得があっても、負担は変わりません。税というのであれば、累進課税にすべきであります。

医療給付の点では、2025年6月、自民、公明、維新による「今後の社会保障改革の方向性について」として決定しています。

今国会に提出されている予算案の医療分野では、1つは、現役世代の負担軽減のためとして、国民医療費を年間4兆円を削減する。

2つ目には、全国の病院ベッドを11万床を削減し、医療費で1兆円を削減する。

3つ目には、医者から処方される薬の一部がOTC類似薬、これは77成分で1,100品目と言われております。このOTC類似薬として価格の4分の1にあたる額を、特別料金という名の下で患者から徴収するというものであります。これが国会で通れば、保険医療の窓口負担が3割の場合、薬代の負担は5割に跳ね上がることになります。

4つ目には、高額療養費の再検討です。高額療養費制度は、石破首相が2025年の通常国会に負担増の案を提出しました。患者、当事者の皆さんの運動と国民世論によって、予算修正、負担増凍結に追い込まれております。

我が議会においても、高額療養費の自己負担上限額を引き上げないことを求める意見書を採択し、国に提出。国民世論の声を国に働きかけました。

国の予算案では、今年8月と来年8月の2段階で、所得に応じて、70歳未満では7%から38%に引き上げ、年収700万円の方は、現在の月額約8万円から約11万円と38%増になります。70歳以上の人の高額な外来医療費に上限を設ける外来特例では、年収200万円から370万円の方は、現在の月額1万8千円が2万8千円と増額になります。

このように、国による医療保険制度の改悪と医療体制の縮小で、国保税を納めても医療にはつながらなくなる人が出てくることは明白であります。これでは、国民皆保険制度の崩壊に進んでいくことになります。

町職員の中には、「国がやっていることなので、町でどうこうできるものではない」と、いろんな職員から言われます。地方公共団体、地方自治体の第一の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本としています。国の施策が町民にとって不利なのか、あるいは害悪なのか、このように思われる点については、国に意見を述べるべきであります。

議会も、先ほど述べたように、町民世論を、意見を聞き、そして国に意見書として提出をしているわけであります。「仕方がない」ではなく、積極的に意見を述べるべきです。

このことを強く求めて、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対の討論といたします。

**議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

**5番（宮入君）** 私は、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う地域保険として、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たし、地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきました。

一方、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などを背景とした医療費の増大など、健全な財政運営を維持・確保していく上で大きな課題となったため、都道府県が財政運営の責任主体となり、効率的な事業の確保と制度の安定化が図られることになりました。

町におきましては、地域住民と身近な関係にあることから、被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業として、生活習慣病対策の発症予防と重症化予防の推進に加え、医療費の削減、給付の適正化など積極的に実施しており、加入者の健康増進に向けた取組をしております。

また、保険税に関しましては、財政基盤の強化と安定的な運営を図るため、各市町村の所得水準や医療費水準に応じて、県が算定する国保事業費納付金を賄うための税率設定が求められております。令和8年度においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに子ども・子育て支援金制度が開始されることから、被保険者の減少は見込まれるものの、税率の改正は避けられない状況にあります。

このような中、県の示す標準保険料率を踏まえ、加入者の負担緩和を計り、所得の低い方への軽減となるよう、国民健康保険基金の繰入れを行う税率改正とするなど、将来的な保険料統一を見据えた配慮もなされています。

徴収に関しましては、税収確保と負担の公平化に向けて、個別相談や納税相談の実施、年間を通じての滞納整理など、大変ご苦勞をいただいております。保険税の適正徴収は、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたします次第であります。

将来的な国保運営の県統一の仕組みに向け、さらなる健全な財政運営と保健事業の充実、そして、適切な保険税の賦課徴収等による、安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、議案第11号「令和8年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の賛成討論といたします。

**議長（中嶋君）** 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

**議長（中嶋君）** これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

(「はい」の声あり)

議長(中嶋君) 押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

(電子採決 賛成者多数)

議長(中嶋君) 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第3「議案第12号 令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長(中嶋君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(山城君) それでは、介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月12日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 予算額が前年度比約9千万円の増額理由は。

△ 高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者数が増加し、必要な介護保険サービス給付費の増加を見込む予算計上とした。

<歳出>

○ 認定審査事業のうち、長野広域連合負担金の増額理由は。

△ 国のシステム標準化が令和9年4月開始とされており、令和8年度にシステム改修を予定している。また、介護認定審査に係る市町村負担と実績割が含まれている。

○ 介護認定の申請から結果までの流れは。

△ 本人または家族からの申請を受け、調査員が自宅等を訪問し、心身等の状況について調査(日常生活動作、認知機能、行動障害、社会生活への適応等)を行い、同時に主治医意見書の作成を医療機関へ依頼する。その後、認定調査の結果と意見書を合わせて一次判定を行い、長野広域連合で行う介護認定審査会において、一次判定の結果と主治医意見書を総合的に審査し、介護度判定となるものである。申請から決定までは、原則として30日となっている。

○ 認定調査は本人の様子から判断するのか。

△ 本人の状態に加え、日常生活を把握する家族やケアマネージャーからの聞き取りも行っている。

○ 地域密着型介護サービス給付費の増加理由と町内事業所の数は。

△ 地域密着型は、利用定員も少なく、地域にある通いやすい事業所であることから、サービス給付費の増加を見込んでいる。また、認知症の診断を受けた方が利用する認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や、認知症対応型通所介護の利用が増えている状況である。町内には7事

業所がある。

○ 居宅介護住宅改修費について基準はあるのか。また上限額は。

△ 居宅における生活を継続するために必要な改修を行うもので、要介護認定者が利用でき、上限額は20万円である。

○ 高額介護サービス費の内容は。

△ 介護保険を利用し、1か月に支払った介護サービス自己負担の合計額が、利用者等の所得段階に応じて上限額を超えた場合に、申請により支給するものである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第12号「令和8年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告とします。

**議長（中嶋君）** 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第13号 令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

**議長（中嶋君）** 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

**社会文教常任委員長（山城君）** それでは、後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算」について3月12日の委員会において説明員として、福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 後期高齢者医療保険の増額理由は。

△ 長野県後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、被保険者数の増加及び令和8年度から開始する子ども・子育て支援金制度の導入により増額となっている。

<歳出>

○ 後期高齢者医療広域連合納付金の増額理由は。

△ 被保険者数の増加に伴い保険料及び低所得者等に対して行う保険料軽減対象人数の増加による保険基盤安定負担金の増額が要因である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「令和8年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告とします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

---

◎日程第5「議案第14号 令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」

議長（中嶋君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（玉川君） 坂城町下水道事業会計の審査報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」、3月13日の委員会において説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要について報告いたします。

<歳入歳出一括>

○ 令和8年度に予定している工事箇所は。

△ 葛尾組合及び坂城インター工業団地周辺及び南条保地地区の町道A01号線の拡幅部を予定している。

○ 下水道使用料収入の減少理由は。

△ 人口減少及び節水機器の普及によるものだと考えられる。

○ 下水道事業費用の管渠費の委託料の内容は。

△ 管渠等耐震詳細診断、マンホールポンプ保守点検、管路点検の業務を予定している。

○ 古い管路の改修予定は。

△ 当町は、平成5年に事業着手したこともあり、耐用年数を経過した管路が存在しないため、先行して耐震化を実施し、後に管路の改修を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「令和8年度坂城町下水道事業会計予算について」、全員の賛成をもって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（中嶋君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

議長（中嶋君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時48分～再開 午後 1時30分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第15号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」から

追加日程第5「議案第19号 令和7年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（中嶋君）** 朗読が終わりました。提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第15号から19号まで、ご説明申し上げます。

まず、議案第15号「令和7年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,784万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億5,998万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしまして、町税4億99万5千円、地方消費税交付金8,170万9千円、地方交付税1億3,945万3千円をそれぞれ増額し、児童手当負担金などの国庫支出金5,327万1千円、財政調整基金からの繰入金3億1,903万8千円、町債2,490万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉管理事業292万円、障がい児通所等支援事業260万円、農産物加工施設管理費255万1千円、中小企業対策事業784万9千円、減債基金への積立金1,930万7千円、保健福祉等複合施設整備基金への積立金4億5,025万7千円をそれぞれ増額し、総務一般経費2,778万5千円、児童手当4,391万円、保育園一般経費1,984万4千円、A01号線道路改良事業2,658万4千円をそれぞれ減額するとともに、歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、さかきの暮らし応援券事業及びA01号線道路改良事業などについて、令和8年度に事業繰越をするものであります。

次に、議案第16号「令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,515万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億187万3千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、保険給付費返還金等362万8千円を増額し、県支出金2,800万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、県交付金返還金399万9千円を増額し、保険給付費2,800万円を減額するものであります。

次に、議案第17号「令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,570万9千円を増額し、歳入歳出予

算の総額を14億5,018万6千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金509万3千円、支払基金交付金400万7千円、県支出金785万2千円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容につきましては、地域支援事業費431万9千円を減額する一方、要介護認定者の増加に伴う介護保険サービスの利用状況に応じて、保険給付費1,276万円、基金積立金775万5千円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第18号「令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,189万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億877万円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1,544万円を増額し、繰入金354万6千円を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、総務費89万1千円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金1,278万5千円を増額するものであります。

最後に、議案第19号「令和7年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入を1,108万6千円増額し、5億9,984万6千円、収益的支出を447万8千円減額し、5億5,269万1千円、資本的収入を6,220万5千円減額し、1億8,759万5千円、資本的支出を6,933万4千円減額し、4億5,291万6千円とするものであります。

収益的収入の主な内容といたしましては、下水道使用料39万円を減額し、雑収益1,164万7千円を増額するものであります。

一方、収益的支出の主な内容といたしましては、流域下水道管理運営費負担金277万円、支払利息及び企業債取扱諸費用220万円をそれぞれ減額するものであります。

また、資本的収入の主な内容といたしましては、建設改良等企業債4,690万円、国庫補助金1,827万円をそれぞれ減額し、受益者負担金296万5千円を増額するものであります。

一方、資本的支出の主な内容といたしましては、補助事業建設改良費3,814万円、単独事業建設改良費1,980万8千円、流域下水道建設負担金613万6千円、建設改良等企業債償還金510万円をそれぞれ減額するものであります。

以上、よろしくご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中嶋君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 1時44分～再開 午後 1時54分）

議長（中嶋君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第15号 令和7年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（中嶋君） これより質疑に入ります。

9番（山城君） 1点だけお願いします。24ページ、款3民生費、項2児童福祉費で目7村上保育園費の説明のところの施設等備品、こちらほかの保育園と比べてちょっと額が多いんで、この41万4千円の理由の説明をお願いします。

子ども支援室長（橋本君） 補正予算書24ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目7村上保育園費のうち、節17備品購入費の41万4千円の増額につきましては、放送用のポータブルアンテナに不具合が生じていることから、これを更新するものに係る経費、また令和8年度、6か月児を受け入れるにあたり、ベビーベッドの購入をする経費についてに係るものでございます。

2番（大日向君） 2点お願いします。19ページ、款3項1目1、坂城町保健福祉等の施設整備基金、これ残高がどのくらいになるのでしょうか。

それと、25ページ、款4項1目2、予防費の予防接種事業、麻疹等予防接種800万円減となっていますが、この理由について説明をお願いします。

福祉健康課長（鳴海さん） 補正予算19ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の社会福祉一般経費のうち、坂城町保健福祉等複合施設整備基金についてでございますけれども、こちらは、保健福祉等の複合施設の整備に要する費用に財源を充てるためのもので、この3月補正で4億5,025万7千円を積立てし、補正後の残高は約19億4,590万円とするものであります。

保健センター所長（川島君） 補正予算書25ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、予防接種事業の麻疹等予防接種委託料800万円の減額についてであります。こちらは、予防接種を実施しております医療機関への委託料でございます。

減額の理由といたしましては、当初の予算額に比べまして接種される方が少ない見込みのためでございます。主に減額するものといたしまして、本年度から始まりました带状疱疹、高齢者の新型コロナ、子宮頸がんでございます。

13番（大森君） 29ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の説明のところで、保証料補給金ということなんですが、これ何件のものを含んでいるのか。これについてお尋ねしたいと思います。

もう一点、31ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費のうち、説明で道路等改良工事が900万円減額になっているんですが、これどこの部分でどうする工事だったのか、それがなぜ減額になったのかについて説明をお願いします。

商工農林課長（北村君） ご質問にお答えします。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の中の中小企業対策事業保証料補給金800万円の

増額に関しまして、ご質問にお答えします。

こちらにつきましては、制度資金の利用が増加しているということで、この3月末までの支払い30件分を見込みまして補正予算の計上をさせていただいたところでございます。

**建設課長（高橋君）** 補正予算書31ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費の道路改良事業A01号線の部分につきまして、道路改良工事900万円の減額の理由でございますけれども、こちら工区としては金井工区になります。

金井工区につきましては、令和7年度に工事を着手の予定だったところが、地権者の方の承諾を得るのに時間を要したということで、令和8年度に事業着手することといたしました。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「議案第16号 令和7年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「議案第17号 令和7年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「議案第18号 令和7年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「議案第19号 令和7年度坂城町下水道事業会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第6「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（中嶋君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりでございます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（中嶋君）** 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の委員会継続

審査、調査とすることに決定をいたしました。

---

**議長（中嶋君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶がございます。

**町長（山村君）** 令和8年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月2日に開会されました本定例会は、本日までの18日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました、人事案件、専決処分の報告、広域連合規約の変更、条例の制定及び一部改正、令和8年度の一般会計・特別会計・下水道事業会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました、令和7年度一般会計・特別会計・下水道事業会計の補正予算と、全ての議案について原案どおりご決定を賜りました。ありがとうございます。

さて、国際社会に目を向けますと、アメリカとイランを巡る緊張の高まりを背景に、中東地域の情勢は不安定さを増しており、エネルギー輸送の要衝であるホルムズ海峡の動向が世界経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

こうした状況の中、原油価格は上昇傾向にあり、国内においてもガソリン価格の急騰が見られるなど、エネルギーコストの増加が企業活動や住民生活へ影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

国におきましては、エネルギー供給の安定確保と価格高騰への対応として、石油備蓄の放出や補助金の再開などの対策が進められており、今後の経済活動や町民生活への影響が軽減されることを期待するところであります。

町といたしましても、こうした社会経済情勢の変化を十分踏まえ、地域経済への影響を注視するとともに、住民生活の安定を第一に、引き続き着実な行政運営に努めてまいります。

次に、町の重点施策であります新複合施設整備事業につきましては、今年度、実施設計を鋭意進めてまいりましたが、地元の皆様から寄せられたご意見やご要望を踏まえ、よりよい施設となるよう計画の一部見直しを行い、本議会において実施設計業務の繰越しをご承認いただいたところであります。

また、2月には2回目となる住民説明会を開催するとともに、先日17日には建設委員会を開催し、今後の工事計画等についてご説明をさせていただいたところであります。

今後は、実施設計の完了に向けた作業を着実に進め、来年度から建設工事に着手する予定としており、本施設が町の新たな多世代の交流の場と生きがいつくりの拠点となるよう、引き続き事業の推進に努めてまいります。

さて、今年も卒業シーズンを迎え、一昨日は坂城中学校、昨日は町内3小学校において卒業式が行われ、それぞれの未来に向けて新たな一歩を踏み出しました。また、保育園につきましては、

3園とも24日に卒園式を予定しております。

変化の激しい社会情勢の中にあっても、当町で育つ子どもたちが将来に希望を持ち、着実に歩みを進めていくことができるよう、引き続き支援してまいります。

また、明後日21日から26日までの日程で、坂城中学校2年生の8名が、アメリカ・カリフォルニア州に向けて出発いたします。現地での異文化体験や同年代の学生との交流、さらには世界各国から集まる企業で活躍する方々との対話を通じ、国際的な視野を広げ、将来への志を高める機会となることを期待しております。

あわせて、高校生タイ国研修事業につきましても、8名の高校生が22日から26日までの5日間の日程でタイ国に向け出発いたします。タイ国で活躍する町内企業の視察や現地学生との交流、歴史・文化などの異文化体験を行ってまいります。また、出発に先立ち、今月10日には現地視察にご協力いただく企業3社（株式会社アルプスツール様、株式会社都筑製作所様、有限会社水野製作所様）の町内工場を見学するとともに、タイの現地の状況などについて事前学習を行ったところであります。

多感な時期にある中学生、高校生が、海外での研修を通じて、国際理解と国際感覚を養うとともに、将来の選択肢を広げる貴重な機会となることを期待しております。

次に、町が提供する各種サービスを集約したフロントアプリとなる「自治体統合アプリ」についてであります。町民の皆さんの暮らしと地域、そして行政がこれまで以上につながることを期待し、「さかきコネク」命名いたしました。来週23日の運用開始を予定しており、広報さかき3月号において町民の皆様へご紹介を行ったところでありますが、各アプリストアでダウンロードが可能となり次第、町ホームページや配布チラシに掲載するQRコードからご利用いただけるよう進めてまいります。

今後も新複合施設における各種ソリューションの導入などを含め、町全体のDX推進と行政サービスの向上に取り組んでまいります。

また、来週27日には坂城町消防団任命式を行い、団長以下、新たな幹部、及び新入団員の皆様へ辞令を交付いたします。「自分たちの地域は自分たちで守る」という消防精神のもと、町民の安心・安全な生活を守るため、ご活躍いただくことを期待するところであります。

さて、4月に入りますと、様々なイベントや新たな事業がスタートいたします。新学期を迎え、2日には各保育園の入園式が、6日には小中学校の入学式が予定されております。新たな一步を踏み出す子どもたちを、地域全体で温かく祝福していただければと思います。

また、6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。新年度を迎え、通学や通勤環境が変わる時期でもありますので、町民の皆様におかれましては、交通事故に遭わないよう、また事故に巻き込まれることのないよう、より一層のご注意をお願いしたいと思います。

続いて、19日には、第27回千曲川クリーンキャンペーンを、坂城ライオンズクラブとの共催により実施いたします。会場は例年どおり、埴科用水頭首工付近、大望橋周辺、鼠橋運動公園マレットゴルフ場付近の3会場とし、午前7時から8時30分まで実施する予定としております。

町のシンボルである千曲川の自然環境を守るため、多くの町民の皆様のご参加をお願いいたします。

さて、今年で第21回を迎える「ばら祭り」につきましては、5月23日から6月7日までの16日間の日程で開催を計画しております。先月から、薔薇人の会の皆様を中心に、本格的なバラの手入れが始まり、着々と準備が進められております。今後、イベント内容等について協議を進め、多くの皆様楽しんでいただけるよう内容の充実を図ってまいります。

この冬は、日によって寒暖差の大きい不安定な天候が続き、県内北部をはじめ近年にない記録的な積雪となった地域もありましたが、三月半ばを迎え、柔らかな日差しの中に、春の訪れを感じる季節となってまいりました。

議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（中嶋君）** これにて、令和8年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 午後 2時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 中 嶋 登

坂城町議会議員 星 哲 夫

坂城町議会議員 玉 川 清 史

坂城町議会議員 山 城 峻 一

